
第1章 計画の基本的事項

1.1 計画策定の目的

世界遺産「古都奈良の文化財」は、平成10（1998）年に世界遺産一覧表に記載された。

平成17（2005）年から、「世界遺産条約履行のための作業指針」（以下、作業指針）第108段落において、各登録推薦資産には、資産の顕著な普遍的価値をどのように保全すべきか明示した適切な管理計画（management plan）の策定又は管理体制の設置を行うことが求められるようになった。

それに伴い、それ以前に世界遺産一覧表に記載されていた資産についても、保全状況の審査にあたり管理計画（management plan）の策定が求められるようになってきている。

日本では、「紀伊山地の霊場と参詣道」（平成16〔2004〕年登録）の登録推薦時以降、連続性のある資産（シリアルプロパティ）において、この管理計画（management plan）に対応する計画として、従来の個別の文化財に係る保存管理計画等（以下、個別の保存管理計画）とともに、資産全体を対象とする包括的保存管理計画が策定されている。それ以前に世界遺産一覧表に記載されていた資産においても、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」（平成12〔2000〕年登録）では、記載後13年が経過した平成25（2013）年に、顕著な普遍的価値の確実な保存管理に向け、包括的保存管理計画が策定されている。

「古都奈良の文化財」は、世界遺産一覧表記載後も概ね良好な保全状況を維持しているが、世界遺産委員会における保全状況の審査の過程で、世界遺産センターと助言機関から、資産全体の保存方針を調和させる恒常的な調整メカニズムの確立が重要との指摘がなされた。

以上のような今日の世界遺産の保存管理の動向を踏まえ、「古都奈良の文化財」についても、世界遺産一覧表記載から約15年が経過し、資産の保存状況、利用実態、資産を取り巻く周辺環境等の変化に応じた保存管理方策を検討する必要があることに鑑み、本包括的保存管理計画を策定する。

1.2 計画策定の経緯

本計画の策定にあたっては、『世界遺産「古都奈良の文化財」包括的保存管理計画策定アドバイザー会議』（以下、アドバイザー会議）を開催し、文化遺産の保護を専門とするアドバイザーの下、文化庁、国土交通省をオブザーバーに迎え、奈良県、奈良市の関係課の出席を得つつ、本資産の現状・課題の整理、保存管理の基本方針の検討等を行った。

アドバイザー会議の出席者と、開催日、議題は以下のとおりである。

表 1-1 アドバイザー会議出席者一覧

(アドバイザーは 50 音順 敬称略)

分類	氏名	専門	所属等
アドバイザー	いなば のぶこ 稲葉 信子 (副座長)	遺産論・建築史	筑波大学大学院 教授
	おの けんきち 小野 健吉	庭園史・歴史遺産	奈良文化財研究所 副所長 奈良市文化財保護審議会 委員
	さいとう ひでとし 斎藤 英俊	建築史・文化財保存学	京都女子大学 教授
	たなべ いくお 田辺 征夫 (座長)	考古学	奈良県立大学 特任教授 奈良市文化財保護審議会 会長
	ますい まさや 増井 正哉	建築史・文化遺産の保存活用	奈良女子大学 教授 奈良国際文化観光都市建設審議会 委員
	むねた よしふみ 宗田 好史	ランドスケープ・都市計画学	京都府立大学 教授
オブザーバー	文化庁 文化財部記念物課世界文化遺産室 国土交通省 近畿地方整備局 国营飛鳥歴史公園事務所 近畿地方整備局 奈良国道事務所		
事務局	奈良県 地域振興部文化振興課 奈良市 教育委員会教育総務部文化財課		
関係部局	奈良県関係部局 奈良市関係部局		

表 1-2 アドバイザー会議開催日と議題

会議	日	議題
第 1 回	平成 25 年 11 月 11 日	議題 1. 包括的保存管理計画策定の目的について 議題 2. 包括的保存管理計画策定の進め方について 議題 3. 包括的保存管理に向けての課題について
第 2 回	平成 26 年 2 月 7 日	議題 1. 包括的保存管理計画の対象 議題 2. 本資産の保存管理の課題の整理
第 3 回	平成 26 年 5 月 19 日	議題 1. 本資産の保存管理に関する現状・課題の確認 議題 2. 包括的保存管理の基本方針（案）の検討
第 4 回	平成 26 年 9 月 5 日	議題 1. 包括的保存管理計画（素案）の検討
第 5 回	平成 26 年 11 月 21 日	議題 1. 包括的保存管理計画全体の検討

1.3 計画の構成・構造

本計画は、図 1-1 に示す構成・構造を持ち、各章の内容は以下のとおりである。

第 1 章では、本計画策定の目的、経緯、構成・構造、諸計画との連携等について示す。

第 2 章では、本資産の顕著な普遍的価値及び構成資産の概要について、第 36 回世界遺産委員会（平成 24〔2012〕年、サンクトペテルブルグ）において決議された「顕著な普遍的価値の遡及的陳述」と推薦書に記載された内容に基づき記述する。

第 3 章では、本資産の現在の保存状況について整理し、今後の保存管理上の課題を示す。

第 4 章では、第 2 章、第 3 章を踏まえ、本資産の保存管理のビジョンと 3 つの基本方針を定める。

第 5 章から第 7 章では、第 4 章で定めた基本方針の詳細を記述する。

第 8 章では、第 3 章から第 7 章を踏まえ、経過観察の指標と測定主体、周期を定める。

第 9 章では、本包括的保存管理計画の確実な実施と保存管理の充実を図るための取り組みを示す。

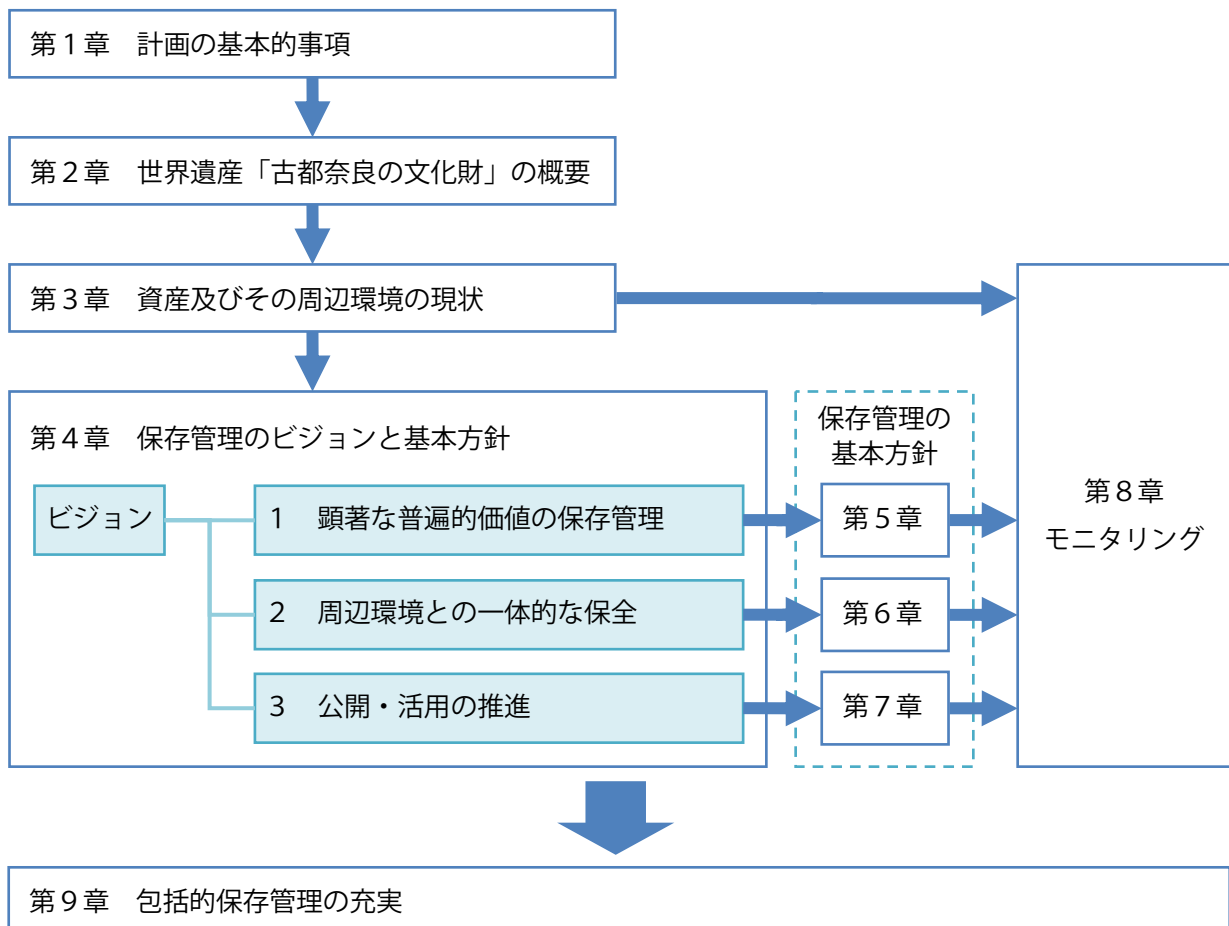
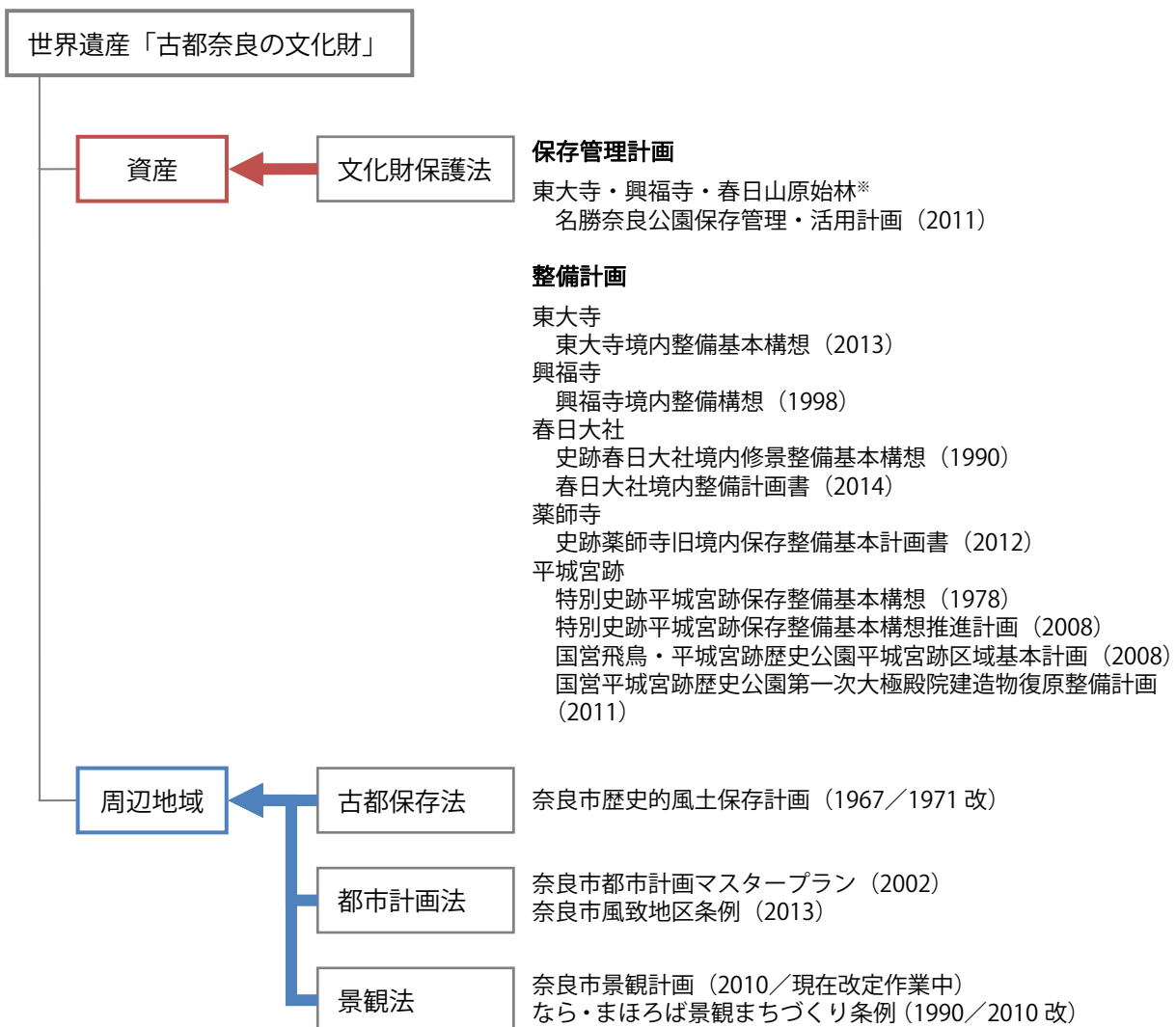


図 1-1 本計画の構成・構造

1.4 各種計画との関係

本計画は、これまでの奈良における文化財保護及び歴史的環境保全の取り組みを継承しつつ、世界遺産「古都奈良の文化財」として、より一体的な保存管理を推進するために策定するものである。したがって、計画策定にあたっては、資産範囲の保存管理の根拠となる文化財保護法、資産の周辺環境の管理の根拠となる各種法令及びそれらに基づく各種計画との整合性を十分考慮した。

また、今後、個別の保存管理計画を策定する際や、奈良県、奈良市、市民等、本資産に関わる多様な関係者が世界遺産の視点から各種取り組みの検討を行う際の指針として、本計画を位置付ける。



※ 東大寺、興福寺、春日山原始林は、名勝奈良公園の一部と重複する。

図 1-2 関係法令及び関連計画

1.5 計画の実施と見直し

1.5.1 実施体制

本資産の保存管理は、各構成資産の所有者、管理者と、文化庁を主とする行政機関が緊密に連携しながら行っている。関係する行政部局、団体の概要と役割は下記のとおりである。

文化庁

日本の文化遺産保護の中心的な役割を担う国の機関である。本資産の保存管理と周辺環境の保全に係る重要事項や、世界遺産委員会に提出する資産の保存管理状況に係る定期報告書の準備等について、奈良県、奈良市、その他の国の機関等と連携し、適宜連絡調整又は協議を行う。

文化財の所有者、管理者が、文化財の維持のための修理、復旧や、現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を行う場合には、文化財保護法に基づき指導等を行う。

また、平城宮跡の所有者としての管理を行う。

奈良県

本資産が位置する奈良市、「法隆寺地域の仏教建造物群」（平成 5〔1993〕年登録）が位置する斑鳩町、「紀伊山地の霊場と参詣道」（平成 16〔2004〕年登録）の一部が位置する五條市をはじめとする 9 市町村、世界遺産暫定一覧表記載「飛鳥・藤原の宮都と関連遺産群」が位置する橿原市、桜井市、明日香村など、39 の市町村（人口 140 万人）を基礎行政単位とする広域行政単位である。世界遺産について、国・市町村・関係団体等と連携して、資産の保存管理と周辺環境の保全に関する現況及び課題を把握し、課題解決のために広域にわたって必要とされる施策を実施する。

本資産の保存管理においては、奈良市と協力して資産総体に係る総合的な調整を行うとともに、文化財保護法に基づき、史跡東大寺旧境内、特別天然記念物春日山原始林、特別史跡平城宮跡の管理団体としての管理を行う。東大寺、興福寺、春日山原始林の資産範囲と一部が重なる名勝奈良公園についても、文化財保護法に基づき管理団体としての管理を行う。

文化振興課は、奈良県の文化振興を広く推進する部局であり、県内に所在する世界遺産に関して総合調整役を担う。本資産においては、保存管理に係る情報交換、協議、その他必要な事業の推進等を行い、奈良県、奈良市の関係部局と文化庁との調整の窓口となる。

教育委員会文化財保存課は、奈良県内の文化財の保存管理を担う部局である。文化財の所有者、管理者が、文化財の維持のための修理、復旧や、現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を行う場合には、文化庁との連絡調整を行うとともに、適宜指導等を行う。

教育委員会文化財保存事務所は、所有者から委託を受けて文化財建造物の保存修理を行う部局であり、文化財建造物の修理技術者が 25 名所属する。解体修理や半解体修理を行う場合は現場に出張所を設置して修理技術者を常駐させており、現在実施中の薬師寺東塔の解体修理にあたっては薬師寺に出張所を置いている。

平城宮跡事業推進室は、国営平城宮跡歴史公園の整備を行う国土交通省国営飛鳥歴史公園事務所と連携し、平城宮跡周辺の奈良県所有区域の整備を行う部局である。

奈良公園室は、東大寺、興福寺、春日山原始林の資産範囲と一部が重なる県立都市公園奈良公園の整備と日常的な維持管理の実務を行う部局である。

奈良市

本資産の全ての構成資産、緩衝地帯及び歴史的環境調整区域を所管する基礎行政単位である。世界遺産について、国・県・関係団体等と連携して、資産の保存管理と周辺環境の保全に関する現況及び課題を把握し、課題解決のために必要とされる施策を実施する。

本資産の保存管理においては、奈良県と協力して資産総体に係る総合的な調整を行う。

教育委員会文化財課は、奈良市内の文化財の保存管理を担う部局である。文化財の所有者、管理者が、文化財の維持のための修理、復旧や、現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を行う場合には、県文化財保存課と連携して適宜指導等を行う。

総合政策課は、奈良市政に関する総合的な政策の立案、推進、各種政策間の調整等を行う部局である。本資産の保存管理においては、本資産及び周辺地域に関する各部局の動きを把握し、他部局との連絡調整を行う。

都市計画課は、奈良市の都市計画に関する企画、立案、推進及び総合調整を行う部局である。本資産の保存管理においては、都市計画法に基づき、本資産及び周辺地域における土地利用計画を定める。

景観課は、奈良市の景観づくりに関する企画、立案、推進及び調整を行う部局である。本資産の保存管理においては、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）、都市計画法及び奈良市風致地区条例に基づき、本資産及び周辺地域における建築行為等の許認可及び届出の受理、審査、勧告、変更命令等を行う。また、景観法及びなら・まほろば景観まちづくり条例に基づき景観計画を定め、本資産及び周辺地域における建築行為等の許認可及び届出の受理、審査、勧告、変更命令等を行う。

観光戦略課及び観光振興課は、奈良市の観光に関する施策の企画、立案、推進及び調整を行う部局である。本資産の保存管理においては、観光情報の発信等を担う。

国土交通省

国営飛鳥歴史公園事務所は、平城宮跡の資産範囲とほぼ一致する国営平城宮跡歴史公園の整備を行う国土交通省の組織である。平成 20（2008）年に平城宮跡を国営平城宮跡歴史公園の区域にすることが決定されて以降、土地の所有者であり地下遺構・遺物の保存管理を行う文化庁、特別史跡の管理団体である奈良県、周辺環境の保全を担う奈良市、発掘調査・研究を行う奈良文化財研究所と連携し、平城宮跡の価値を可視的に表現するための整備を含め、考古学的遺跡（平城宮跡）の適切な保存活用を目的とする（公園）整備事業を実施している。

奈良国道事務所は、奈良県内の国道の整備・維持管理を行う国土交通省の組織であり、平城宮跡東の緩衝地帯に隣接する歴史的環境調整区域内に建設が計画されている大和北道路の整備も担当している。大和北道路の建設が平城宮跡の地下遺構・遺物に影響を与えないよう、平成 18（2006）

年 9 月に「大和北道路地下水モニタリング検討委員会」を設置し、地下水監視システムとリスク低減のための計画を策定するための検討を進めている。

社寺

本資産の各構成資産の所有者及び管理者であり、宗教活動の継続によって本資産を現在まで継承してきた主体である。本資産の保存管理においては、各構成資産又は各構成資産に含まれる文化財の日常的な維持管理を行う。日常的な維持管理を超える修理等が必要な場合は、文化庁、奈良県及び奈良市と連携して実施する。また、それぞれの社寺には文化財の管理を担当する職員が所属している。

奈良文化財研究所

文化財を総合的に研究するための機関である。昭和 27（1952）年の設立以来、古都奈良に残る多数の文化財について学際的な総合研究を行なっている。1960 年代からは平城宮・平城京、京内の寺院等の発掘調査も行い、8 世紀における日本の古都の姿を明らかにする上で大きな成果を上げている。これら調査研究の成果は、学術報告書での発表や平城宮跡資料館・遺構展示館で公開すると共に、社寺や平城宮跡の保存・整備にも活用されている。

地域住民

奈良は、710 年の平城遷都後 1300 年に亘る歴史をもつ古都であり、世界遺産を含む多くの文化財は、そこで暮らす人々の生活や信仰、日常の風景の中に溶け込みながら現代まで継承されてきた。

現在も、歴史及び文化に対する関心や意識は高く、文化財保護指導委員¹やボランティアといった形で世界遺産、文化財の保護に関わる地域住民が多く存在する。

また、奈良市は市内の幼稚園、小中学校を対象に世界遺産学習²を推進し、世界遺産をはじめ地域の文化財や伝統文化、環境を次の世代に引き継ぐための取り組みを実施している。

世界遺産を含む文化財の保護には地域住民の理解が不可欠であり、周辺環境を含めた一体的な保全をはかるためには、法令による規制、誘導だけでなく、地域住民の協力、主体的な取り組みが必要である。今後も行政と連携しつつ、主体的に世界遺産の保護に取り組むことが望まれる。

¹ 文化財保護指導委員：奈良県が文化財保護法、奈良県文化財保護指導委員設置要綱に基づき一般市民に委嘱している。月例の巡視報告が市町村経由で提出され、文化財保護の最前線における円滑な情報収集を可能としている。奈良市域は 4 名が分担している。

² 世界遺産学習の目的

- ・奈良の良さを深く理解し、奈良に愛着を感じ、奈良を誇りに思う子供を育てる
- ・文化遺産の創造や継承、またその保護、文化遺産を取り巻く自然環境の維持に、長い年代を通じて取り組んできた人々の思いや努力を共感的に理解し、文化遺産や自然遺産を尊重する態度を育てる。
- ・奈良の文化財や自分の生活を空間的また歴史的に捉えなおし、国際理解や環境、平和、人権等の現代的な諸課題について意欲的に学ぶ力を育てる。

1.5.2 計画の実施と見直し

本計画は、平成 27（2015）年 4 月から実施する。

実施後は、構成資産、緩衝地帯及び歴史的環境調整区域の保存管理の状況を 第 8 章 モニタリングにおいて定める方法によって継続的に観察し、その結果や世界遺産の保存管理の動向等を踏まえ、世界遺産委員会への定期報告の周期である 6 年を目途として、見直しを検討する。

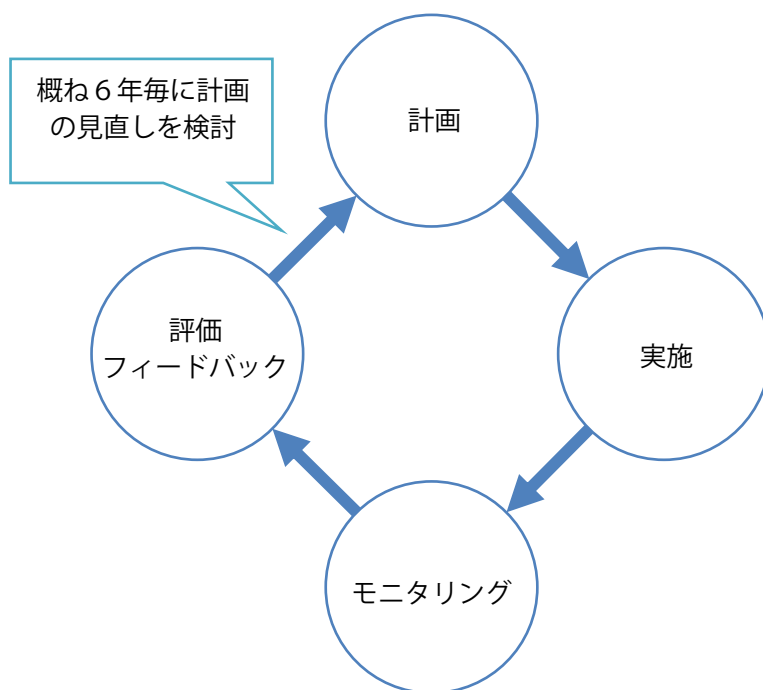


図 1-3 本計画の実施サイクル

第2章 世界遺産「古都奈良の文化財」の概要

2.1 顕著な普遍的価値の言明

世界遺産「古都奈良の文化財」の顕著な普遍的価値は、第36回世界遺産委員会（平成24〔2012〕年、サンクトペテルブルグ）において決議された「顕著な普遍的価値の遡及的陳述」（原文は英文。）によれば、以下のとおりである。

登録年 平成10〔1998〕年 / 陳述年 平成24〔2012〕年

摘要

古都奈良の歴史的な記念工作物は、日本の建築及び芸術の進化を示す希有な物証である。奈良が710年から784年まで日本の都として機能していた時代に、日本の文化的・政治的發展をもたらした極めて重要な時期を鮮明に示している。この時代に日本の国家体制が確立され、その後の日本文化の源泉として奈良は台頭し、栄華を極めた。「古都奈良の文化財」は、現在の奈良市に位置し、78棟の建造物を含む8つの構成要素から成り、面積は619.9 haである。登録資産の周辺には、緩衝地帯（1,962.5 ha）と歴史的環境調整区域（539.0 ha）を設定している。

平城京が置かれた場所は中国の風水思想に従って厳密に選定された。唐の都であった長安を基に壮大な都市計画が策定され、碁盤の目状の区画に宮殿、寺院、神社、公共の建造物、住居、道路が作られた。平城京の中央北端に位置する平城宮跡は、面積120 haを占める。国の政治や儀式を執り行う大極殿・朝堂院、天皇の居所である内裏、行政機関である各役所などがあった。

構成資産は5つの仏教寺院（東大寺・興福寺・薬師寺・元興寺・唐招提寺）、神社（春日大社）、関連する文化的景観（春日大社・春日山原始林）、考古学的遺跡（平城宮跡）から成る。これらの一群の構成資産は、日本の歴史に政治的・文化的変化をもたらした8世紀の日本の都における宗教や生活の在り方を鮮明に、包括的に示している。

評価基準

評価基準 (ii) 古都奈良の歴史的な記念工作物は、中国や朝鮮半島との文化的交流の結果としてもたらされた日本の建築及び芸術の進化を示す希有な物証であり、その後の（当該分野における）発展にも大きな影響を与えた。

評価基準 (iii) 古都奈良の文化遺産群のうち、独特の建築遺産は、奈良に都が置かれていた期間における日本文化の栄華を示している。

評価基準 (iv) 平城宮の地割・建物配置及び奈良に遺存する記念工作物群の意匠は、アジア古代の宮都における建築及び計画性の顕著な事例である。

評価基準 (vi) 奈良に所在する仏教寺院及び神社は、仏教や神道といった信仰が、今なお独特の精神的な力及び影響を持ち続けていることを示している。

完全性（平成 22〔2010〕年時点）³

「古都奈良の文化財」は、古都奈良を代表する典型的な寺社の建造物群、日本古来の信仰の在り方を表す神社境内と自然とが一体となった文化的景観、考古学的遺跡から成る。それらは 8 世紀の日本の政治体制及び文化的伝統を表す上で不可欠の構成資産群であり、それらによって資産全体の完全性は十分に示されている。また、個々の構成資産の周辺には適切な範囲の緩衝地帯が設定されており、それらの保存状態に関する完全性の条件にも揺らぎはない。

平成 15（2003）年、世界遺産委員会が大和北道路の建設による地下水位の変化が平城京の埋蔵文化財に与える負の影響について懸念を表明して以来、政府による介入やモニタリングが続けられている。現在、締約国では平城宮に計画中の新しい見学施設の視覚的影響について検討を行っている。

真実性（平成 22〔2010〕年時点）³

古都奈良の修理作業は 19 世紀末、明治 30（1897）年に「古社寺保存法」が制定されて以降、始まった。春日大社においては、式年造替の伝統が守られている。

形態・意匠、材料・材質、伝統・技術、位置・環境の観点から、建造物の真実性は高い水準に保たれている。日本における文化財保護の原則によると、損傷を受け又は価値を減じた建築的要素の修復は、当初の建築者が用いたものと同様の素材・技術で行うこととされている。長い間水田の下で保存されてきた平城宮跡の考古学的遺跡についても、形態、材料・材質、位置・環境の観点から、高い水準の真実性が保持されている。発掘された遺構についても保護のため埋め戻しが行われている。

平城宮跡において行われたいくつかの門・院室・庭園の復原も、日本において継承されてきた伝統的な建築物や発掘調査によって明らかとなった相当量の情報資料に基づいている。そのため、復原建物は形態・意匠の観点からの真実性を保持している。締約国では現在、復原建造物に関するすべての明確な論拠と正当性の必要性を重視しながら、どのように保存作業を確実な形で継続できるか、検討を行っている。

また、春日山原始林では 841 年から狩猟や木々の伐採が固く禁じられており、現在も聖なる森として保護されている。したがって、その位置・環境、精神性の観点における真実性に揺らぎはない。

保護・管理に係る要件（平成 22〔2010〕年時点）³

構成資産はいずれも文化財保護法の下に国宝・特別天然記念物・特別史跡等に指定されており、厳密な保存が図られている。

各寺社の建造物群及びその境内については、所有者である各寺社が保存及び管理に当たっており、保存状況は良好である。春日山原始林については奈良県が、平城宮跡については国・奈良県が連携して保存及び管理に当たっている。特に平城宮跡とその緩衝地帯の一部を含む周辺の区

³ 「顕著な普遍的価値の遡及的陳述」は、記載決議の時点に遡り作成されるが、「完全性」、「真実性」、「保護・管理に係る要件」については、提出時の状況を反映することが求められたため、平成 22（2010）年時点の状況が記載されている。以降、平成 27（2015）年 3 月現在までに変更、進展のあった事項については、注釈（※4～5）として現況を示す。

域は平成 20（2008）年に国営公園となり、考古学的遺跡の適切な保存及び活用を目的とする整備事業が今後も継続的に実施される計画である⁴。

また、各構成資産の周辺には、文化財保護法・古都保存法その他条例等によって明確かつ適切な範囲の緩衝地帯が設定されている。

「古都奈良の文化財」の全体を対象とする包括的保存管理計画は策定されていないが⁵、いずれの構成資産に対しても修理・整備を含む保存・管理調査事業が計画的に実施されている。長期的な保存・保護を確実なものにするためには、保存管理計画の拡充が必要である。

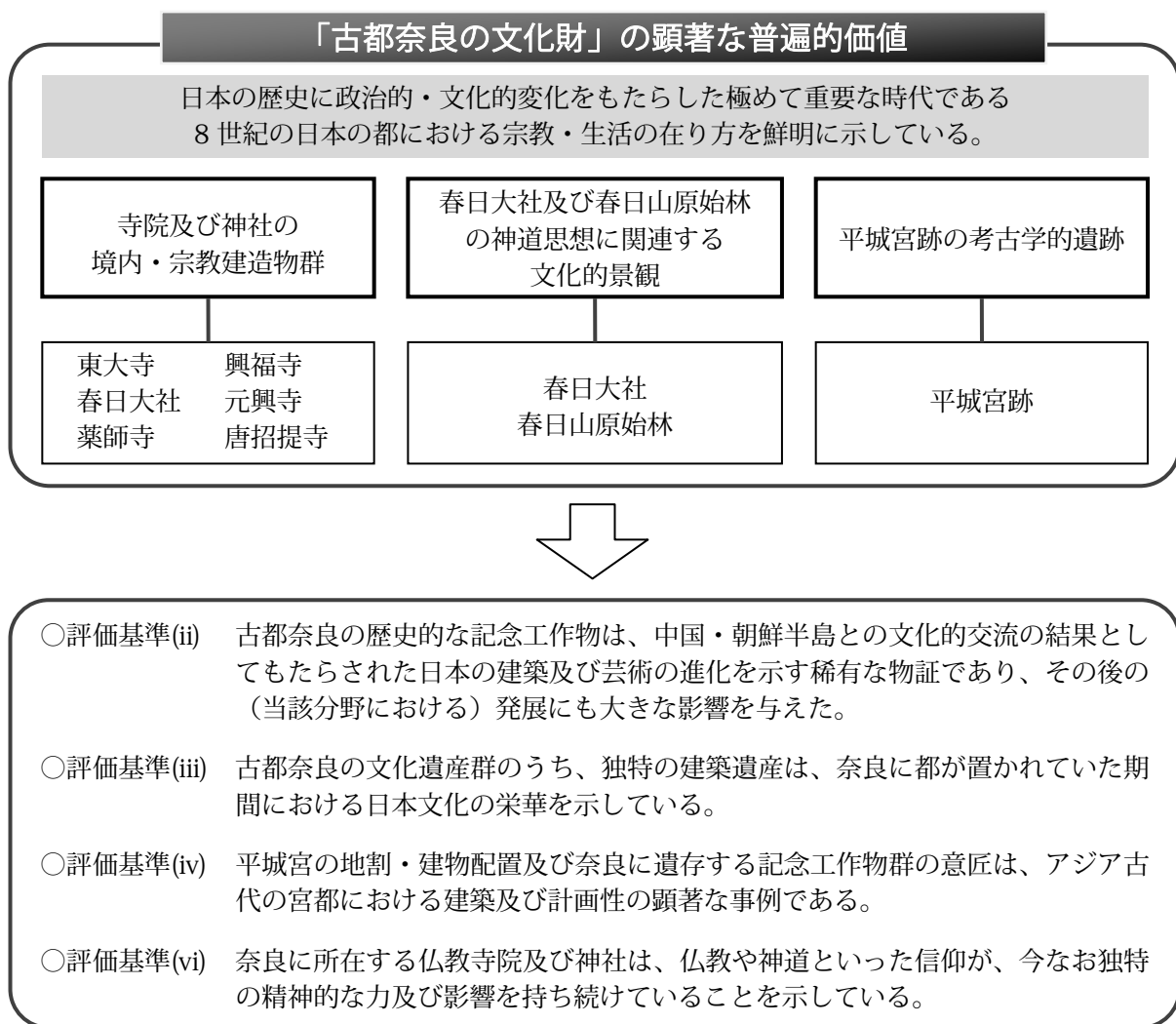
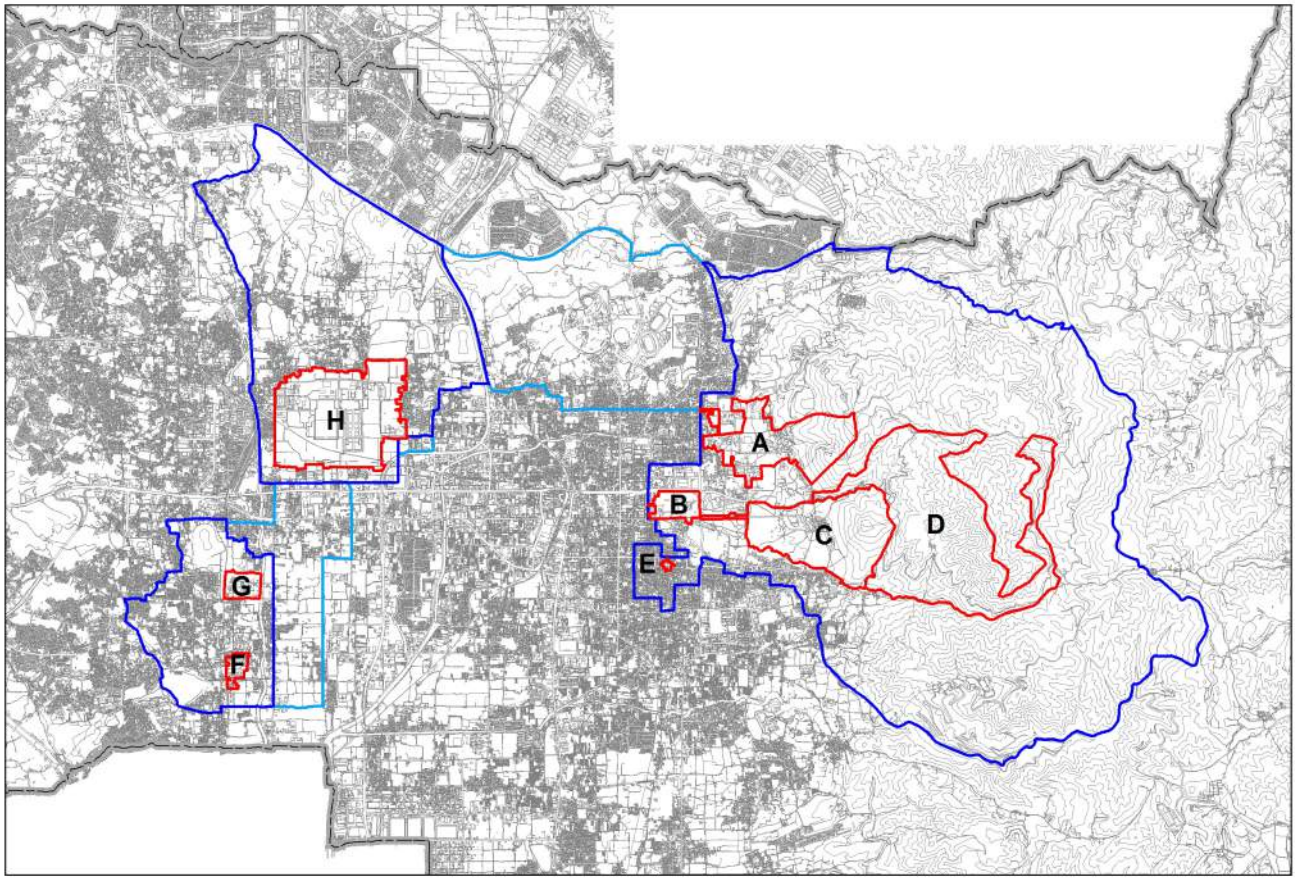


図 2-1 本資産の顕著な普遍的価値

⁴ 最新（2015年3月時点）の計画の一覧は、図1-2（p.5）を参照。

⁵ 本計画の策定をもって、「古都奈良の文化財」全体を対象とする包括的保存管理計画が整備された。



- 凡例
- 資産範囲
 - 緩衝地帯
 - 歴史的環境調整区域
- A : 東大寺
 - B : 興福寺
 - C : 春日大社
 - D : 春日山原始林
 - E : 元興寺
 - F : 薬師寺
 - G : 唐招提寺
 - H : 平城宮跡



図 2-2 資産、緩衝地帯及び歴史的環境調整区域の範囲図

表 2-1 座標

構成資産	緯度	経度
A 東大寺	北緯 34 度 41 分 20 秒	東経 135 度 50 分 23 秒
B 興福寺	北緯 34 度 40 分 59 秒	東経 135 度 49 分 60 秒
C 春日大社	北緯 34 度 40 分 53 秒	東経 135 度 50 分 54 秒
D 春日山原始林		
E 元興寺	北緯 34 度 40 分 40 秒	東経 135 度 49 分 52 秒
F 薬師寺	北緯 34 度 40 分 06 秒	東経 135 度 47 分 03 秒
G 唐招提寺	北緯 34 度 40 分 32 秒	東経 135 度 47 分 05 秒
H 平城宮跡	北緯 34 度 41 分 31 秒	東経 135 度 47 分 49 秒

2.2 構成資産

2.2.1 構成資産一覧

世界遺産「古都奈良の文化財」は、8件の構成資産から成る。これらの一群の構成資産は、①寺院及び神社の境内・宗教建造物群、②春日大社及び春日山原始林の神道思想に関連する文化的景観、③平城宮跡の考古学的遺跡から成り、①は世界遺産条約 第1条 及び作業指針 第45段落 に定める「建造物群 (a group of buildings)」、②③は同じく「遺跡 (site)」に該当する。さらに②は作業指針 第47段落 に定める「文化的景観 (cultural landscapes)」のうち、作業指針 付属資料3 第10段落 (iii) に規定する「関連する文化的景観」に該当する。

構成資産の所有者、管理者は表 2-3、世界遺産条約上の遺産種別と国内法上の指定状況の対応は表 2-4、本資産を構成する要素の目録は表 2-5 に示すとおりである。

表 2-2 資産の所在地と面積

構成資産	所在地	資産面積 (ha)	緩衝地帯面積 (ha)	歴史的環境調整区域面積 (ha)
A 東大寺	奈良県奈良市	68.9	1,311.6	539.0
B 興福寺	奈良県奈良市	12.4		
C 春日大社	奈良県奈良市	93.1		
D 春日山原始林	奈良県奈良市	298.6		
E 元興寺	奈良県奈良市	0.8	186.3	
F 薬師寺	奈良県奈良市	5.1		
G 唐招提寺	奈良県奈良市	9.1		
H 平城宮跡	奈良県奈良市	128.9	464.6	
	計	616.9	1,962.5	539.0

表 2-3 構成資産の所有者、管理者

構成資産	所有者	管理者等
A 東大寺	東大寺、手向山八幡宮、国（財務省）、国（宮内庁）	東大寺、手向山八幡宮、国（宮内庁）、奈良県（史跡管理団体）
B 興福寺	興福寺、国（財務省）	興福寺、奈良県
C 春日大社	春日大社	春日大社
D 春日山原始林	国（財務省）	奈良県（特別天然記念物管理団体）
E 元興寺	元興寺	元興寺
F 薬師寺	薬師寺	薬師寺
G 唐招提寺	唐招提寺	唐招提寺
H 平城宮跡	国（文化庁）	国（文化庁、国土交通省）、奈良県（特別史跡管理団体）

表 2-4 世界遺産条約上の遺産種別と国内法上の指定状況の対応表

		構成資産	国内法上の指定区分					
			国宝 (棟数)	重要文化財 (棟数)	参考 建造物群所 在範囲の土 地指定状況	特別史跡 ／史跡	特別 天然記念物	
世界遺産条約上の遺産種別	建造物群	A 東大寺	10 ^{※1}	17 ^{※1}	史跡 ^{※2}			
		B 興福寺	4	2	史跡 ^{※2}			
		E 元興寺	2	1	史跡			
		F 薬師寺	2	4	史跡			
		G 唐招提寺	5	1	史跡			
	遺跡	文化的景観	C 春日大社	4	27	史跡	春日大社境内 (史跡)	
			D 春日山原始林					春日山 原始林 ^{※2}
		H 平城宮跡				平城宮跡 ^{※4} (特別史跡)		
国内法上の 指定文化財数			27 ^{※3}	52 ^{※3}		2	1	
登録遺産に 含まれる要素数			78 ^{※3}			3		

※1 重要文化財建造物であった二月堂が、登録後平成 17（2005）年 12 月 27 日に国宝建造物に指定された。

※2 名勝奈良公園の一部と重複。

※3 本表において、建造物群の「国内法上の指定文化財数」と「登録遺産に含まれる要素数」とが一致しないのは、国内法（文化財保護法）上、東大寺金堂（大仏殿）と銅造盧舎那仏坐像（大仏）とは個別に国宝指定されているが、世界遺産を構成する要素としては両者を一体のものとして取り扱っているためである。

※4 登録後平成 21（2009）年 7 月 23 日に名勝、平成 22（2010）年 8 月 5 日に特別名勝に指定された平城宮東院庭園を含む。

表 2-5 本資産を構成する要素の目録

文化財種別 凡例
 ** 国宝を示す * 重要文化財を示す
 △△ 特別史跡を示す △ 史跡を示す
 ○○ 特別天然記念物を示す
 □□ 特別名勝を示す

No.	名称	文化財種別	指定年月日 0内は国宝・特別指定年月日	建立年代	概要
A	東大寺エリア		東大寺旧境内は 1932 年 7 月に史跡に指定されている		
A1	南大門	**	1897.12.28 (1951.06.09)	1199	東大寺の正門。
A2	法華堂	**	1897.12.28 (1951.06.09)	正堂 747 頃・礼堂 1199	不空羅索観音立像を安置する堂宇。
A3	鐘楼	**	1897.12.28 (1953.03.31)	1206-1210	梵鐘をつるす建物。
A4	金堂 (大仏殿) 及び 銅造盧舎那仏坐像 (大仏)	**	1898.12.28 (1952.03.29) 1897.12.28 (1958.02.08)	1709 752	盧舎那仏坐像 (大仏) を安置する中心仏堂。世界最大の木造建造物。 盧舎那仏の巨大な銅像。東大寺の本尊。
A5	開山堂	**	1898.12.28 (1953.03.31)	内陣 1200・外陣 1250	東大寺の開山である良弁僧正の坐像を安置する堂宇。
A6	転書門	**	1899.04.05 (1952.03.29)	8 世紀中期	東大寺の西門。
A7	中門	*	1900.04.07	1714	金堂の正面に建つ門。
A8	廻廊 東廻廊・西廻廊	*	1900.04.07	1716-1737	中門の左右から金堂につながる廊。金堂前方を広く取り囲む。
A9	東西薬門	*	1900.04.07	東薬門 1722・西薬門 1719	東廻廊・西廻廊にそれぞれ開く門。
A10	勸進所経庫	*	1902.07.31	9 世紀	経典を納める校倉造の倉庫。1687 年に境内の他の場所から移築したもの。
A11	法華堂経庫	*	1902.07.31	9 世紀	経典を納める校倉造の倉庫。1696 年に境内の他の場所から移築したもの。
A12	法華堂北門	*	1903.04.15	1240	法華堂の北門。
A13	二月堂閼伽井屋 (若狭井屋)	*	1903.04.15	13 世紀	修二会の際に二月堂の本尊に供える水をくむ井戸の覆屋。
A14	二月堂仏餉屋 (御供所)	*	1903.04.15	13 世紀	修二会の際に飯食を調理する建物。
A15	三昧堂 (四月堂)	*	1903.04.15	1681	十一面観音立像を安置する堂宇。
A16	念仏堂	*	1903.04.15	1237	地藏菩薩坐像を安置する堂宇。
A17	大湯屋	*	1903.04.15	1408	僧侶の入浴施設。
A18	本坊経庫	**	1906.04.14 (1953.03.31)	8 世紀	経典を納める校倉造の倉庫。1714 年に境内の他の場所から移築したもの。
A19	法華堂手水屋	*	1906.04.14	1335	集会や会食などに使う建物。
A20	二月堂参籠所	*	1906.04.14	14-15 世紀	修二会の際に練行衆の宿所と食堂にあてる建物。
A21	二月堂	**	1944.09.05 (2005.12.27)	1669	十一面観音像を安置する堂宇。修二会を行う。
A22	正倉院正倉	**	1997.05.19 (1997.05.19)	756 頃	東大寺の正倉。
A23	手向山神社境内社住吉神社本殿	*	1921.04.30	13 世紀後期-14 世紀前期	東大寺の守護神をまつる手向山神社に付属する住吉神社の神霊をまつる小規模な社殿。

No.	名称	文化財種別	指定期年月日 0内は国宝・特別指定期年月日	建立年代	概要
A24	手向山神社宝庫	*	1953.11.14	8世紀	宝物を納める校倉造の倉庫。1816年に東大寺境内の他の場所から移築したもの。
B	興福寺エリア		興福寺旧境内は、1967年5月に史跡に指定されている		
B1	北円堂	**	1897.12.28 (1952.03.29)	1210	弥勒仏坐像を安置する八角円堂。
B2	三重塔	**	1897.12.28 (1952.03.29)	12世紀後期-13世紀前期	仏舎利を納める三重の塔。
B3	五重塔	**	1897.12.28 (1952.03.29)	1426	仏舎利を納める五重の塔。
B4	東金堂	**	1897.12.28 (1952.03.29)	1415	薬師三尊像を安置する堂宇。
B5	大湯屋	*	1953.03.31	15世紀前期	僧侶の入浴施設。
B6	南円堂	*	1986.12.20	1789	不空罽索観音坐像を安置する八角円堂。
C	春日大社エリア				
C1	本社本殿	**	1901.08.02 (1956.06.28)	1863	四柱の神霊をまつる社殿。春日造形式の建物で、四棟並列して建つ。
C2	本社中門	*	1901.08.02	1613	本殿の前に建つ門。
C3	本社東御廊	*	1901.08.02	1613	中門から東側につづく廊。
C4	本社西及び北御廊	*	1901.08.02	1613	中門から西側につづき、さらに北側に折れ曲がってつづく廊。
C5	本社総廊	*	1901.08.02	1707-1709	移殿と北御廊をつなぐ廊。
C6	本社幣殿	*	1901.08.02	1650-1652	春日祭の際に儀式を行う建物。
C7	本社直会殿	*	1901.08.02	1650-1652	春日祭の際に儀式を行う建物。
C8	本社移殿	*	1901.08.02	1786	春日祭の際に儀式を行う建物。本殿造替の際には神霊をここに移す。
C9	本社宝庫	*	1901.08.02	1385-1388	神宝を納める高床の倉庫。
C10	本社南門	*	1901.08.02	1382-1385	南廻廊の中央に開く門。
C11	本社慶賀門	*	1901.08.02	1382-1385	西廻廊に開く門のひとつ。
C12	本社清浄門	*	1901.08.02	1382-1385	西廻廊に開く門のひとつ。
C13	本社内侍門	*	1901.08.02	1382-1385	西廻廊に開く門のひとつ。
C14	本社廻廊	*	1901.08.02	1382-1385 (東廻廊 1613)	神域を取り囲む廊。
C15	本社車舎	*	1902.07.31	1632	春日祭の際に勅使の牛車をとめる建物。
C16	本社着到殿	*	1902.07.31	1413	春日祭の際に勅使が本殿参拝の諸準備を整える建物。
C17	本社龜殿	*	1902.07.31	1388	春日祭の神饌を調理する建物。
C18	本社酒殿	*	1902.07.31	1632	春日祭の神酒を醸造する建物。
C19	本社板藏	*	1902.07.31	1632	高床の倉庫。
C20	本社一の鳥居	*	1942.06.26	18-19世紀	参道の入口に建つ木造の鳥居。
C21	摂社若宮神社本殿	*	1901.08.02	1863	本社に付属する若宮神社の神霊をまつる社殿。本社本殿と同形式の建物で、一棟独立して建つ。

No.	名称	文化財種別	指定期年月日 0内は国宝・特別指定期年月日	建立年代	概要
C22	摂津若宮神社拜舎	*	1901.08.02	1863	若宮祭の際に儀式を行う建物。
C23	摂津若宮神社細殿及び神楽殿	*	1901.08.02	1613	若宮祭の際に儀式を行う建物。
C24	摂津若宮神社手水屋	*	1902.07.31	1632-1633	若宮神社に奉仕する神官の詰所。
C25	春日大社境内	△	1985.03.18		神体山である御蓋山とその西麓に広がる社叢。春日山原始林と一体で大社の神域をなす。
D	春日山原始林エリア				
D1	春日山原始林	○○	1924.12.09 (1955.02.15)		春日山の原始林。古くから春日大社の神山として保護される。
E	元興寺エリア		元興寺極楽坊境内は、1965年2月に史跡に指定されている		
E1	極楽坊本堂	**	1901.03.27 (1955.02.02)	1244	智光曼荼羅を安置する堂宇。奈良時代の僧房を鎌倉時代に建て替えたもの。
E2	極楽坊禅室	**	1906.04.14 (1953.03.31)	13世紀前期	僧侶の住まい。奈良時代の僧房を鎌倉時代に建て替えたもの。
E3	極楽坊東門	*	1952.03.29	13世紀後期-14世紀前期	本堂の東正面に建つ門。1411年に東大寺から移築したもの。
F	薬師寺エリア		薬師寺旧境内は、1997年4月に史跡に指定されている		
F1	東塔	**	1897.12.28 (1951.06.09)	730	仏舎利を納める各重裳階付の三重の塔。
F2	東院堂	**	1904.02.18 (1961.04.27)	1285	観音菩薩立像を安置する堂宇。
F3	南門	*	1947.02.26	1512	薬師寺の南門。1650年に境内の他の場所から奈良時代の南大門の跡に移築したもの。
F4	休岡八幡神社社殿	*	1935.05.13	1603	薬師寺の守護神をまつる神社の社殿。本殿と南北協殿からなる。
G	唐招提寺エリア		唐招提寺旧境内は、1967年12月に史跡に指定されている		
G1	金堂	**	1897.12.28 (1951.06.09)	8世紀	盧舎那仏坐像を安置する中心仏堂。
G2	講堂	**	1898.12.28 (1952.11.22)	8世紀	講經を行う堂宇。平城宮の建物を移築したもので、唯一現存する平城宮の建築遺構。
G3	鼓楼	**	1900.04.07 (1953.11.14)	1240	鑑真が中国から将来した仏舎利を安置する二層の建物。
G4	宝蔵	**	1904.02.18 (1959.06.27)	8世紀	宝物を納める校倉造の倉庫。
G5	経蔵	**	1904.02.18 (1953.11.14)	8世紀	経典を納める校倉造の倉庫。
G6	礼堂	*	1904.02.18	1284	鼓楼に安置する仏舎利を礼拝する南側部分と僧侶の住まいである北側部分からなる堂宇。
H	平城宮跡エリア				
H1	平城宮跡	△△	1922.10.12 (1952.03.29)		奈良時代の都（平城京）の宮殿と役所の遺跡。
H2	平城宮東院庭園	□□	2009.07.23 (2010.08.05)		奈良時代の都の宮殿遺跡から発掘され修復された庭園（平城宮跡の範囲に含まれる）。

2.2.2 構成資産の概要

登録推薦書に記載された「古都奈良の文化財」の構成資産の概要は以下のとおりである。なお、登録以降に変更があった事項については修正を行い、その内容を脚注として示している。

A 東大寺

東大寺は、仏の加護により国家を鎮護しようとした聖武天皇の発願で建立された。751年に金堂（大仏殿）が完成、翌年には盛大な大仏開眼供養が行われ、伽藍全体がほぼ完成したのは奈良時代末であった。その造営は国の総力を挙げた大事業であり、空前絶後の巨大な建造物群が建設された。

1180年に兵火で伽藍の主要部が焼失したが、重源により大仏様を用いて復興された。大仏様は、重源が中国・宋から導入した建築様式で、従来の和様とは全く異なっており、大仏殿をはじめとする巨大建造物群の再建に適した単純明快できわめて合理的な構造手法であった。

しかし、1567年には、再び兵火によって主要伽藍が焼失した。現存する大仏殿は、その後1709年に再建されたものである。

南大門・法華堂・鐘楼・金堂（大仏殿）及び銅造盧舎那仏坐像（大仏）・開山堂・転害門・本坊経庫・二月堂⁶・正倉院正倉が国宝に、そのほか15棟が重要文化財に指定されている。奈良時代に東大寺の鎮守として創立された手向山八幡宮⁷にも、2棟の重要文化財がある。

法華堂は、創建時には、正面5間・側面4間の正堂と、正堂前面に軒を接して建つ正面5間・側面2間の礼堂の、2棟の建物から成っていた。鎌倉時代に礼堂が大仏様の手法を用いて建て替えられ、両堂をつなぐ屋根が架けられて一体の堂になった。奈良時代の正堂と鎌倉時代の礼堂とが見事に調和した建物である。

転害門は、奈良時代の創建時の遺構である。その雄大な姿は、奈良時代の東大寺の建築を想像させるに十分である。

本坊経庫は、奈良時代の校倉造の倉庫である。校倉造は、断面三角形の部材を組み上げて壁をつくる高床式倉庫建築の構造手法で、本例は古い形式をよく残している。もとは講堂の北東にあったが、1714年に現在地に移築された。

正倉院正倉は、756年頃に建てられた。高床造の長大な双倉で、北倉・中倉・南倉の3室からなり、南北の倉を校倉、中倉を板倉としている。現存する奈良時代の校倉のなかでも、最大規模のものである。光明皇后が東大寺に献納した聖武天皇の遺愛品をはじめ、奈良時代を代表する多数の美術工芸品が現在に伝えられている。これらの中には、中国・唐や朝鮮・統一新羅、さらには遠くインドやペルシャなどからもたらされた品々もある。

南大門は、1199年に、創建時の位置と規模を踏襲して再建されたものである。大仏様の手法により、上層まで一本で通した柱に縦横に貫を通して高く組上げ、鉄骨造のような機械的な構造美をみせている。その堂々とした姿からは、鎌倉再建時の大仏殿の威容がしのばれる。内部には、一對の巨大な金剛力士像が安置されている。

開山堂は、1200年の建立時には方1間の独立した堂であったが、1250年に現在地に移築して、周囲に外陣を加えて方3間の堂とした。内側の方1間は純粹な大仏様で建てられているが、後補の外陣

⁶ 世界遺産登録時は重要文化財。

⁷ 世界遺産登録時の名称は「手向山神社」。

は、大仏様を取り入れながらも和様的な意匠となっている。

鐘楼は、13世紀初頭に栄西によって建て替えられたもので、四方を吹放しとし、強い軒反りをもった屋根を載せている。梵鐘を釣る円形断面の太い虹梁を組み込んだ架構は力強く、大仏様の特色を最大限に生かした傑作である。

金堂（大仏殿）及び銅造盧舎那仏坐像（大仏）は、巨大な東大寺本尊とこれを安置する中心の仏堂である。大仏は747年に鑄造がはじまり、本体がほぼ完成した750年頃からは覆屋となる大仏殿の建設が並行して進められ、752年に開眼した。これら創建時のものは1180年に兵火に遭い、損傷した大仏は1184年に修理を終え、大仏殿は1195年に再建された。この二代目のものも1567年に再度の兵火で、大仏殿は焼失、大仏も頭部や胴体が焼け落ちた。しかし、大仏は室町時代末に仏体が修理され、頭部は1690年に鑄造を終え、1709年には現存する三代目の大仏殿が完成した。このように焼失と損傷を重ねた大仏殿と大仏であったが、両者は常に一体のものとしてその都度再建・修復されてきた。

現存の大仏は、像高14.98mの巨像で、胴体下部から台座にかけてなどに、創建当初の部分が広範囲に残る。大仏殿は、鎌倉再建時（二代目）の大仏殿に倣って大仏様が使われている。正面は創建以来11間であったものが7間に縮められているが、側面と高さは創建時の規模を踏襲している。それぞれに世界最大規模の鑄造仏と木造建築として、創建時の壮大さを今日に伝えている。

二月堂⁸は、奈良時代に創建され、1667年の焼失後、1669年に再建された。古代から中世に発展させた建築的特質を継承しつつ、近世の建築技術を駆使した高い完成度をもっている。平面形式や空間構成が古代から連綿と勤修されている「修二会」と呼ばれる行事ときわめて密接に結びついている類いまれな建築といえる。

東大寺は、一年を通じ多くの観光客で賑わうが、一方では、現在も生きる宗教活動の場である。特に、二月堂は多くの人々の信仰を集め、修二会の際は多くの人が参拝する。

また、境内の東方に広がるなだらかな草地の丘陵は若草山と呼ばれ、大仏殿の大屋根とともに、奈良の景観を特徴付ける重要な要素となっている。毎年1月第4土曜日⁹の夜に行われる若草山の山焼きは、奈良の冬の風物詩として親しまれている。

B 興福寺

興福寺は、669年に前身寺院が創立されたのを起源とする。遷都に伴って、この寺も飛鳥から平城京に移され、興福寺となった。藤原氏の氏寺だが、主要堂塔の建立の発願は天皇や皇后によるものが多い。藤原氏と朝廷との密接な関係によるもので、造営工事も政府直営で進められた。

興福寺はその後にも強大な勢力を持ち続け、再三の火災にもその都度旧形式を踏襲して再建されてきたが、江戸時代には力も衰え、1717年に伽藍の中心部を焼失した後は、一部の建物が再建されただけであった。明治時代初めには、神仏分離令に端を発する排仏棄釈で大きな打撃を受け、廃寺となって荒廃した。しかし、間もなく再興され、以降、残された建物の修理事業が行われてきた。

北円堂・三重塔・五重塔・東金堂の4棟が国宝に、大湯屋と南円堂の2棟が重要文化財に指定されている。

⁸ 世界遺産登録後に国宝に指定されたため、説明を追記。

⁹ 世界遺産登録時は1月15日に開催されていた。

北円堂と三重塔は、1180年の兵火で伽藍が全焼した後に再建されたものである。

北円堂は、1210年頃に再建されたもので、随所に古い技法を残している。外観は和様の形式を守りながらも、柱に貫を通して軸組を固めるなど、大仏様の構造手法もいち早く取り入れられている。

三重塔は1143年に初めて建てられたが、現存の塔は、1180年の焼失後間もなく再建されたものである。初重を広くとって、中央の4本の柱の内側を対角に張った板壁で4つに区切り、各区に千体仏を描いている。

東金堂と五重塔は、創建の後、5回の焼失と再建を重ねている。現存する建物は1411年の雷火の後の再建で、東金堂は1415年に、五重塔は1426年に完成したものである。奈良時代以来の形式を踏襲しており、純粋な和様のきわめて保守的・復古的な建物である。

東金堂は、正面7間・側面4間の寄棟造で、前面1間を吹放しとしている。外観・内部ともに、奈良時代建立の唐招提寺金堂と同様の構成であり、古い形式が固く守られていることがよくわかる。

五重塔は、高さ50mあり、京都の教王護国寺（1994年世界遺産登録）五重塔に次いで、日本で2番目に高い塔で、古都奈良の景観のシンボルとなっている。

C 春日大社／D 春日山原始林

春日大社の創立は、社伝では768年と伝えられるが、実際には奈良時代初めに遡ると考えられている。古くから神の降臨する山として神聖視されていた春日山・御蓋山の西麓に、藤原氏の氏神を祀ったもので、藤原氏や朝廷の崇敬を受けて繁栄した。平安時代後期には神仏習合思想のもと興福寺に一体化され、これは明治初年の神仏分離令まで続いた。中世以降は、民衆の間にも信仰が広まっていった。彼らによって寄進された多数の灯籠がそれを物語っている。現在もなお、多くの参拝者を集めている。

創建以来、破損に応じて各建物の修理や建て替えが行われてきたが、本殿については、約20年毎に同一形式で建て替える式年造替の制度が室町時代に確立され、1863年まで続けられた。明治以降は、本社本殿などの主要な建物では、ほぼ20年毎に屋根の葺き替えを中心とする修理が行われてきた。

本社本殿4棟が国宝に、そのほか27棟が重要文化財に指定されている。

社殿の基本的な構成は、平安時代初期からほとんど変わっていない。森に囲まれた境内に、檜皮葺きの社殿が、自然の地形を巧みに利用して建てられている。その建築群の構成は、自然と調和した日本神社建築の伝統を伝えている。

本社本殿は、東西に並立する4棟の春日造の建物から成っている。春日造は神社本殿建築の代表的な形式のひとつで、本社本殿はその最も典型的な例である。方1間の切妻造妻入の建物の正面に庇を付けた形式で、その原型は奈良時代には既に成立していたと考えられている。現存する本殿は、1863年の造替時のものであるが、平安時代末頃の洗練された優美な姿を伝えている。

春日大社の東側にある春日山は、841年に狩猟と伐採が禁止されて以来、大社の神山として守られてきた。明治になって国の所有となり、奈良公園に編入された後、原生的状态を維持している貴重な照葉樹林として1924年に「春日山原始林」として天然記念物に、1955年には特別天然記念物に指定された。周遊道路が設けられているが、それ以外には人の手を加えることなしに、引き続き保護されている。

春日大社の社殿周辺から御蓋山・春日山にかけては一体の聖域とされ、鬱蒼とした森が連続してい

る。その景観は、自然に対する原始的な信仰が発生して以来の日本人の伝統的な自然観と深く結びついて、今日まで伝えられてきたものである。ただ単に、手付かずの自然が残るのみではない。春日山原始林は、日本独特の神道思想との関連において、自然と社殿が一体となって形成されてきた大社の文化的景観を構成する不可欠の資産なのである。

E 元興寺

元興寺は、6世紀に蘇我馬子が建立した飛鳥寺を、平城京に移転したものである。平城京での造営は718年に始まり、8世紀後半に完成した。

平安時代以降は徐々に衰退していったが、12世紀頃から、「極楽坊」と呼ばれていた僧房の一郭が、浄土教の念仏道場として、次第に元興寺から分離・独立していった。極楽坊の建物は、鎌倉時代に現在の禅室と本堂の形態になり、ここで行われた念仏講は盛んであった。元興寺自体は、1451年の火災で大部分が焼失し、以降、寺地の大半は宅地化した。今は極楽坊の禅室と本堂によって、往時の盛大さを偲ぶのみである。

極楽坊禅室と極楽坊本堂が国宝に、東門が重要文化財に指定されている。

禅室と本堂は、奈良時代の僧房のうちの1棟を前身としている。僧房は、「房」と呼ばれる単位空間を連続させた細長い建物であった。鎌倉時代初めに、仏堂となっていた東側部分と、僧房として残っていた西側部分が、切り離されて2棟の建物になった。分離時に西側の僧房を建て替えたものが現存する禅室で、その後1244年に東側の仏堂を建て替えたものが現存の本堂である。両者とも、和様に大仏様を取り入れた意匠となっている。

禅室は、12房あった旧僧房の4房分の柱位置と規模を踏襲している。当初は西南隅の半房を仏間とする以外は細かく間仕切りされていたが、現在東側の3房分は1室となっている。

本堂は、中心に内陣を配し、その周囲を念仏を唱えながら回れるように、外陣が取り巻く。内陣は、曼陀羅を祀っていた旧僧房の1室をそのまま形取ったもので、四隅を丸柱とし、その柱間を3等分して角柱が立てられている。

なお、極楽坊の周辺には、今なお江戸時代末の古い町家が所々に残り、伝統的な町並みの景観をみることができる。

F 薬師寺

薬師寺は680年に天武天皇が発願した官寺で、718年に藤原京から平城京に移された。730年には既に東塔が建立されている。また、9世紀末には、寺の鎮守として、寺地内の南方に休岡八幡神社が創立された。

その後の薬師寺は、973年に金堂・東西両塔を除いてほぼ焼失したのをはじめ、1445年には大風で金堂が倒壊し、1528年には兵火で西塔をも失った。こうして、創建時の建物は東塔のみとなった。

東塔と東院堂が国宝に、南門と休岡八幡神社社殿が重要文化財に指定されている。

東塔は、730年の建立であるが、組物の構成や意匠は奈良時代から古い様式を伝えており、7世紀末に藤原京で創建された時の建築様式を踏襲して建てられたと考えられている。三重塔であるが、各重に裳階が付く独特の形式である。大小重なった六重の屋根が軽快なリズムを奏で、日本で最も美し

い塔として知られている。また、頂上の水煙は、空を舞う天女を透かし彫りにした意匠の見事なものである。

東院堂は、1285年に再建されたものである。当初は南向きであったが、1733年に現在のように建物方向が西向きに改められた。平面は奈良時代の規模を守っていると考えられるが、和様に大仏様の細部を取り入れた点や、床と天井を張って内部を低く穏やかな空間とした点は、再建された時代を反映している。奈良における鎌倉時代の仏堂の代表例である。

G 唐招提寺

唐招提寺は、戒律を学ぶための寺として、唐僧・鑑真が759年に創建した。教義上、立派な伽藍よりも、住むに足るだけの僧房・食堂と、仏法を講じる講堂が何をおいても必要であり、これらの建物が最初に建てられた。鑑真の没後、奈良時代末に金堂が完成し、810年には五重塔が建立され、順次伽藍が整った。

平安時代末にはかなり荒廃していたようだが、鎌倉時代後期に、建物の修造や再建が続き、寺観は一新した。その後、地震で回廊・食堂が倒壊したが、この寺は創建以来まったく火災がなく近世に至った。その後、不幸にして1802年に雷火で五重塔を失ったが、金堂・講堂など創建時の主要建物は残った。唐招提寺は、まさしく奈良時代建築の宝庫である。

金堂・講堂・鼓楼・宝蔵・経蔵の5棟が国宝に、礼堂が重要文化財に指定されている。

金堂は、奈良時代の金堂建築の唯一の遺構である。正面7間・側面4間、寄棟造で、前面1間を吹放しとする。正面の列柱と深い軒の出が堂に奥行を与え、外観を格調高いものにしている。内部には、明るく立体的な空間が構成される。天井廻りには彩色文様が残り、極彩色の堂内に金色の仏像が輝く往時の華麗な様子を今に伝えている。奈良時代を代表する建物で、日本建築史上極めて価値が高い。

講堂は、平城宮の東朝集殿を760年代の初めに移築したものである。朝集殿であった時には、切妻造で、両側面を壁とする以外はほとんどが吹放しであったが、移築時に、入母屋造に改め、扉・壁・窓を設けた。その後1275年に改造され、外観は、大仏様の影響を受けた鎌倉時代の様式になっている。奈良時代の講堂の遺構としてだけでなく、平城宮の宮殿建築の唯一の遺構としても大変貴重である。

鼓楼は、奈良時代の経楼の後身で、1240年に建てられた。全体によくまとまった意匠になっており、大仏様の細部を取り入れた鎌倉時代和様建築の代表例のひとつである。

宝蔵・経蔵は、いずれも奈良時代の校倉造の倉庫である。経蔵は、寺の創建前に貴族邸宅の倉として建てられたもので、当初切妻造であったものを寺院の倉にふさわしい寄棟造に改めた。宝蔵は、寺の倉として新築されたもので、奈良時代の校倉の典型である。

H 平城宮跡

平城宮は平城京の中央北端に位置する宮城で、東西1.3km、南北1km、面積120haの広がりをもつ。内部には国の政治や儀式を執り行う大極殿・朝堂院、天皇の居所である内裏、行政機関である各役所などがあった。

平城宮跡の発掘調査は1955年にはじまり、1959年からは年間を通して継続的に行われ、現在も進行中である。これまでに発掘調査を実施した面積は平城宮跡全体の三分の一以上におよび、遺跡の発

掘調査面積としても世界有数規模の計画的調査が行われている。

発掘調査で明らかになった平城宮に関する事実は、建物等の配置とその変遷、役所名をはじめとする律令組織、行政や生活の実態など多岐にわたっている。

平城宮のまわりには、土をつきかためて築いた高さ 5 m ほどの築地大垣がめぐる。大垣には、門が 12 か所開いていた。このうち南面中央の正門が朱雀門である。門を入ったところには中央の大極殿と朝堂院があり、その東にも類似の区画である東の朝堂院があった。東の朝堂院の北に内裏がある。これらの主要施設のまわりにさまざまな役所の区画があり、区画内には数多くの建物が建ちならんでいた。これまでの発掘調査で出土した木簡や墨書土器などの文字資料から判明した主な役所は、太政官、兵部省、式部省、馬寮、大膳職、造酒司などである。

平城宮の中央に配置された 2 か所の大極殿と朝堂院は、政治や儀式、宴会に用いた最も公的な施設である。これらの区画の内部には、各建物が南北中軸線に沿って左右対称に配置された。各建物は基壇上に建つ礎石建物で、瓦葺き、朱塗りの柱という中国風の様式であった。一方、天皇の居所である内裏や一般の役所は掘立柱建物で、柱は白木、屋根は桧皮葺きからなる日本風の様式であった。

平城宮内には庭園を中心とする一画もあった。このうち、発掘調査で全貌が明らかになっているのは、平城宮の東張り出し部の南端でみつかった庭園跡である。石を敷きつめた浅い池を中心に、周囲に庭園を觀賞する建物を配置している。奈良時代の庭園遺構としては保存状態、芸術性、規模など、きわめて価値が高い。なお、この庭園跡は池の石組み遺構を露出し、見学してもらう形で復原整備された¹⁰。

平城宮跡は国の特別史跡に指定され、その整備と維持管理は文化庁及び国土交通省¹¹によって行われている。整備対象地は特別史跡指定地 131 ha のうち、人家密集地を除いた残りの国有地 108 ha である。平城宮跡の最初の整備は 20 世紀初頭に部分的に行われたが、1978 年に『特別史跡平城宮跡保存整備基本構想』が策定されて以降は本格的な整備を継続的に実施している。この基本構想は平城宮跡を遺跡博物館として位置づけ、古代の宮都に関する調査、研究の拠点とするとともに、広く国民各層に古代都城文化を体験的に理解してもらう場とすることを目的としている。そのため、発掘調査後の遺構の整備にあたっては、調査で明らかになった遺構の特性を考慮して、さまざまな手法による整備を試みている¹²。

以上のように、平城宮跡は日本を含めた東アジア地域における古代都城制を伝える貴重な考古学的遺跡であるとともに、地下遺構の価値を地上にわかりやすく表現し、遺跡に親しみ、学習し、ときには休養することの可能な野外博物館としても整備されている。

¹⁰ 世界遺産登録時は復原整備中であった。整備は平成 12 (2000) 年に完了し、「平城宮東院庭園」として平成 21 (2009) 年に名勝に指定され、平成 22 (2010) 年に特別名勝に指定された。

¹¹ 世界遺産登録時は文化庁の付属機関である奈良国立文化財研究所が整備と維持管理を行っていた。

¹² 登録推薦書には平城宮跡の整備に関する付属資料「平城宮跡における遺跡整備の手法と意義」(付属資料 13 a) が添付されている。

2.3 世界遺産委員会における保全状況の審査

平成 10 (1998) 年に世界遺産一覧表に記載されて以降、本資産は概ね良好な保全状況を維持してきた。しかしながら、平成 13 (2001) 年に京奈和自動車道 (大和北道路) の建設計画が地下遺構に与える影響等についての情報照会がなされて以降、本資産の保全状況については、世界遺産センター及び世界遺産委員会から報告が求められてきた。これらに対し、日本国政府は随時経過報告等を行ってきており、直近では平成 23 (2011) 年第 35 回世界遺産委員会における報告要請の決議に対し、平成 25 (2013) 年に報告を行っている。

また、これらの審査の過程において、世界遺産センターと助言機関から、資産全体の保存方針を調和させるための恒常的な調整メカニズムの確立が重要との指摘もなされた。

本計画の策定にあたっては、以上のような経緯を踏まえ、報告要請の決議がなされた事項への対応に留意した。本資産の保存状況に関して報告の要請を受けた事項の概要は以下のとおりである。

表 2-6 世界遺産委員会からの報告要請に対する対応内容

事 項	世界遺産委員会からの報告要請と日本国政府の対応内容	本計画における記載箇所
京奈和自動車道 (大和北道路) 建設計画が資産に与える影響について	京奈和自動車道建設計画は本資産の推薦時からあり、推薦書においても説明をし、路線や工法等について慎重な事前調査・検討を行っていた。平成 15 (2003) 年以降、世界遺産委員会は日本国政府に報告を求めていたが、意見交換、調整の結果、第 32 回世界遺産委員会 (平成 20 [2008]) 年、ケベック) において、大和北道路の建設は資産の顕著な普遍的価値や真実性に負の影響を与えないということについて満足できると決議がなされた。 現在は、第 32 回、第 33 回、第 34 回世界遺産委員会での決議を踏まえ、予期せぬ偶発的事故に際しても、地下水位の変動を防止することができるよう、「大和北道路地下水モニタリング検討委員会」(平成 18 [2006] 年 9 月～) を設置し、モニタリング内容、管理基準の考え方、異常時の地下水保全の考え方、について検討を行っており、 <u>工事の事業化 (時期未定) までに地下水位監視システムとリスク低減のための計画を策定する予定である。</u> <u>世界遺産委員会には、引き続き進捗状況を報告することとしている。</u>	→ p. 7-8, 27, 47-48, 51, 66, 78, 90
平城遷都 1300 年記念事業に伴い平城宮跡に設置された仮設の来訪者用施設の扱いについて	平城遷都 1300 年記念事業 (平成 22 [2010] 年) の終了後、世界遺産委員会に報告の上、記念事業のために設置された一部の仮設物を引き続き存置していたところ、第 35 回世界遺産委員会 (平成 23 [2011] 年、パリ) において、仮設物の速やかな撤去と、仮設及び常設の来訪者用施設の計画について報告するよう決議があった。 日本国政府は、 <u>一部の施設については、地下の考古学的遺跡の保存及び周辺景観の保全を確実にした上で、来訪者の利便性に配慮した必要最小限の施設として存置すること、</u>	→ p.50, 78, 85, 90

事 項	世界遺産委員会からの報告要請と日本国政府の対応内容	本計画における記載箇所
	<p><u>その他の施設は、世界遺産の区域外に整備する交通ターミナルの一部供用を開始する平成 28〔2016〕年 3 月以降に撤去すること、ただし、埋蔵文化財発掘調査の進捗状況によっては若干工程が遅れる可能性があることを、平成 25 (2013) 年に報告した。</u></p>	
<p>平城宮跡の国営公園化に伴う管理体制の変更が資産にもたらす影響について</p>	<p>平成 20 (2008) 年 10 月に平城宮跡が「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園」として国営公園化されたことを受け、第 33 回世界遺産委員会 (平成 21〔2009〕年、セビリア)において、平城宮跡の国営公園化に伴う行政上・制度上の枠組みの変更が、資産全体のシステムにもたらす影響について報告するよう決議があった。</p> <p>日本国政府は、国営公園事業は平城宮跡のみに関わるものであり、事業者である国土交通省と、<u>奈良県、奈良市及び文化庁が密に連携を行う旨を、平成 23 (2011) 年に報告した。</u></p>	<p>→ p.7, 51, 66, 85</p>
<p>平城宮跡における建造物の復原について</p>	<p>平城宮跡での国営公園事業の一環として新たな建造物復原計画があることを受け、第 33 回世界遺産委員会 (平成 21〔2009〕年、セビリア)において、平城宮跡で新たな復原を行う場合は、その理論的根拠の全てを提出するよう決議があり、第 35 回世界遺産委員会 (平成 23〔2011〕年、パリ)においては、現在計画されている大極殿院の復原について、その妥当性を包括的に説明するよう決議があった。</p> <p>日本国政府は、「平城宮跡の保存整備・管理・公開活用に関する考え方と今後の方向性」と題する回答文書により、<u>今後、原寸大プレゼンテーションが計画されている大極殿院の建造物については、さらに形態・意匠・構造について調査研究を進め、信頼性が確保できると判断されたものから段階的に実施する旨を、平成 25 (2013) 年に報告した。</u></p>	<p>→ p.50, 66, 78, 85, 90</p>

第3章 資産及びその周辺環境の現状

3.1 奈良市の概況

(1) 人口

平成10（1998）年の世界遺産登録以降、「古都奈良の文化財」が位置する奈良市の人口に大きな変化はなく、おおむね36万人を維持している。奈良市は、平成32（2020）年の目標人口を平成22（2010）年比較0.95倍の35万人と設定¹³しており、今後、急激な都市化が進展することは想定されない。

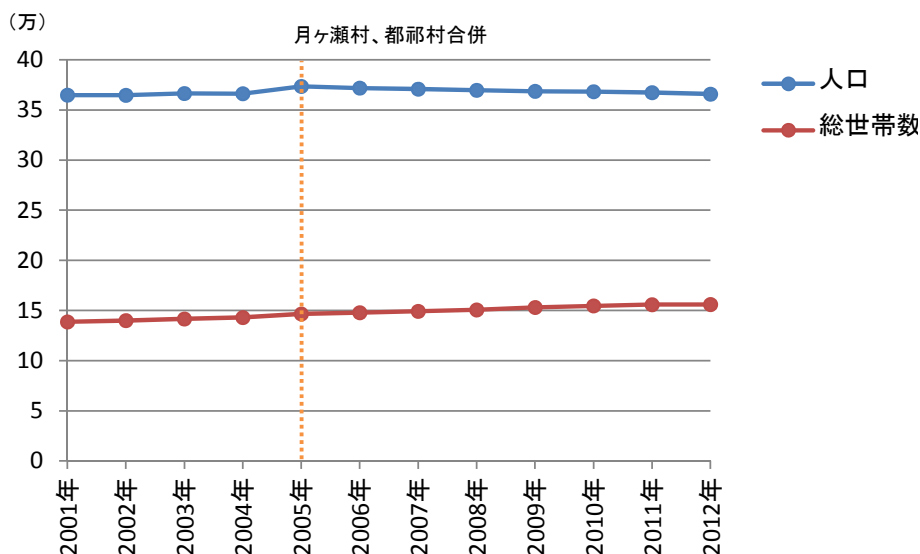


図3-1 奈良市の人口推移（出典：奈良市統計資料）

(2) 都市基盤整備等

現在進行している大規模な開発計画は、京奈和自動車道（大和北道路）の建設のみである。この計画については、平城宮跡の保存に影響を与える、地下水位、景観的影響等に十分な配慮がなされており、第2章 世界遺産「古都奈良の文化財」の概要 2.3 世界遺産委員会における保全状況の審査 で示したとおり、本資産の保存に影響を与えることはない。

(3) 観光客数の推移

平成10（1998）年の世界遺産登録以降、奈良市への観光客数は緩やかな増加傾向が見られる。奈良市は、平成32（2020）年には、観光交流人口（観光入込客数）1,500万人（平成21〔2009〕年比較1.07倍）、宿泊客数300万人（平成21〔2009〕年比較2.10倍）を目標¹⁴としている。

平成22（2010）年に開催された平城遷都1300年記念事業では、本資産の構成資産である平城宮跡を中心に、奈良県全域でイベント等が行われ、1,500万人を超える約1,800万人の観光客が奈良市を訪れているが、過剰利用といった問題は見られなかった。したがって、上記の目標観光客数は観光収容力内であると考えられる。

¹³ 奈良市第4次総合計画基本構想より。

¹⁴ 奈良市第4次総合計画基本構想より。

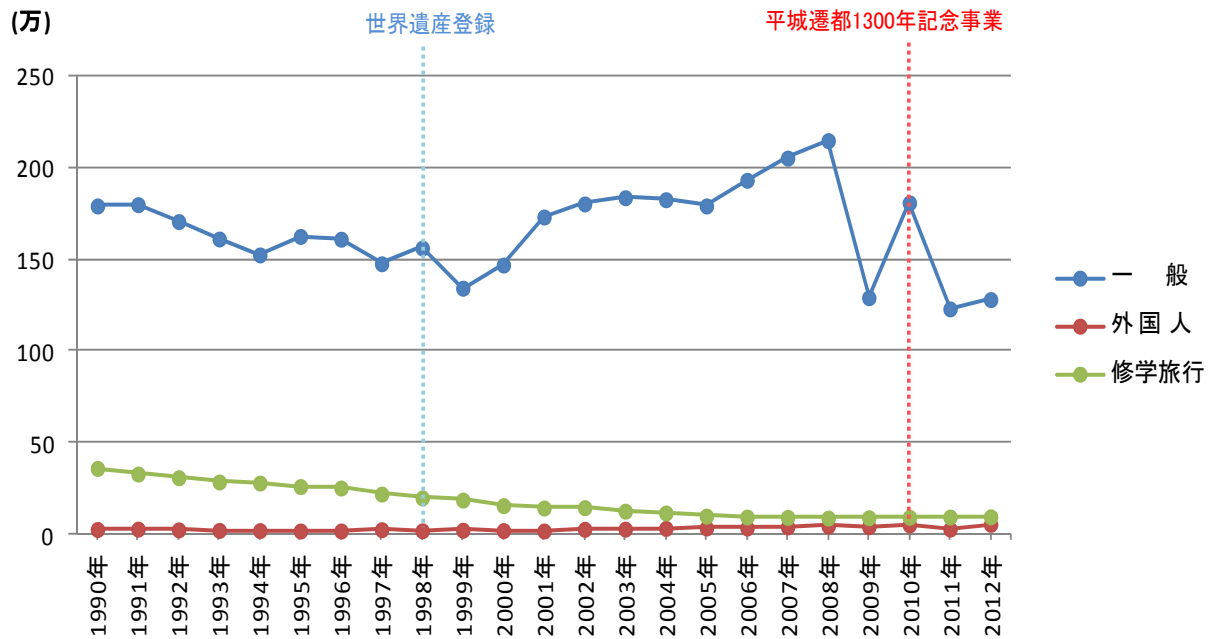


図 3-2 奈良市の観光入込客数推移 (出典：奈良市観光入込客数調査報告)

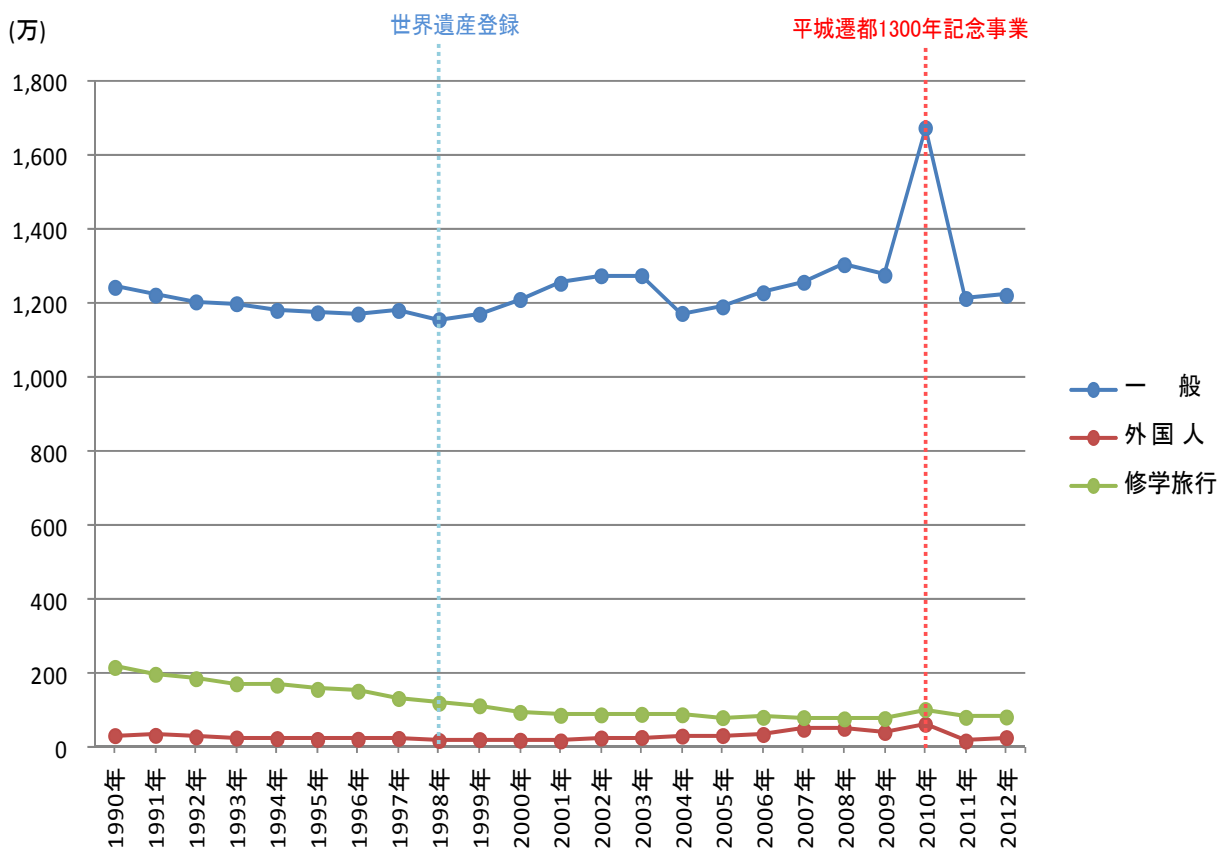


図 3-3 奈良市の宿泊客数推移 (出典：奈良市観光入込客数調査報告)

(3) 環境問題

→ 表 3-2 要因 4.4

現在、資産に影響を与えうる環境問題は確認されていないが、今後影響を与える可能性が考えられる事項（大気汚染等）については、奈良市環境基本条例や奈良市アイドリング・ストップに関する条例に基づき予防措置を講じている。

また、奈良県は奈良県環境影響評価条例を定めており、奈良県内で実施される道路、鉄道事業等 10 種類の対象事業について、あらかじめ環境への影響の評価を行い、その結果を事業に反映している。その際、文化遺産、景観への影響についても調査、予測及び評価を行い、影響を未然に防ぐ措置を講じている。

表 3-1 環境問題に係る法令

名称	制定年	概要
奈良市環境基本条例	平成 11（1999）年 3 月制定 同年 4 月施行	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全と創造について基本理念を定め、市・事業者・市民及び観光客等の責務を明らかにし、環境の保全と創造に関する施策の基本事項を定める。 ・世界遺産及びその周辺の環境の保全と創造について必要な措置を講じることを盛り込んでいる。
奈良市アイドリング・ストップに関する条例	平成 11（1999）年 9 月制定 平成 12（2000）年 4 月施行	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的文化遺産及びその周辺等で、アイドリング・ストップ促進重点区域を定め、その文化遺産及び市民生活環境の保全に資する。 ・世界遺産周辺を重点区域に指定するとともに、重点区域内の観光バス駐車場に乗務員待機所を設置し、アイドリング・ストップの徹底を図っている。 ・春・秋の観光シーズンの土日祝日には、奈良公園一帯でかなりの交通渋滞が生じる。その対策に、国土交通省(国道事務所)・奈良県・奈良市が連携して、1999 年からパーク&ライド・サイクルライドを実施。渋滞緩和による環境悪化軽減を図っている。
奈良県環境影響評価条例に基づく奈良県環境影響評価技術指針	奈良県環境影響評価条例 平成 10（1998）年 12 月制定 平成 11（1999）年 12 月施行 奈良県環境影響評価技術指針 平成 11（1999）年 9 月制定、施行	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県内で実施される道路、鉄道事業等 10 種類の対象事業について、あらかじめ環境への影響の評価を行い、その結果を事業に反映させることにより環境の保全に配慮する。 ・「人と自然及び文化遺産との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素」として、「ア. 景観：主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観」、「イ. 人と自然との触れ合いの活動の場：主要な人と自然との触れ合いの活動の場」、「ウ. 文化遺産：文化財及び埋蔵文化財包蔵地」を定めている。

(4) 景観行政の進展

奈良市は、710年の平城京建都に始まる歴史的・文化的な蓄積を基礎に発展を遂げてきた極めて個性的な都市である。その環境を保全するため、奈良県及び奈良市は、1930年代以降、都市計画法をはじめとする多様な法制度を活用して積極的に景観の保全・形成を進めてきた。こうしたなか、平成16(2004)年12月に景観法が施行されたことで、従来奈良市独自の条例に基づいて実施していた施策についても、法に基づき実効性のある規制誘導を行うことが可能になった。

これを受け奈良市は、平成22(2010)年に「奈良市景観計画」を策定し、これまで展開してきた多様な関連施策を組み合わせることで、より総合的な景観づくりを進めていくための指針として整理し、市民・事業者・行政の協働による景観保全・形成事業を推進している(図3-4)。

これら景観づくりの現況の詳細については、3.3 周辺環境の現状 において区域毎に述べることにする。

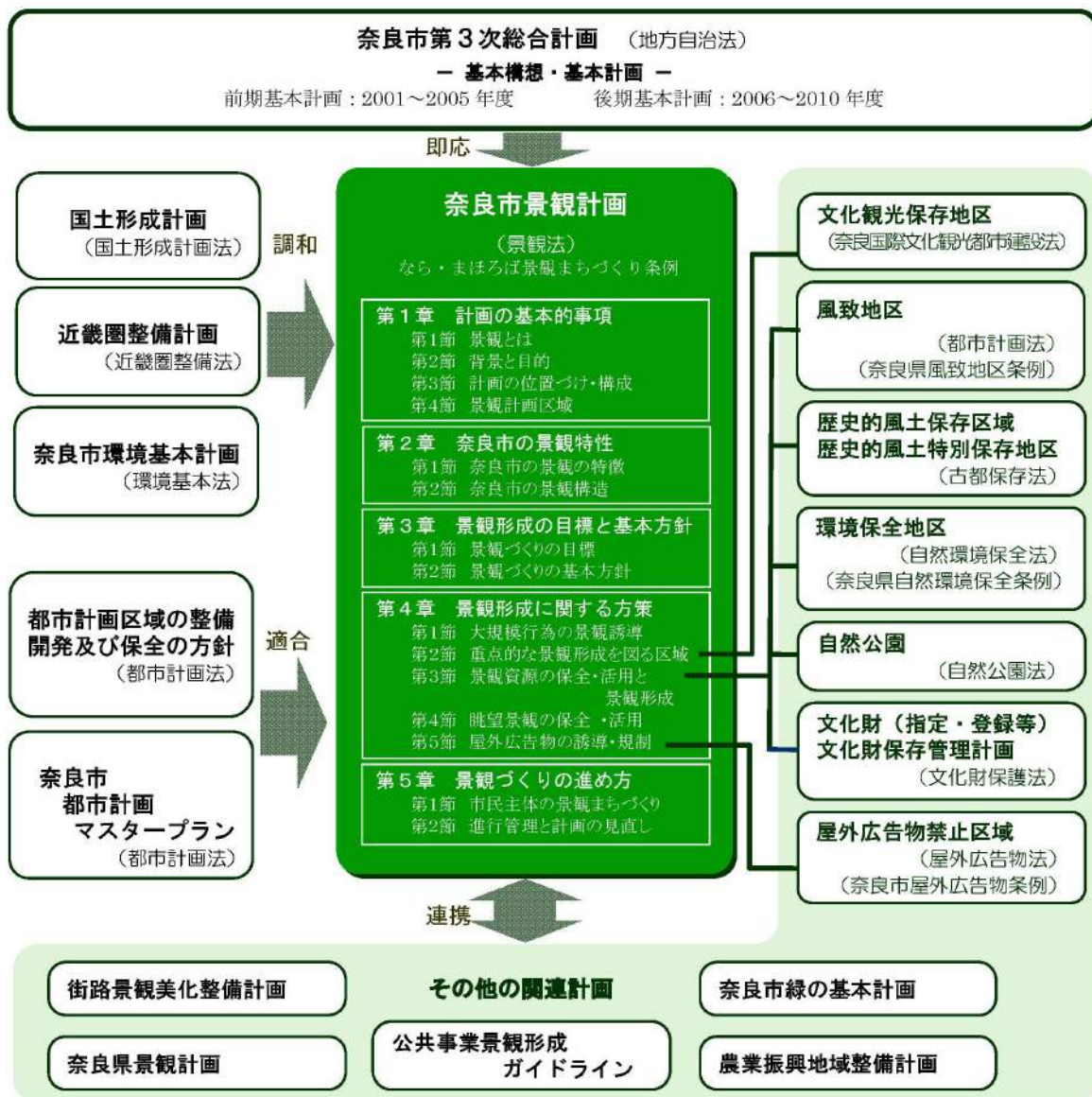


図3-4 奈良市景観計画の位置付け及び構成 (奈良市景観計画 (奈良市 2010年) より抜粋)

3.2 資産の現状

本資産の現状の把握にあたっては、ユネスコ世界遺産センターへの定期報告様式（定期報告セクションⅡその3）に示された資産に影響を与える要因に照らし、「古都奈良の文化財」の構成資産の種類（「寺院及び神社の境内・宗教建造物群」、「春日大社及び春日山原始林の神道思想に関連する文化的景観」、「平城宮跡の考古学的遺跡」）ごとに、影響を与える要因の有無を整理した（表3-2）。

表3-2 資産に影響を与える要因一覧

＋：正の影響、－：負の影響、（ ）：潜在的影響

資産に影響を与える要因 (定期報告セクションⅡその3)		構成資産			周辺環境			
		建造物群	文化的景観	考古学的遺跡	春日山周辺	元興寺周辺	西の京周辺	平城宮跡周辺
1 開発	1.1 住宅開発				(-)	(-)	(-)	(-)
	1.2 商業開発				(-)	(-)	(-)	(-)
	1.3 工業地区							
	1.4 宿泊施設等				(-)	(-)	(-)	(-)
	1.5 インタープリテーション施設、来訪者施設	(±)	(±)	(±)	(±)	(±)	(±)	(±)
2 交通インフラ	2.1 陸上交通インフラ	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	2.2 航空交通インフラ							
	2.3 海上交通インフラ							
	2.4 交通インフラの利用に起因する影響		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
3 公共インフラ	3.1 水関連インフラ							
	3.2 再生可能エネルギー施設				(-)	(-)	(-)	(-)
	3.3 非再生可能エネルギー施設							
	3.4 (線状の施設に対して) 局所的な施設							
	3.5 主要な線状の公共施設							
4 環境汚染	4.1 海洋汚染							
	4.2 地下水汚染							
	4.3 表層水汚染							
	4.4 大気汚染	-	(-)		(-)	(-)	(-)	
	4.5 ごみ							
	4.6 エネルギーの過剰な使用							
5 生物資源利用	5.1 漁業/海洋資源採取							
	5.2 養殖							
	5.3 土地改変							
	5.4 家畜飼育/放牧							
	5.5 農作物の生産							
	5.6 商業目的の野生植物採集							
	5.7 自給自足目的の野生植物採集							
	5.8 商業用狩猟							
	5.9 自給自足目的の狩猟							
	5.10 林業/木材生産							
6 資源採掘	6.1 鉱山採掘							
	6.2 採石							
	6.3 石油・ガス							
	6.4 水							

資産に影響を与える要因 (定期報告セクションII その3)		構成資産			周辺環境			
		建造物群	文化的景観	考古学的遺跡	春日山周辺	元興寺周辺	西の京周辺	平城宮跡周辺
7 物理的な影響を与える地域的条件	7.1 風							
	7.2 相対的湿度	(-)						
	7.3 気温	(-)						
	7.4 放射/光							
	7.5 ほこり							
	7.6 水							
	7.7 害虫	(-)	(-)					
	7.8 微生物	(-)						
8 遺産の社会的利用/文化的利用	8.1 祭祀/信仰/宗教利用	+	+					
	8.2 遺産の社会的評価							
	8.3 伝統的な狩猟、採集							
	8.4 伝統的な生活様式・知識体系の変化							
	8.5 アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化							
	8.6 観光/来訪者/レクリエーションの影響	(±)	(±)	(±)				
9 その他の人為活動	9.1 違法行為	(-)	(-)	(-)				
	9.2 意図的な遺跡の破壊	(-)	(-)	(-)				
	9.3 軍事訓練							
	9.4 戦争							
	9.5 テロリズム							
	9.6 内戦							
10 気候変動及び悪天候	10.1 嵐	(-)	(-)					
	10.2 洪水	(-)		(-)				
	10.3 干ばつ							
	10.4 砂漠化							
	10.5 海水の変化							
	10.6 気温の変化	(-)	(-)					
	10.7 その他の気候変動影響	(-)	(-)					
11 突然の生態学的事象、地学的事象	11.1 火山噴火							
	11.2 地震	(-)	(-)					
	11.3 津波/高潮							
	11.4 なだれ/地滑り	(-)	(-)					
	11.5 浸食/堆積							
	11.6 火災	(-)	(-)			(-)		
12 侵略種/外来種等	12.1 移入種		-					
	12.2 侵略的/外来の陸上種		-					
	12.3 侵略的/外来の淡水種							
	12.4 侵略的/外来の海生種							
	12.5 増えすぎた生物種		-					
	12.6 遺伝子組み換え							
13 管理要因	13.1 影響の低い調査活動/モニタリング活動	+	+	+				
	13.2 影響の大きい調査活動/モニタリング活動			(-)				
	13.3 管理上の活動	+	+	+				

3.2.1 寺院及び神社の境内・宗教建造物群

表 3-2 として整理した資産に影響を与える要因のうち、寺院及び神社の境内・宗教建造物群に該当する項目は表 3-3 のとおりである。本項では、その詳細と対応内容を含む現状を整理する。

表 3-3 資産に影響を与える要因及びその内容（寺院及び神社の境内・宗教建造物群）

＋：正の影響、－：負の影響、()：潜在的影響

□：(潜在的な) 負の影響に対し既に対応がなされている項目

資産に影響を与える要因 (建造物群に該当する項目)		影響	内容	対応 記載頁
1 開発	1.5 インタープリテーション施設、来訪者施設	(±)	便益施設、情報発信施設等の充実による、来訪者の利便性の向上及び資産への理解の促進	p. 36
			整備内容によっては、8 世紀の宗教の在り方を示す環境が変質する可能性	
2 交通インフラ	2.1 陸上交通インフラ	(-)	道路や駐車場の整備に伴う環境悪化の可能性	p. 35 p. 36
4 環境汚染	4.4 大気汚染	-	大気汚染因子による劣化・変色等（興福寺五重塔、同三重塔、薬師寺東塔の相輪、興福寺北円堂、同南円堂の宝珠 等）	p. 29
7 物理的な影響を与える地域的条件	7.2 相対的湿度	(-)	日本の地理的特徴、気候特性、材料の特質に起因する経年劣化	p. 34
	7.3 気温	(-)		
	7.7 害虫	(-)		
	7.8 微生物	(-)		
8 遺産の社会的利用/文化的利用	8.1 祭祀/信仰/宗教的利用	+	宗教建造物の再建を含む宗教的利用の継続による真実性（「用途・機能」「精神性・感性」）の維持	
	8.6 観光/来訪者/レクリエーションの影響	(±)	観光、レクリエーション利用による、来訪者の資産への理解の促進 イベント等の開催に伴う資産への影響	
9 その他の人為活動	9.1 違法行為	(-)	建造物的人為的毀損	p. 35
	9.2 意図的な遺跡の破壊	(-)		
10 気候変動及び悪天候	10.1 嵐	(-)	台風等による毀損	p. 35
	10.2 洪水	(-)	河川の氾濫による浸水（薬師寺）	
	10.6 気温の変化	(-)	要因 7 と同様	p. 34
	10.7 その他の気候変動影響	(-)		
11 突然の生態学的事象、地学的事象	11.2 地震	(-)	地震による毀損、倒壊	p. 35
	11.4 なだれ/地すべり	(-)	土砂災害による毀損、環境の破壊（東大寺）	
	11.6 火災	(-)	火災・落雷による焼失	p. 35
13 管理要因	13.1 影響の低い調査活動/モニタリング活動	+	建造物の修理に伴う調査及び境内の発掘調査による研究の進展、修復・整備に関する技術の開発・蓄積	
	13.3 管理上の活動	+	社寺が中心となった日常の維持管理の実施	

(1) 宗教建造物群の保存状態と保存方法

→ 要因 7.2、7.3、7.7、7.8、10.6、10.7

寺院及び神社の宗教建造物群は、文化財保護法により国宝、重要文化財に指定されている。これにより、現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為は厳しく制限されている。

日本の木造建造物は、多雨多湿で温暖という地理的特徴及び気候特性から、特に屋根や軒廻り、外壁、縁廻り、床下などの傷みが早く、放置すると建物の一部が壊れるだけでなく建物全体に破損が及ぶこととなる。このため、木造の文化財建造物を良好な保存状態で維持し、継承していくためには、日常的な点検と、破損の程度等により根本修理（解体修理・半解体修理）、維持修理（屋根葺替・部分修理・塗装修理）、小修理（日常的に傷みやすい部分の修理）を適切な周期で行うことが必要である。

本資産を構成する宗教建造物 78 棟も全て木造建造物である。これらは、「古社寺保存法」の制定された明治 30（1897）年以降、順次学術的な調査・保存修理を完了してきた。現在、清掃や毀損の有無の確認等の日常の維持管理は所有者及び管理者（p.14、表 2-3 参照）により実施されている。保存修理を行う場合は、奈良県教育委員会が委託を受け、文化財保存事務所に所属する専門技師が綿密な調査研究・設計・監理を行い、根本修理完了後には修理の記録をとりまとめた修理工事報告書を刊行している（表 3-4）。なお、このような保存修理を行う場合には、国が修理工事経費の 50～85%の補助金を交付し、さらに奈良県、奈良市も補助金を交付している。

以上のような日常の維持管理、保存修理措置のもと、本資産を構成する宗教建造物 78 棟は全て良好な保存状態を維持している。

表 3-4 登録以降に実施した保存修理

構成資産	実施者	名称	方法、内容	事業期間
A 東大寺	東大寺、奈良県教育委員会文化財保存事務所	国宝・東大寺法華堂保存修理	部分修理	2011 年～ 2012 年
C 春日大社	春日大社、奈良県教育委員会文化財保存事務所	国宝・春日大社本社本殿ほか 15 棟保存修理	解体修理、半解体修理、屋根葺替、塗装修理、部分修理	1991 年～ 2006 年
	春日大社、奈良県教育委員会文化財保存事務所	重文・春日大社摂社若宮神社手水屋保存修理	屋根葺替、部分修理	2003 年～ 2005 年
	春日大社、奈良県教育委員会文化財保存事務所	重文・春日大社本社一の鳥居ほか 2 棟保存修理	解体修理、屋根葺替、部分修理	2007 年～ 2010 年
	春日大社、奈良県教育委員会文化財保存事務所	国宝・春日大社本社本殿ほか 13 棟保存修理	屋根葺替、塗装修理、部分修理	2010 年～ 2017 年 (継続中)
F 薬師寺	薬師寺、奈良県教育委員会文化財保存事務所	国宝・薬師寺東塔保存修理	解体修理	2009 年～ 2019 年 (継続中)
G 唐招提寺	唐招提寺、奈良県教育委員会文化財保存事務所	国宝・唐招提寺金堂保存修理	解体修理	2000 年～ 2009 年

(2) 境内（地下遺構・遺物を含む）の保存状態と保存方法

→ 要因 2.1

本資産を構成する宗教建造物が位置する 6 の寺院及び神社の境内は、8 世紀以降の宗教空間としての長い歴史を持つ。その長い歴史の中で、寺院及び神社は幾多の被災と再興を繰り返し、境内は創建時の環境から様々な変遷を経て現在の姿を形成している。

その変遷の中では多くの木造建築物等が失われているが、その基壇や礎石等の遺構が主として地下に良好な状態で残っていることが発掘調査等により確認されている。これらは、寺院及び神社の変遷を知る上で重要な遺跡であるため、文化財保護法に基づく史跡に指定され、現状変更等を制限し、適切な保存が行われ、その調査研究の成果は修復・整備に関する技術の進展に役立てられている。

なお、遺跡整備を行う場合は、国が発掘調査や遺構表示等に係る経費の 50% の補助金を交付し、さらに奈良県、奈良市も補助金を交付している。

(3) 災害等に対する予防措置の強化

→ 要因 9.1、9.2、10.1、11.2、11.6

本資産を構成する宗教建造物は全て木造建造物であり、火災が最も大きな脅威である。登録前から各種の防火・消火対策、防災訓練等が行われており、それらは現在も維持・強化されている。地震への対策としては、登録以降、全ての建造物について耐震診断が実施された。耐震補強が必要なものについては、保存修理に合わせて実施されている。台風等の風水害による毀損の予防としては、倒木により建造物に被害を及ぼす可能性のある危険木の処理が行われているほか、近年多発する集中豪雨などに対する適正な雨水排水処理等の環境整備が計画されている。なお、災害等への対策のための工事についても、保存修理工事と同様に国が工事経費の 50～85% の補助金を交付し、さらに奈良県、奈良市も補助金を交付している。

また、来訪者による人為的な毀損等は現在のところ確認されていないが、所有者である社寺が日常的な管理の一環として巡回等を実施している。

表 3-5 災害への予防措置（建造物群）

構成資産	防火・消火対策				防犯対策	地震対策 (耐震補強)	台風対策	防災訓練	
	自動火災報知器	消火栓・放水銃	ドレンチャー	スプリンクラー					避雷設備
A 東大寺	○	○	○	○	○	巡回・宿直警備 監視カメラ	耐震診断実施	危険木ワイヤー支持 危険木枝打	年 2 回 防災訓練
B 興福寺	○	○	—	—	○	巡回・宿直警備 赤外線検知器	耐震診断実施	危険木伐採	年 1 回 防災訓練
C 春日大社	○	○	○	—	○	巡回・宿直警備 監視カメラ 赤外線検知器	耐震診断実施	危険木枝打	年 1 回 防災訓練
E 元興寺	○	○	○	—	○	監視カメラ 赤外線検知器	耐震診断実施	危険木伐採	年 1 回 防災訓練
F 薬師寺	○	○	—	—	○	巡回・宿直警備	耐震診断実施	—	年 1 回 防災訓練
G 唐招提寺	○	○	○	—	○	赤外線検知器	耐震診断実施	危険木伐採 (検討中)	年 2 回 防災訓練

(4) 宗教施設としての機能の維持

寺院及び神社は、奈良時代以降、盛衰を繰り返しながらも現在まで機能を維持し続けてきた宗教施設である。現在も、年間を通じて多くの参拝者が訪れ、年中行事等の宗教活動が継続されている。

また、創建時の伽藍の復興を目指している薬師寺や中金堂再建中の興福寺においては、宗教活動の一環として、災害等により失われた宗教建造物の再建等が進められている。このような宗教活動の一環としての境内の復興や、失われた宗教建造物の再建は、地下遺構等を含む資産の保存を前提としたものである。前々項、「境内（地下遺構・遺物を含む）の保存状態と保存方法」において言及したとおり、寺院及び神社の境内には、8世紀をはじめとする、宗教空間としての歴史を表す遺構が多く存在する。境内の復興、宗教建造物の再建を計画する際は、文化庁及び専門家、学識経験者の指導の下、史跡の整備計画を策定し、発掘調査を含めた十分な情報収集、学術調査を行い伽藍の全体像を明らかにした上で、地下遺構の保存を第一とすることとしている。

また、以上のような手続きを経た上で再建される宗教建造物は、奈良時代から続く宗教空間としての価値を損ねないように、寺院及び神社の歴史と価値への理解に資する外観、機能を持たせることとしている。

(5) 公開・活用の現況

→ 要因 1.5、2.1

寺院及び神社の境内は、年間を通して参拝者だけでなく広く一般に公開されている。奈良は日本を代表する観光地であるため、外国人観光客も少なくない。

これら来訪者の受け入れ施設として資産範囲の内外において便所や駐車場、多言語の案内看板等の便益施設が適宜整備されている。また、社寺が所有する美術工芸品や歴史資料の収蔵公開施設や、研究・情報発信施設、資産の価値を伝える解説板等の整備も充実させており、来訪者が資産についての理解をより深めることができるよう努めている。

これら公開・活用のための施設整備は、上記の宗教建造物の再建と同様に、資産の保存を前提としたものである。整備にあたっては、事前に対象箇所の発掘調査、学術調査を行い、遺構が確認された際は、整備計画の見直しを含めた保存を最優先とする対応をとっている。

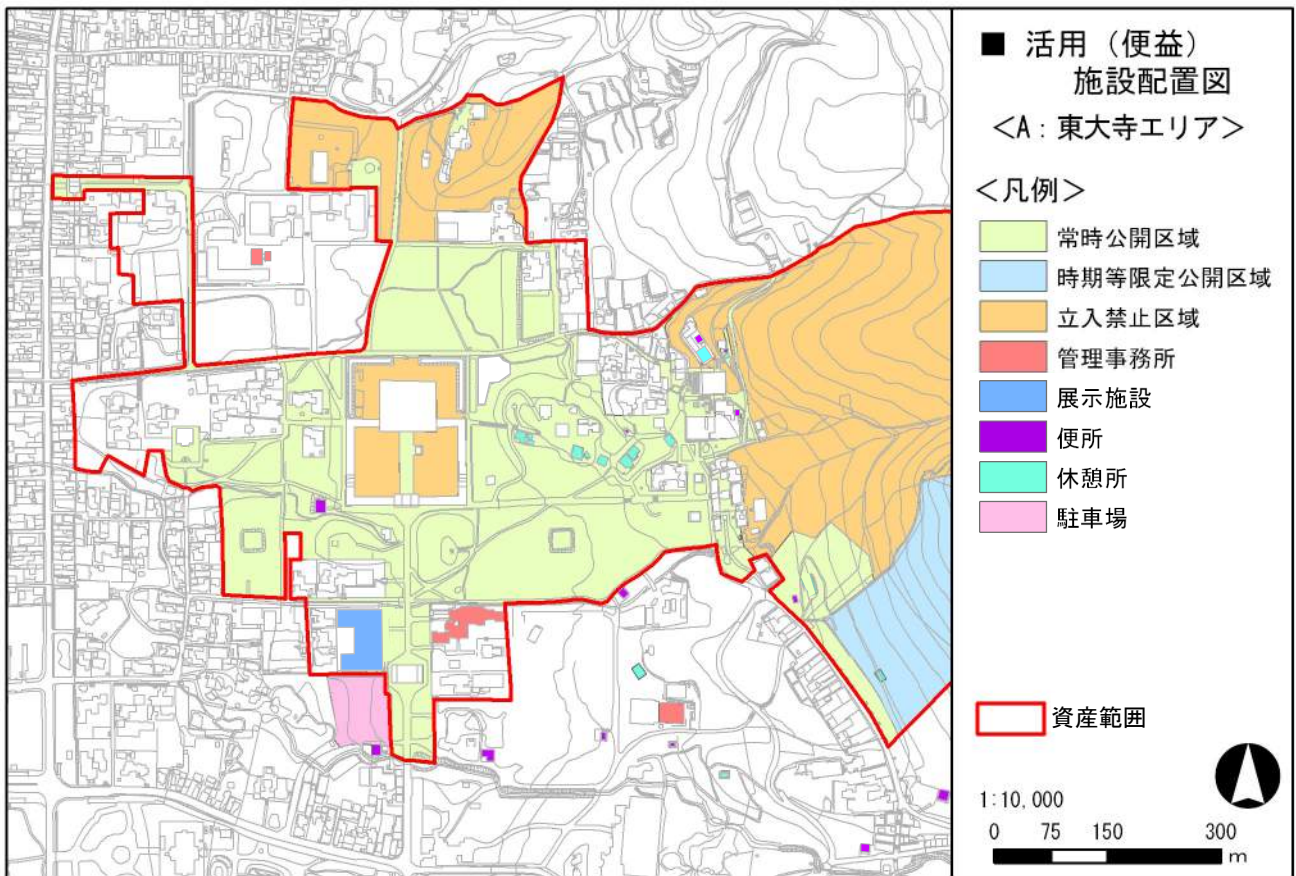


図 3-5 活用・便益施設配置図（A 東大寺）

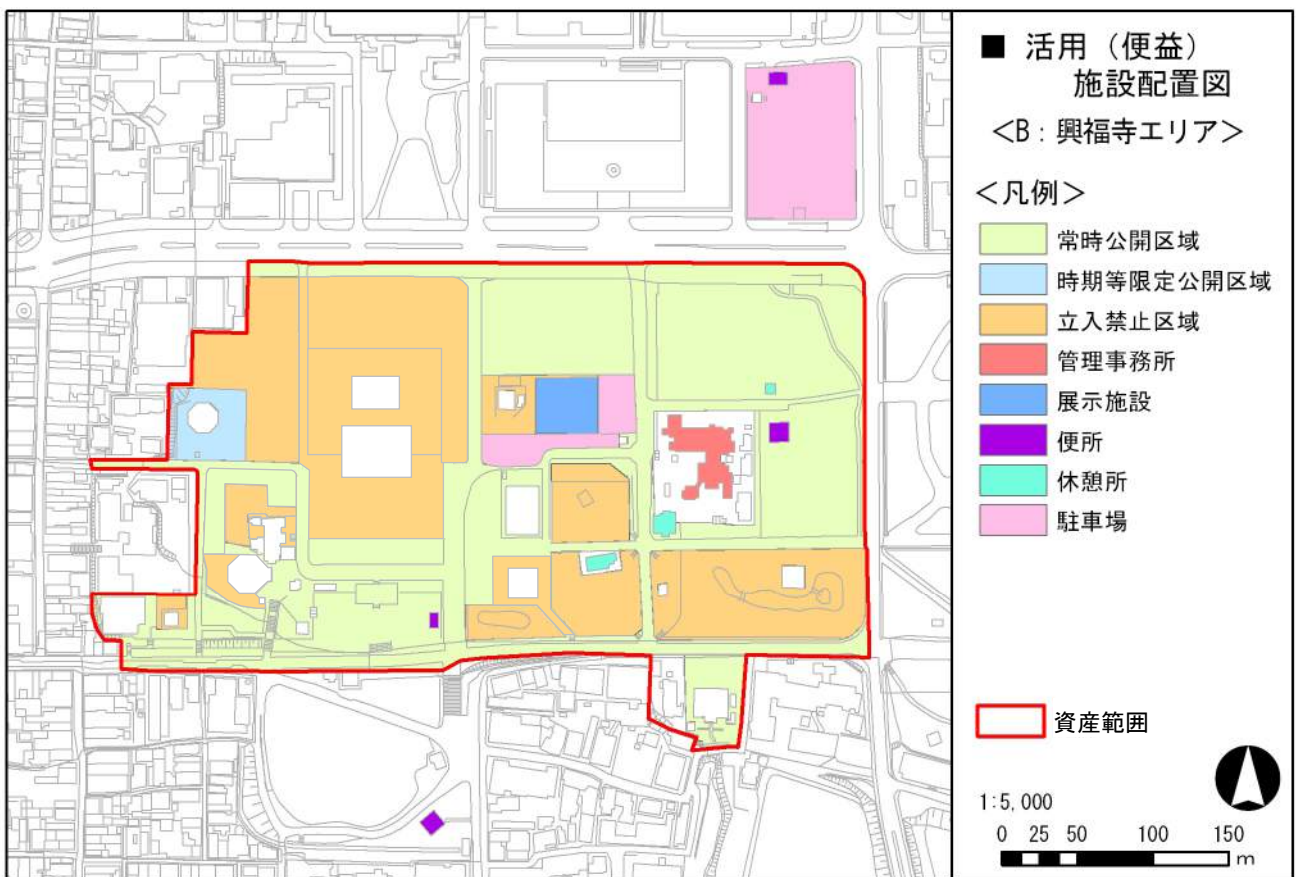


図 3-6 活用・便益施設配置図（B 興福寺）

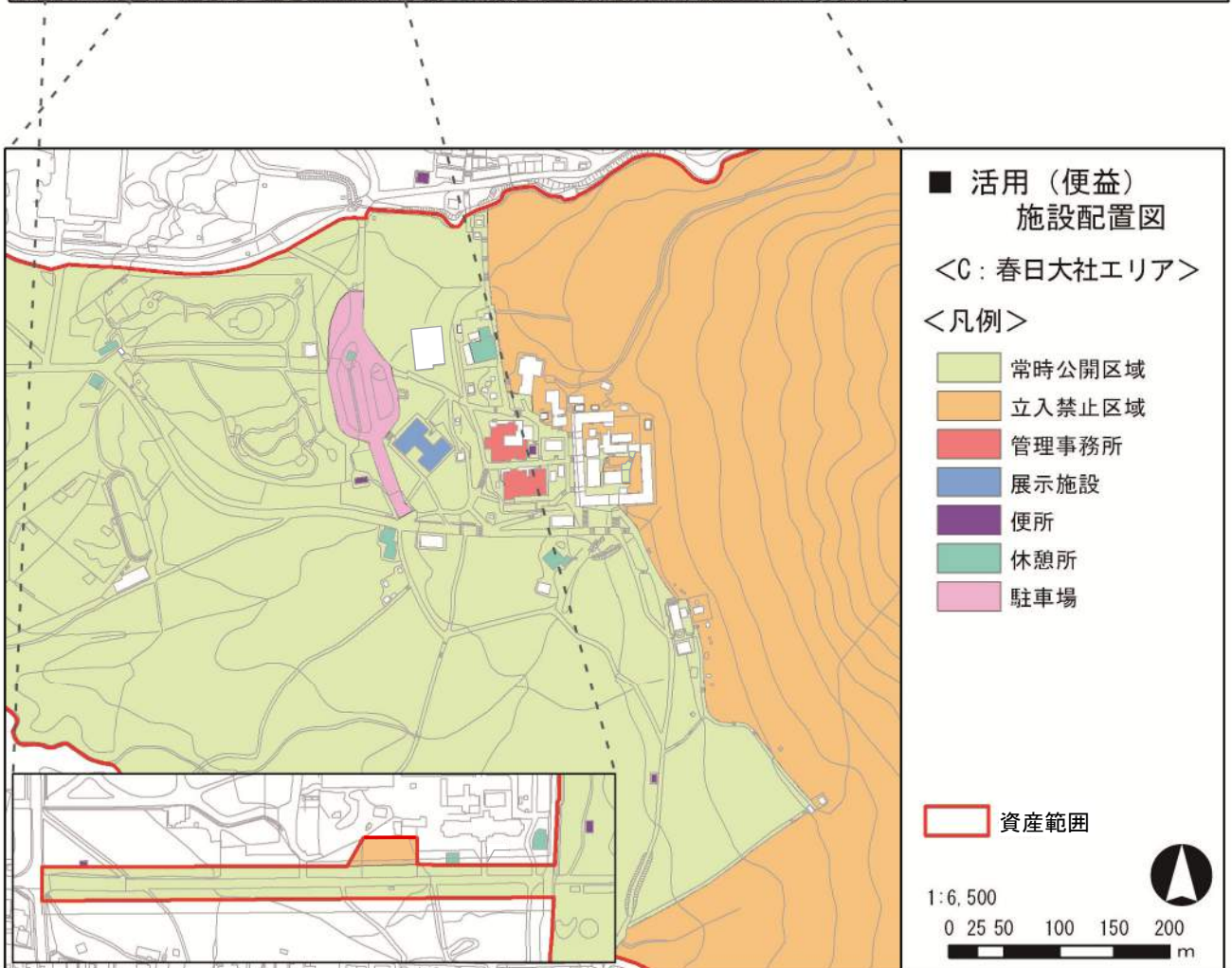
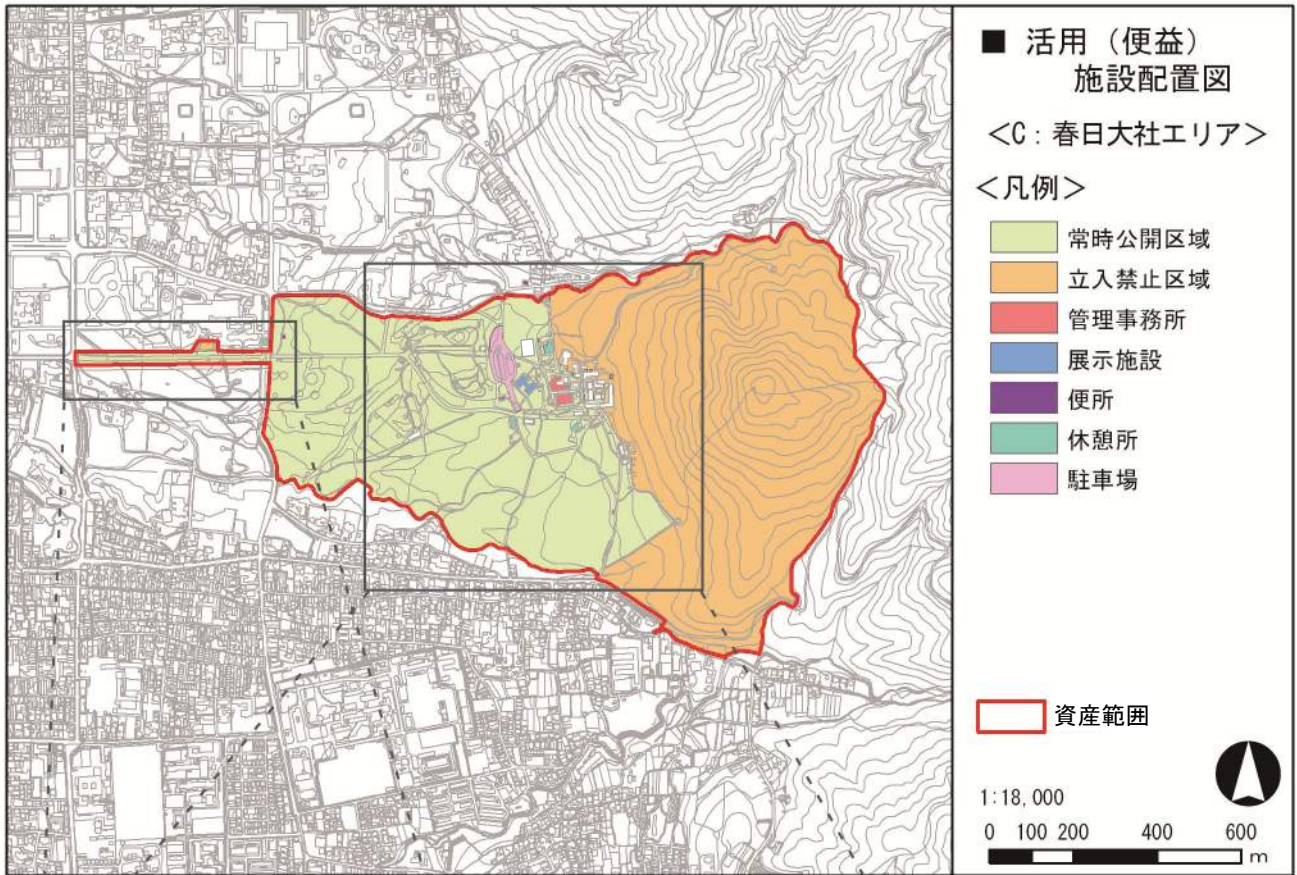


図 3-7 活用・便益施設配置図（C 春日大社）

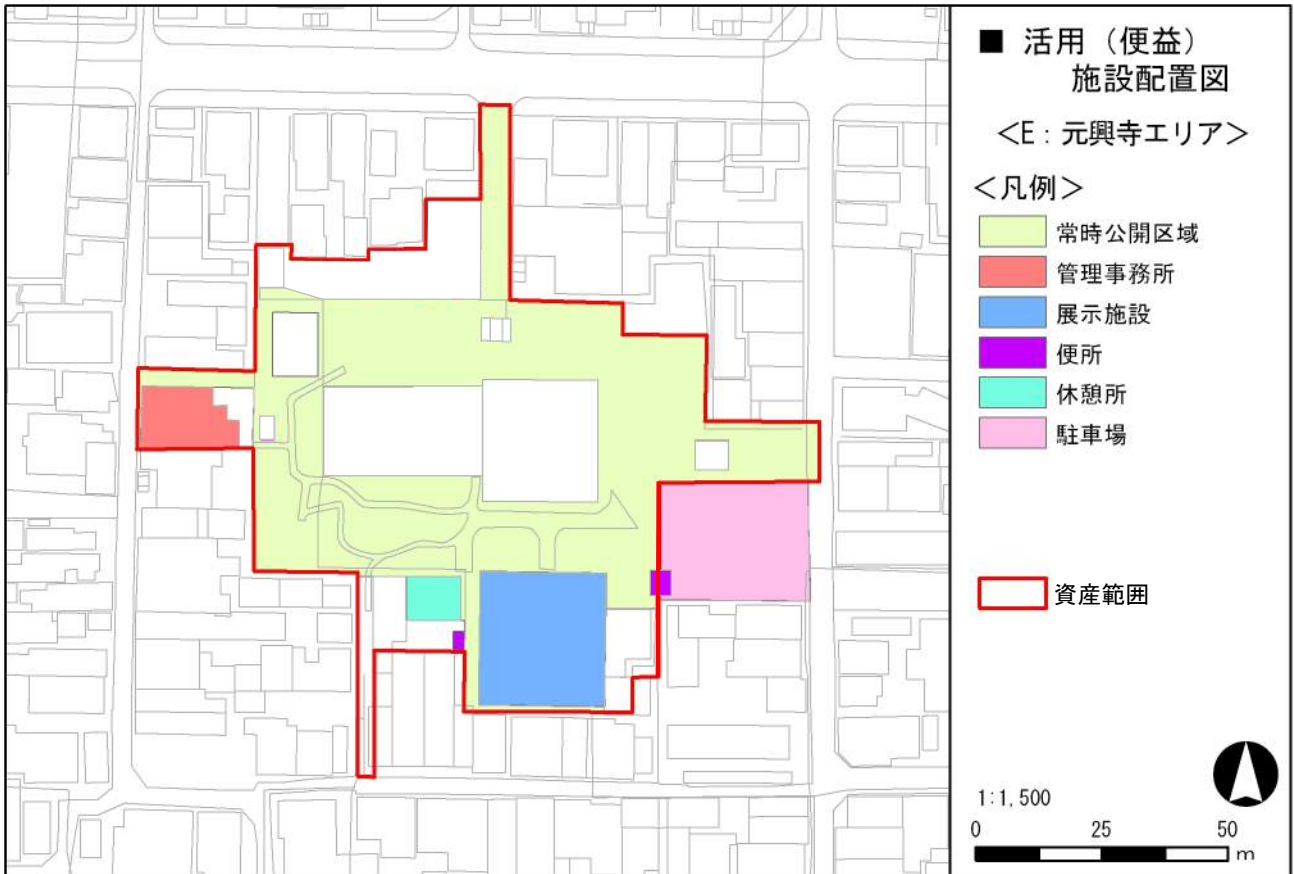


図 3-8 活用・便益施設配置図（E 元興寺）

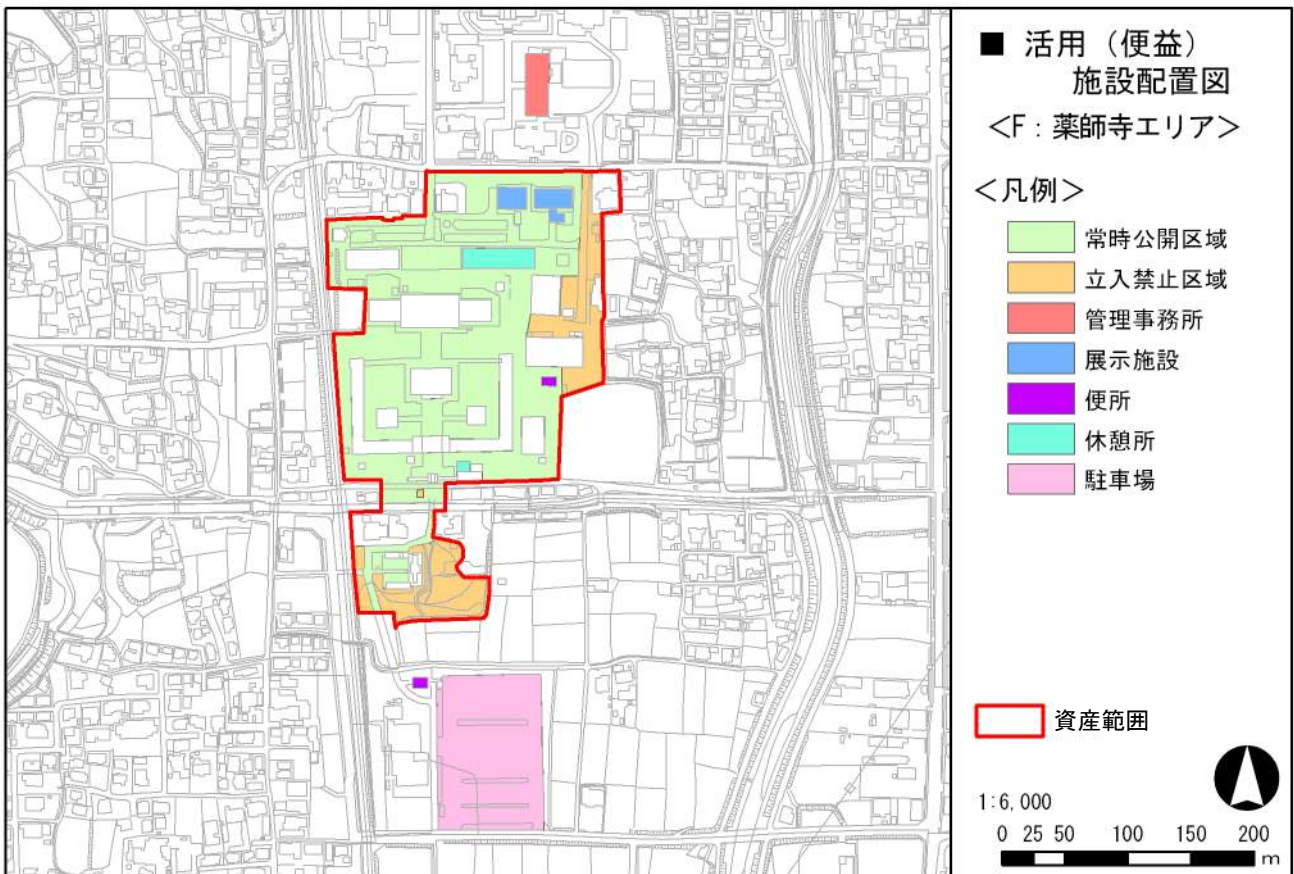


図 3-9 活用・便益施設配置図（F 薬師寺）

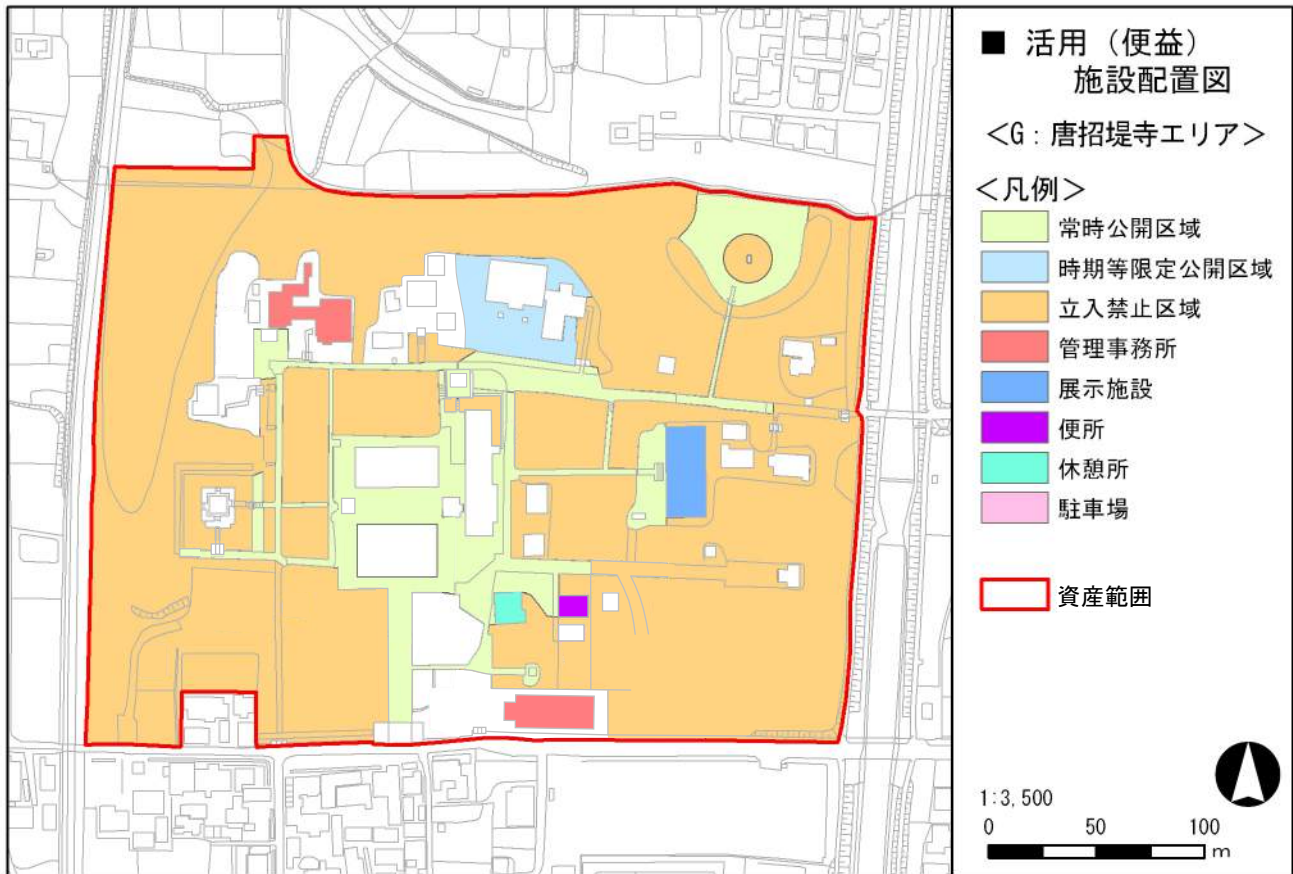


図 3-10 活用・便益施設配置図（G 唐招提寺）

(6) 保存管理体制

日常の維持管理は、所有者である社寺が中心となり行っている。

現状に変更が生じる行為等を行う場合は、文化財保護法に基づく現状変更の手続きに従い、文化庁長官の許可を受ける必要がある。文化庁長官は、国が設置する文化審議会に対して諮問を行い、イコモス国内委員会委員を多数含む文化財分科会における学術的かつ厳密な審査に基づく答申を経て許可することとしている（図 3-11）。

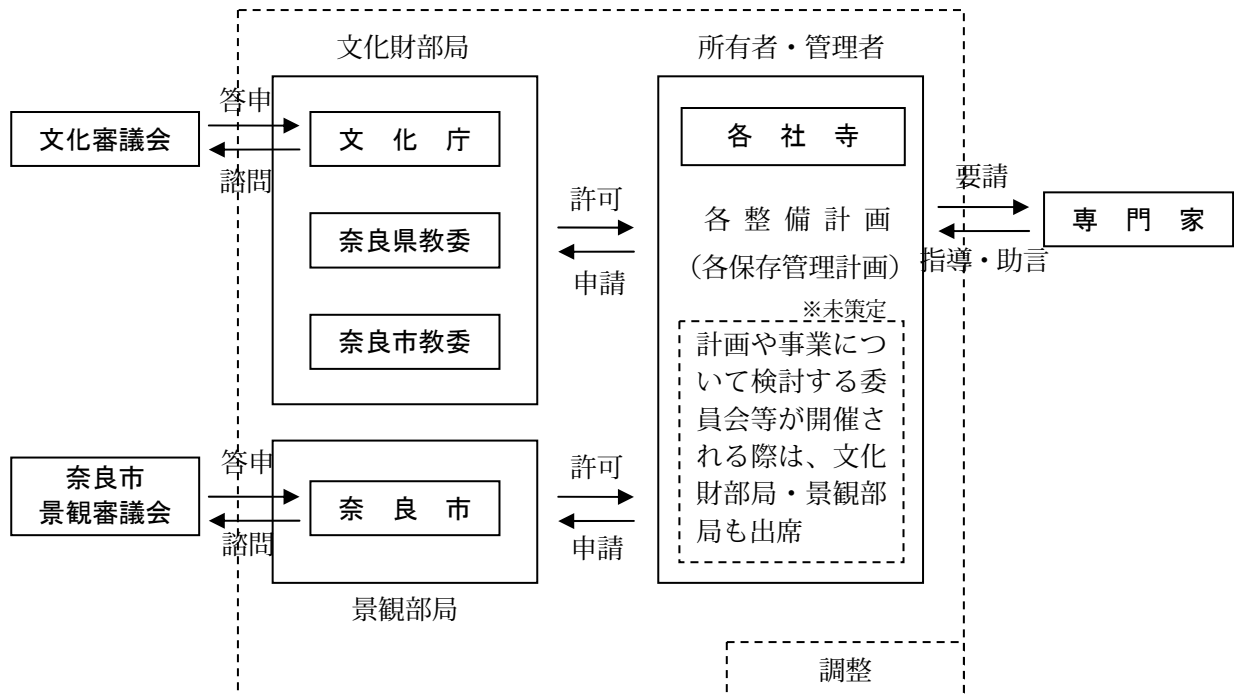


図 3-11 寺院及び神社の境内・宗教建造物群の保存管理体制

3.2.2 春日大社及び春日山原始林の神道思想に関連する文化的景観

表 3-2 として整理した資産に影響を与える要因のうち、春日大社及び春日山原始林の神道思想に関連する文化的景観に該当する項目は表 3-6 のとおりである。本項では、その詳細と対応内容を含む現状を整理する。

表 3-6 資産に影響を与える要因及びその内容（春日大社及び春日山原始林の神道思想に関連する文化的景観）

資産に影響を与える要因 (文化的景観に該当する項目)		影響	内容	対応 記載頁
1 開発	1.5 インタープリテーション施設、来訪者施設	(±)	便益施設、情報発信施設等の充実による、来訪者の利便性の向上及び遺産への理解の促進	p. 36 p. 45
			整備内容によっては、8 世紀の宗教の在り方を示す環境が変質する可能性	
2 交通インフラ	2.1 陸上交通インフラ	(-)	春日山原始林内を通る周遊道路に起因する自動車の排気ガスや粉じん等の影響	p. 29 p. 45
	2.4 交通インフラの利用に起因する影響	(-)		
4 環境汚染	4.4 大気汚染	(-)		
7 物理的な影響を与える地域的条件	7.7 害虫	(-)	樹林のナラ枯れ	p. 43
8 遺産の社会的利用/文化的利用	8.1 祭祀/信仰/宗教的利用	+	宗教的利用、神域としての保護の継続による真実性（「用途・機能」「精神性・感性」）の維持	
	8.6 観光/来訪者/レクリエーションの影響	(±)	観光、レクリエーション利用による、来訪者の資産への理解の促進 イベント等の開催に伴う資産への影響	
9 その他の人為活動	9.1 違法行為	(-)	文化的景観を構成する要素の毀損	p. 44
	9.2 意図的な遺跡の破壊	(-)		
10 気候変動及び悪天候	10.1 嵐	(-)	台風等風水害による倒木	p. 44
	10.6 気温の変化	(-)	気候変動による植生等の変化	p. 43
	10.7 その他の気候変動影響	(-)		
11 突然の生態的事象、地学的事象	11.2 地震	(-)	地震による文化的景観を構成する要素の毀損、倒壊	p. 44
	11.4 なだれ/地すべり	(-)	土砂災害による境内の環境の破壊（春日大社）	
	11.6 火災	(-)	山火事による樹林の焼失	p. 44
12 侵略種/外来種	12.1 移入種	-	植生遷移の進行によるナギ林の拡大	p. 43
	12.2 侵略的/外来の陸上種	-	ナンキンハゼの顕著な増加	p. 43
	12.5 増えすぎた生物種	-	シカの選択的食害による植物相の偏り	p. 43
13 管理要因	13.1 影響の低い調査活動/モニタリング活動	+	植物生態、動物生態等の調査による、自然環境保全のための管理手法の開発・蓄積	
	13.3 管理上の活動	+	春日大社や奈良県が中心となった日常の維持管理の実施、天然記念物としての春日山原始林の保護	

(1) 文化的景観の保存状態と保存方法

→ 要因 7.7、8.1、10.6、10.7、12.1、12.2、12.5

春日大社の社殿周辺から御蓋山・春日山にかけてはその一体が聖域とされ、鬱蒼とした森が連続している。それは、自然に対する原始的な信仰が発生して以来の日本人の伝統的な自然観と深く結びついて今日まで伝えられてきたものであり、春日大社の境内・宗教建造物群と一体となって日本独特の神道思想に関連する文化的景観を形成している。

春日大社の境内・宗教建造物群及び春日山原始林は、文化財保護法により国宝、重要文化財、史跡、特別天然記念物に指定されている。これにより、現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為は厳しく制限されている。

この文化的景観を形成する要素である春日大社の境内・宗教建造物群は、前項、3.2.1 寺院及び神社の境内・宗教建造物群において示したとおり良好に保存されている。

春日山原始林は、841年に狩猟と伐採が禁止されて以来、その大部分は人間の侵入を許さない神域として守られてきた。現在も自然探勝路として整備された周遊道路を除き森林内への立ち入りは一切禁止されており、良好な保存状態を維持している。

一方で、植生遷移の進行によるナギ林の拡大、外来種であるナンキンハゼの顕著な増加、古来春日大社の「神鹿」として厚く保護され現在は天然記念物にも指定されているシカの選択的食害による植物相の偏り（ナギやナンキンハゼをはじめとするシカの食べない植物種の増加、シカの好む植物種の減少もしくは消失）など、原始林としての植物組成及び生物多様性に影響を及ぼす現象が見られつつある。現在、これら脅威に対する対応策の検討が始まっており、動植物の調査等が実施され、動植物の管理手法の開発が試みられている。

(2) 災害等に対する予防措置の強化

→ 要因 9.1、9.2、10.1、11.2、11.6

文化的景観を形成する要素である春日大社の宗教建造物群は、前項、3.2.1 寺院及び神社の境内・宗教建造物群において示したとおり適切な防災措置がなされている。

春日山原始林への主たる脅威となる災害は山火事である。その対策として消火栓が設置されており、火災訓練が行われている。なお、台風等の風水害への対策として、周遊道路の周辺に限り危険木の伐採を行っている。

表 3-7 災害への予防措置（文化的景観）

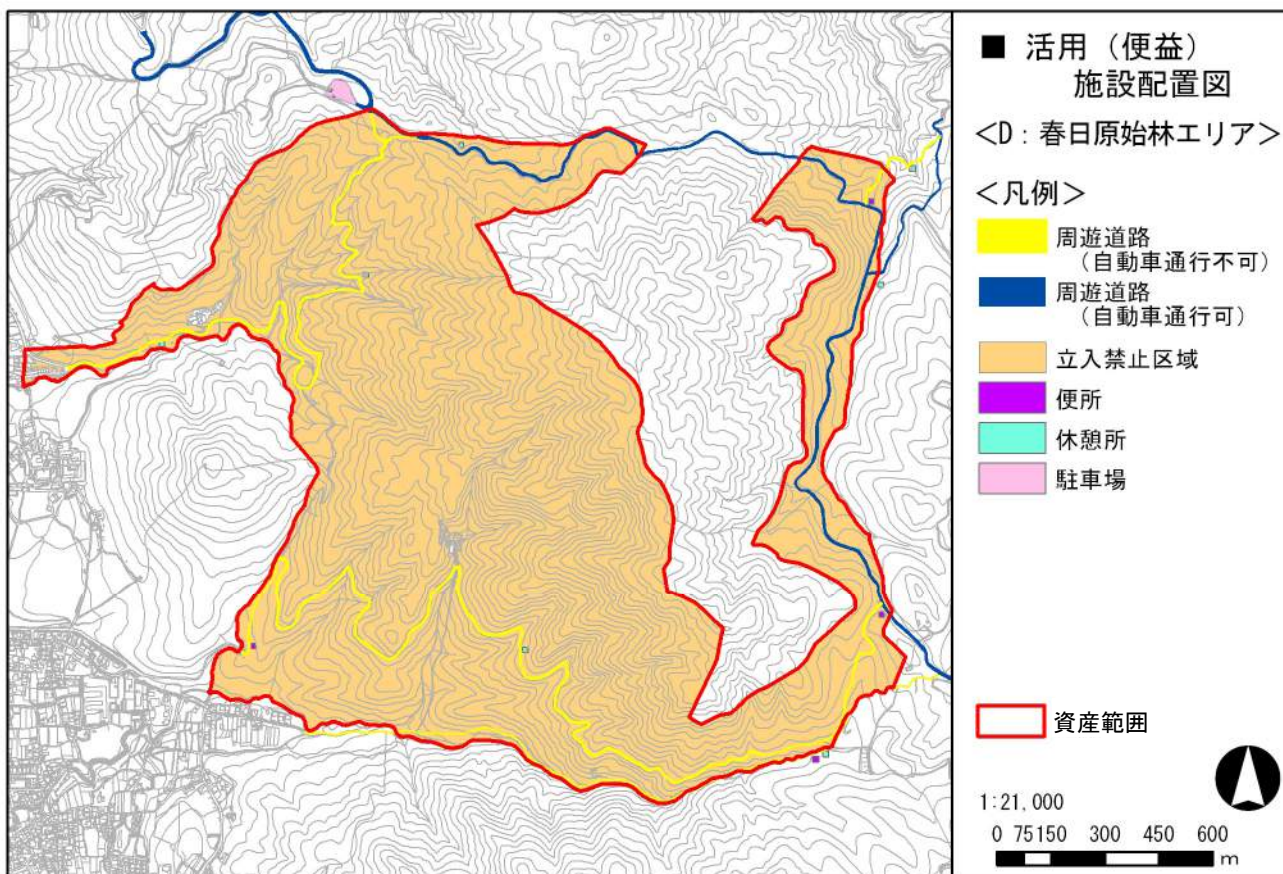
構成資産	防火・消火対策					防犯対策	地震対策 (耐震補強)	台風対策	防災訓練
	自動火災報知器	消火栓設備			避雷設備				
		消火栓・放水銃	ドレンチャージャー	スプリンクラー					
C 春日大社	○	○	○	—	○	巡回・宿直警備 監視カメラ 赤外線検知器	耐震診断実施	危険木枝打	年1回 防災訓練
D 春日山 原始林	—	○	—	—	—	昼間のみ巡回	—	遊歩道沿線の 危険木伐採	年1回 林野火災訓練 (奈良公園事務所、 奈良市消防局、 奈良市消防団若草 分団が連携)

(3) 公開・活用の現況

→ 要因 1.5、2.1、2.4

春日大社の境内・宗教建造物群は、前項、3.2.1 寺院及び神社の境内・宗教建造物群において示したとおりである (p.36)。

春日山原始林は、各種調査、管理等を除いて、森林内の立ち入りを禁止している。立ち入りの可能な周遊道路については、森林と一体となる風致を形成するよう適切な維持管理を行っている。



(4) 保存管理体制

春日大社の宗教建造物群及び境内は、前項、3.2.1 寺院及び神社の境内・宗教建造物群において示したとおりである。

春日山原始林は、文化財保護法に基づき管理団体に指定されている奈良県が管理しており、奈良公園事務所がその実務を行っている。奈良公園事務所は、春日山原始林を含む広大な奈良公園全体の環境の保全にあたっており、人間の介入による自然破壊を防止するための規制や、山林の防火対策などを行って、原始林の保護を図っている。

現状に変更が生じる行為等を行う場合は、文化財保護法に基づく現状変更の手続きに従い、文化庁長官の許可を受ける必要がある。文化庁長官は、国が設置する文化審議会に対して諮問を行い、イコモス国内委員会委員を多数含む文化財分科会における学術的かつ厳密な審査に基づく答申を経て許可することとしている（図 3-13）。

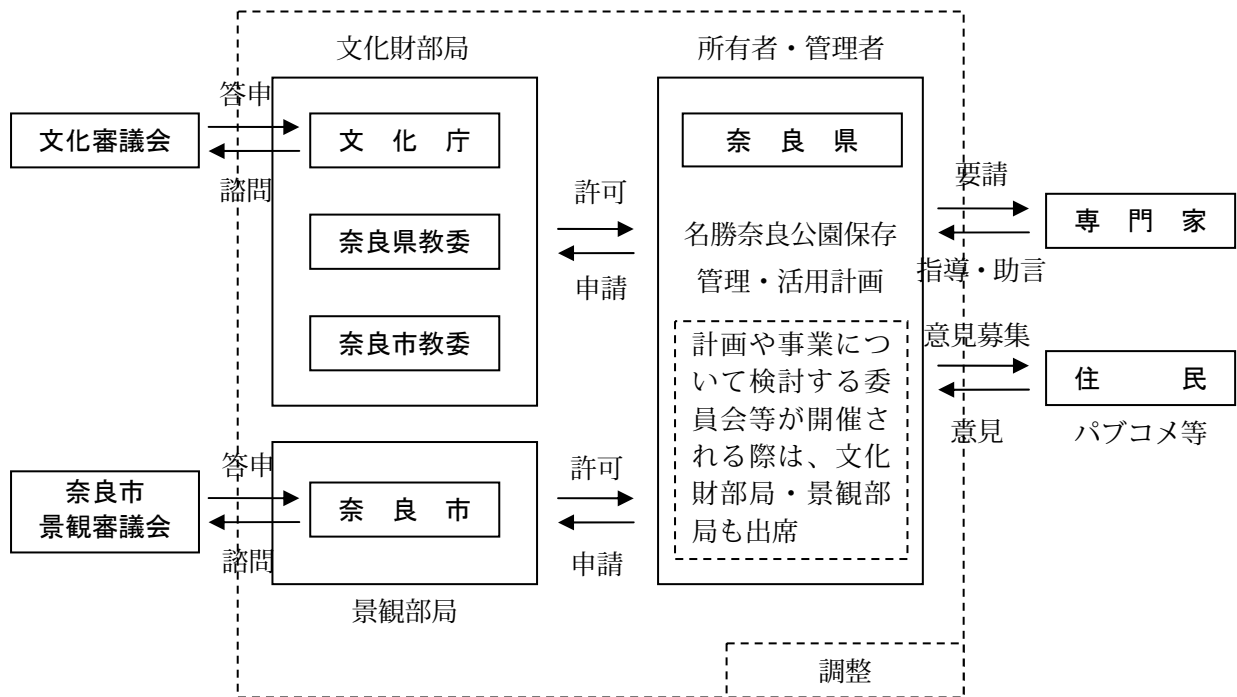


図 3-13 春日山原始林を含む奈良公園の保存管理体制

3.2.3 平城宮跡の考古学的遺跡

表 3-2 として整理した資産に影響を与える要因のうち、平城宮跡の考古学的遺跡に該当する項目は表 3-8 のとおりである。本項では、その詳細と対応内容を含む現状を整理する。

表 3-8 資産に影響を与える要因及びその内容（平城宮跡の考古学的遺跡）

+：正の影響、-：負の影響、()：潜在的影響
 ：(潜在的な) 負の影響に対し既に対応がなされている項目

資産に影響を与える要因 (考古学的遺跡に該当する項目)		影響	内容	対応 記載頁
1 開発	1.5 インタープリテーション施設、来訪者施設	(±)	便益施設、情報発信施設、多様な手法を用いた地下遺構の展示等の充実による、来訪者の利便性の向上及び遺産への理解の促進	p. 50
			整備による地下遺構への影響の可能性	
2 交通インフラ	2.1 陸上交通インフラ	(-)	平城宮跡を横断する道路・鉄道	
	2.4 交通インフラの利用に起因する影響	(-)		
8 遺産の社会的利用/文化的利用	8.6 観光/来訪者/レクリエーションの影響	(±)	観光、レクリエーション利用による、来訪者の資産への理解の促進 イベント等の開催に伴う資産への影響	
9 その他の人為活動	9.1 違法行為	(-)	遺構等の毀損	p. 49
	9.2 意図的な遺跡の破壊	(-)		
10 気候変動及び悪天候	10.2 洪水	(-)	河川の氾濫による浸水（東院庭園周辺）	
13 管理要因	13.1 影響の低い調査活動/モニタリング活動	+	発掘調査による古代都城研究の進展、建造物の復原等に関する技術の開発・蓄積	p. 47
	13.2 影響の大きい調査活動/モニタリング活動	(-)	過度の発掘	
	13.3 管理上の活動	+	それぞれの役割を担う関係機関の連携の場としての連絡協議会の設置	

(1) 考古学的遺跡の保存状態と保存方法

→ 要因 2.1、2.4、13.2

平城宮跡は、日本を含めた東アジア地域における古代都城制を伝える貴重な考古遺跡であり、大正 11（1922）年以降、国指定の文化財として厳密に保存されている。現在は宮跡のほぼ全域が特別史跡として保護され、現状変更等が規制されている。また、昭和 30（1955）年の国による計画的な発掘調査の開始以来、発掘調査は奈良文化財研究所によって継続して進められている。これまでの調査で、平城宮跡の遺構は、区画の中心線に対してほぼ東西対称となっていることが判明しており、発掘調査は対称を成す半分について行うことを基本としている。調査完了後にはその記録をとりまとめた発掘調査報告書が刊行されており、調査成果は広く活用されている。

平城宮跡の遺構は、土や木で構成される脆弱なものであるため、発掘調査後に直ちに元の状態に埋

め戻すことにより保存している。また、未発掘部分の遺構・遺物を含む全体の保存環境の維持を図るため、水系を保全し、地下水位及び水質について観察孔を設置しチェックしている。

国土交通省奈良国道事務所は、京奈和自動車道（大和北道路）の建設計画に伴い、地下水監視システム及びリスク低減のための計画を策定することを目的に、平成18（2006）年9月に、文化財や地下水、地質の専門家で構成された「大和北道路地下水モニタリング検討委員会」を設置した。地下水監視の方針、地下水の異常が生じた時の対応方針、リスク低減の方針等について検討を進めるため、平成23（2011）年12月までに6回の委員会を開催した。委員会では、地下水位の現況調査・分析、平城宮跡の土質調査・分析、木簡保存のメカニズムについての検討、工事実施時の地下水監視の内容・地下水位管理基準・地下水位異常時の地下水保全の考え方についての検討、リスク低減のための平城宮跡内における現地検証方法や工事実施時におけるモニタリングエリアの設定などについて議論を行った。

引き続き平城宮跡における土質調査結果に基づく木簡保存のメカニズムの検討を行うとともに、地下水監視システムの有効性の検証と様々なリスクを想定したリスク軽減計画により、リスク低減のための計画を総合的に発展させていく。

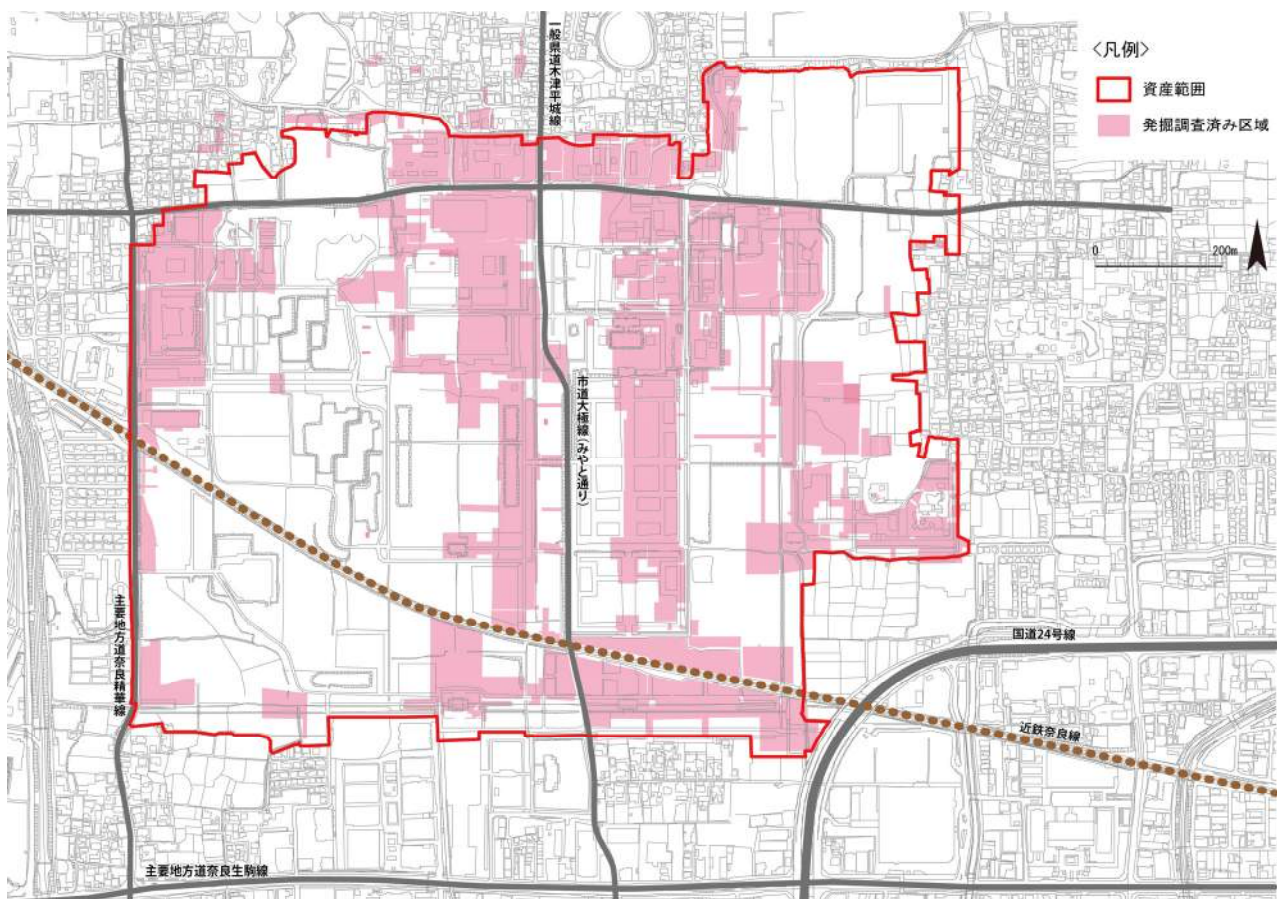


図3-14 平城宮跡における発掘調査済み区域（平成26〔2014〕年3月時点）

（奈良文化財研究所提供図版をもとに作成）

(2) 災害等に対する予防措置の強化

→ 要因 9.1、9.2

平成 10（1998）年の世界遺産登録後、防災・防犯パトロール等を実施している。

表 3-9 災害への予防措置（考古学的遺跡）

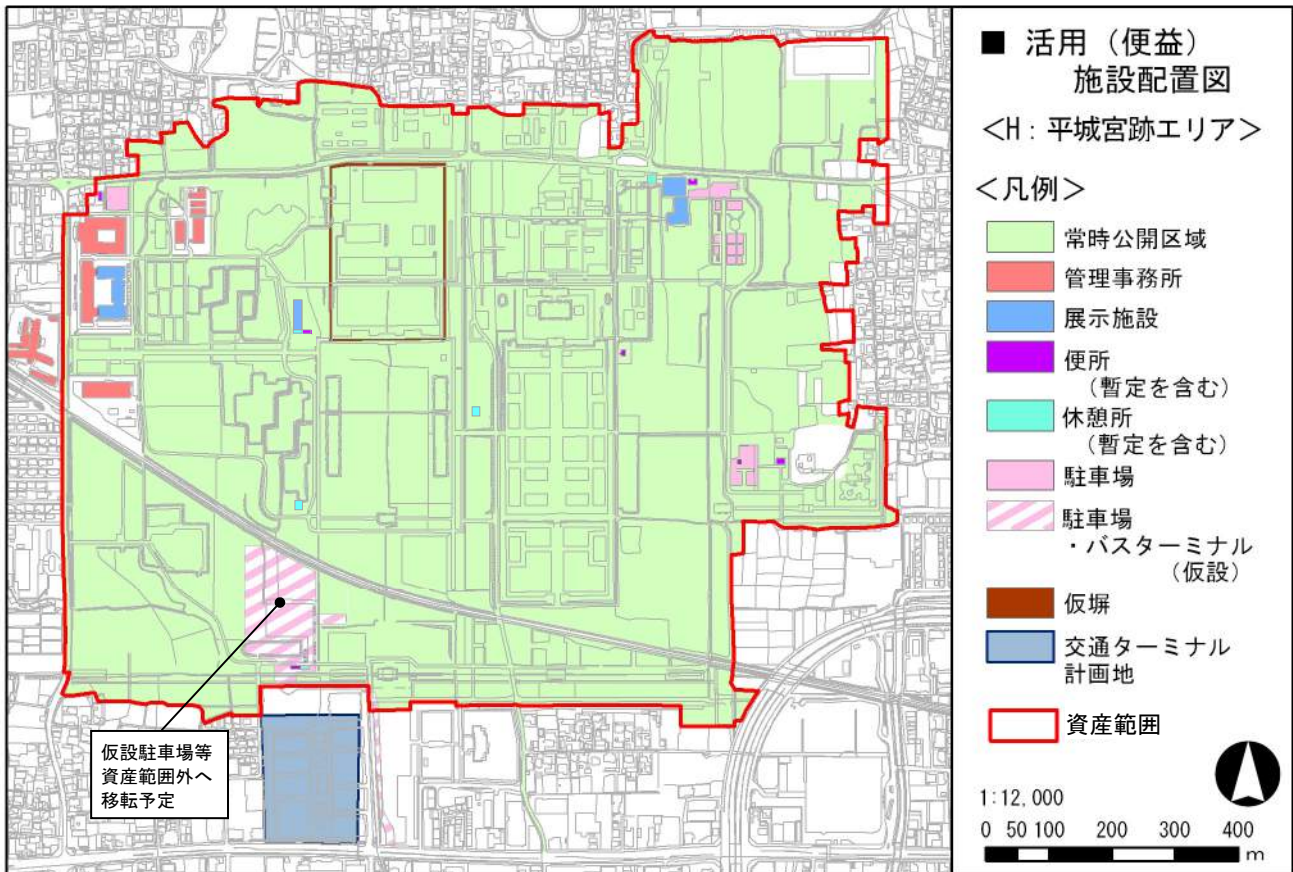
構成資産	防火・消火対策					防犯対策	地震対策 (耐震補強)	台風対策	防災訓練
	自動火災報知器	消火栓設備			避雷設備				
		消火栓・放水銃	ドレンチャージャー	スプリンクラー					
H 平城宮跡	—	—	—	—	—	月 1 回防災・防犯パトロール 主催：平城宮跡安全・安心連絡協議会（国・県・市・消防・警察・奈文研・NPO 等 10 団体による） ※2009 年開始	—	—	—

(3) 公開・活用の現況

→ 要因 1.5

平城宮跡では、地下にあって目にすることのできない遺構の価値を来訪者にわかりやすく伝えることを目的として、第一次大極殿、朱雀門、東院庭園の復原（原寸大プレゼンテーション）を含む、さまざまな遺跡整備が進められている。平城宮跡の整備に関しては、登録推薦書に付属資料「平城宮跡における遺跡整備の手法と意義」を添付し説明しているが、それ以降も世界遺産委員会において追加説明が求められたため、政府は「平城宮跡の保存整備・管理・公開活用に関する考え方と今後の方向性」と題する文書で回答するなどの対応を行ってきた。現在検討が進められている第一次大極殿院の復原（原寸大プレゼンテーション）については、形態・意匠・構造について調査研究を進め、信頼性が確保できると判断されたものから段階的に実施することとなっている。

平成 20(2008)年からは、我が国固有の文化的資産である平城宮跡の一層の保存と活用を図るため、国営公園として整備・公開・活用を図っている。



(4) 保存管理体制

平城宮跡の保存管理は、土地所有と文化財の保存管理を行う文化庁、平城宮跡の適切な保存活用を目的とする公園整備事業を行う国土交通省国営飛鳥歴史公園事務所、管理団体である奈良県、地域を管轄する奈良市、発掘調査・研究を行う奈良文化財研究所が、「平城宮跡保存・活用連絡協議会」を設置し、緊密に連携をして行っている。

現状に変更が生じる行為等を行う場合は、文化財保護法に基づく現状変更の手続きに従い、文化庁長官の許可を受ける必要がある。文化庁長官は、国が設置する文化審議会に対して諮問を行い、イコモス国内委員会委員を多数含む文化財分科会における学術的かつ厳密な審査に基づく答申を経て許可することとしている（図 3-16）。

また、平城宮跡東側の歴史的環境調整区域を通過するルートに建設が計画されている大和北道路の整備を行う国土交通省奈良国道事務所は、地下水位を監視するとともに、随時進捗状況を文化庁に報告することとしている。

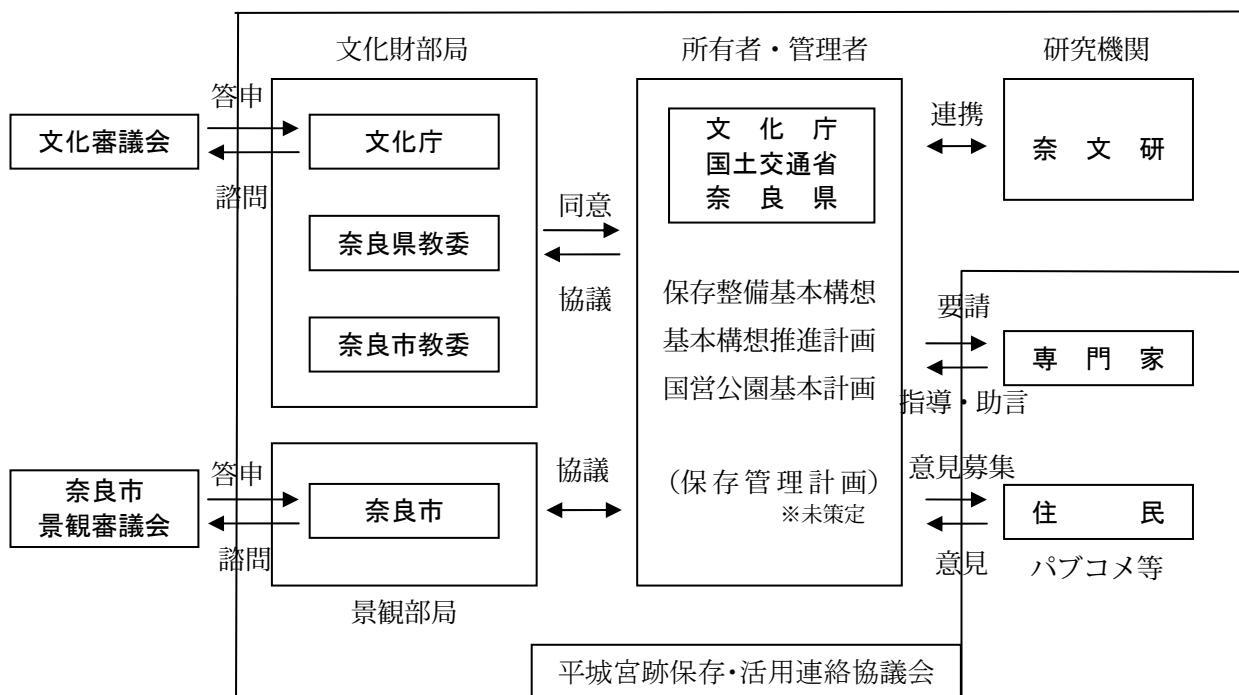


図 3-16 平城宮跡の考古学的遺跡の保存管理体制

3.3 周辺環境の現状

周辺環境の現状の把握にあたっては、資産と同様に、ユネスコ世界遺産センターへの定期報告様式（定期報告セクションⅡその3）に示された資産に影響を与える要因に照らし、図3-17に示す周辺環境のまとめ（春日山周辺、元興寺周辺、西の京周辺、平城宮跡周辺）ごとに、影響を与える要因の有無を整理した（p.31、表3-2）。

表3-2として整理した資産に影響を与える要因のうち、周辺環境に該当する項目は表3-10のとおりである。本項では、その詳細と対応内容を含む現状を整理する。

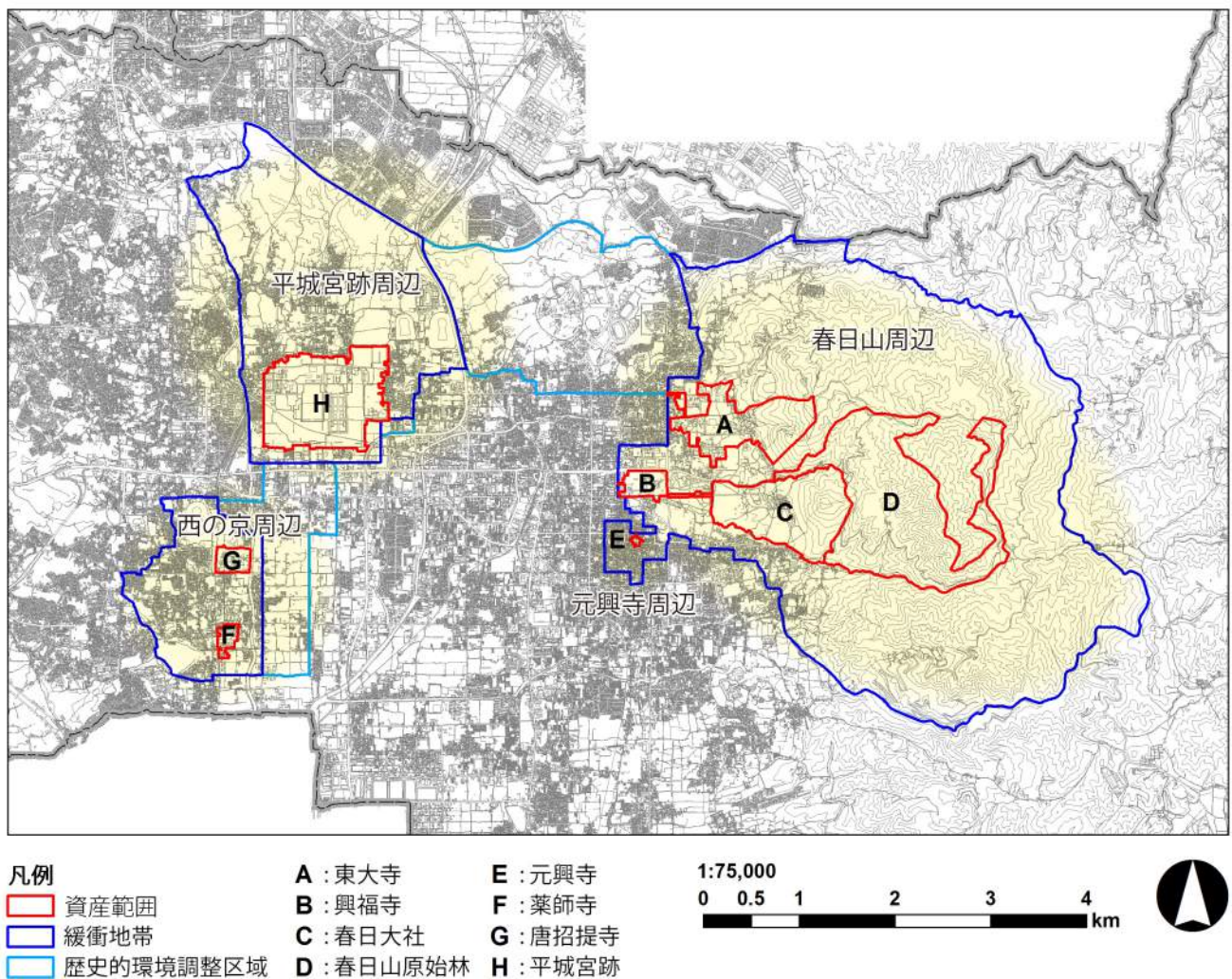


図3-17 周辺環境のまとめ

表 3-10 資産に影響を与える要因及びその内容（周辺環境）

＋：正の影響、－：負の影響、()：潜在的影響

■：(潜在的な) 負の影響に対し既に対応がなされている項目

資産に影響を与える要因 (周辺環境に該当する項目)		影響	内容	対応 記載頁
1 開発	1.1 住宅開発	(－)	周辺の住宅地等の拡大	p. 53
	1.2 商業開発	(－)		
	1.4 宿泊施設等	(－)		
	1.5 インタープリテーション施設、来訪者施設	(±)	便益施設、情報発信施設等の充実による、来訪者の利便性の向上及び遺産への理解の促進 整備の規模、内容によっては資産の価値に負の影響を与える可能性あり	p. 53
2 交通インフラ	2.1 陸上交通インフラ	(－)	リニア中央新幹線建設計画（奈良市付近を經由する計画となっている）	p. 29 p. 48 p. 53
	2.4 交通インフラの利用に起因する影響	(－)	周辺道路に起因する自動車の排気ガスや粉じんの影響 春日山周辺：公園として利用されているエリアにおける交通インフラによる環境の変質 平城宮跡周辺：京奈和自動車道の建設による、地下遺構及び景観への影響	
3 公共インフラ	3.2 再生可能エネルギー施設	(－)	太陽光パネル等、再生可能エネルギー施設の規模・内容によっては資産の価値に負の影響を与える可能性あり	p. 53
4 環境汚染	4.4 大気汚染	(－)	大気汚染因子による環境への影響（平城宮跡周辺を除く）	p. 29
11 突然の生態学的事象、地学的事象	11.6 火災	(－)	元興寺周辺：周辺市街地からの延焼	p. 35

奈良市は、平城京建都に始まる歴史的・文化的な蓄積を基礎に発展を遂げてきた極めて個性的な都市で、豊かで美しい自然と数多くの優れた文化資産を有する古都である。

良好な自然景観を形成している土地において都市環境の保全を図るため、昭和 12（1937）年に都市計画法に基づく風致地区の指定を行い、昭和 40（1965）年には風致地区の拡大、また、昭和 45（1970）年には建築物の高さ、建蔽率及び壁面後退距離をきめ細かく段階規制した。

そうした中、戦後の急激な都市化に伴って、奈良市にも宅地開発の波が押し寄せ、昭和 40（1965）年前後には、奈良をはじめ京都・鎌倉などの古都の景観を守ろうとする世論が高まった。こうした市民意識を背景に、昭和 41（1966）年に「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）」が公布され、歴史的風土保存区域の指定が行われた。昭和 42（1967）年には、歴史的風土保存区域のうち、歴史的風土の保存上特に重要な部分を歴史的風土特別保存地区に指定し、昭和 57（1982）年には大規模な地区の拡大を行った。

また、市街地の景観保全に重要な高度地区の指定に先立ち、昭和 46（1971）年に実施された「奈良市の景観整備に関する調査研究」において、都市の景観規制は東大寺大仏殿、興福寺五重塔に対する平城宮跡や薬師寺西方の大池の岸辺からの通視線の確保を基準として設定すべきであるという提言がなされた。これを受けて、昭和 55（1980）年に市街地の環境の維持と景観の保全を目的に高度地区の指定を行い、昭和 62（1987）年に、建築物の高さ制限の基準をきめ細かく設定した。これにより平城宮跡大極殿跡から見る若草山、東大寺大仏殿、興福寺五重塔の眺望など、奈良を代表する景観が保全されることになった。

1980 年代になると、元興寺周辺の市街地などにおいて、伝統的木造建築から鉄骨造・鉄筋コンクリート造建築への建替えが増加するなど、歴史的な町並み景観に混乱が生じた。奈良市ではこうした変化に対応し、貴重な景観を保全し、魅力ある景観を創出するため、平成 2（1990）年に「奈良市都市景観条例」を制定した。これに基づいて、平成 4（1992）年に「奈良市都市景観形成基本計画」を策定し、平成 6（1994）年には都市景観形成地区の指定を行った。

平成 10（1998）年の本資産の世界遺産登録以降も、平成 14（2002）年に、県からの権限移譲に伴い、良好な景観の形成や風致の維持のため屋外広告物を制限する「奈良市屋外広告物条例」を制定した際に、各資産、緩衝地帯及び歴史的環境調整区域の範囲を同条例に基づく禁止地域に指定して、厳しい制限を設けた。

さらに、平成 16（2004）年の景観法施行を受け、平成 22（2010）年には、これまで奈良市で展開されてきた上記のような多様な関連施策を組み合わせ、より総合的な景観づくりを進めていくための指針として「奈良市景観計画」を策定するとともに、「奈良市都市景観条例」を「なら・まほろば景観まちづくり条例」として改正し、景観形成重点地区の指定を行った。

平成 24（2012）年には、奈良市固有の美しい眺望景観を保全・活用していくため、「奈良市眺望景観保全活用計画」を策定し、現在はその基本的な考え方を反映させた奈良市景観計画の改正作業を行っている。

以上のような取り組みを通じて、各構成資産の周辺には、それぞれの地域特性に応じて各種の規制が行われており（p.61-64、表 3-11 及び巻末資料編参照）、概念的には次に示す緩衝地帯及び歴史的環境調整区域で説明することができる。

①緩衝地帯

各資産の周辺部は、従来から、建築物等の意匠、形態、色彩及び高さ等を規制する各種法律・条例等により総合的に保全されている。その中から各構成資産を保護するために必要な区域を緩衝地帯として位置付ける。同地帯における歴史的風土、風致景観及び町並み景観が、各構成資産の価値を保証する。

②歴史的環境調整区域

風致景観の保全及び市街地環境の維持を目的とした各種法律・条例等による規制区域の中から、遺産全体を包括的に保全するための区域を歴史的環境調整区域として位置付ける。同区域は古都奈良の歴史的風致景観と都市開発等との調和を図っている。

本節では、緩衝地帯について、周辺環境の4つのまとまり（春日山周辺、元興寺周辺、西の京周辺、平城宮跡周辺）ごとに、それぞれに関係する法令の整理及び各制度の概要を示す。

3.3.1 春日山周辺

春日山周辺は、古都保存法により歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区、都市計画法に基づく奈良市風致地区条例により風致地区に指定されているのに加え、東大寺、興福寺、春日山原始林を含む範囲が文化財保護法により名勝奈良公園に指定されている。

1) 古都保存法 歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区 ー春日山地区

「奈良市歴史的風土保存計画」に示された春日山地区における行為の規制の大綱は下記のとおりである。

本地区の歴史的風土保存の主体は、春日大社、興福寺、東大寺等の歴史的建造物と一体となる奈良公園の自然的環境の保存にあり、背景となる春日山、御蓋山、若草山等の丘陵とその稜線における建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点をおくものとする。また、春日奥山周遊道路沿道の石仏等の歴史的資産と一体となる原始林については、森林美の保存に重点をおくものとする。

2) 奈良市風致地区条例（都市計画法） 風致地区 ー春日山風致地区

「奈良市風致保全方針」に示された春日山風致地区の保全方針は下記のとおりである。

奈良盆地の東端を形成する大和青垣の山並みと春日断層崖による「青垣」といった美しい自然景観の保全を念頭におき、東大寺、興福寺、春日大社といった国宝・重要文化財の建築群と周辺の緑地や山並みへの眺望等、奈良の重要な景観を維持・保全していく。また、山並みに緩く連なる市街化や田園・果樹園等の農村地域の風景といった、奈良全体のイメージを構成する景観を保全するために、緑地保全、建築物の意匠形態に配慮する。

3) 文化財保護法 名勝 ー名勝奈良公園

「名勝奈良公園保存管理・活用計画」に示された名勝奈良公園の保存管理・活用計画の基本方針は下記のとおりである。

1. 名勝奈良公園は、自然的要素、歴史的・文化的要素、および公園的要素が融合した景観的特質により名勝の本質的価値である風致景観が構成されている。このため、各要素の個々

の保存はもとより、それらの要素の相互作用により総合的価値が発揮されるように適切な保存管理を行う。

2. 明治以降、現在に至る名勝奈良公園の形成過程を踏まえ、名勝地を構成する境内地や園地、山林部などを区分したうえで、各区域の本質的価値を活かすとともに、多様な空間構成に応じた適切な保存管理を進める。
3. 奈良公園は、名勝の指定区域のみならず周辺地域の景観とも密接な関係を持ち、それら地域の景観もまた名勝奈良公園の構成要素として認識されるものである。このため、周辺地域も含めて、総体としての適切な景観形成を進める。
4. 世界文化遺産「古都奈良の文化財」の資産を擁する名勝奈良公園の有する多様な価値を多くの国民が享受し、公園として多様な来訪者を迎える場にふさわしい保存管理と活用との調和を図る。
5. 関係社寺および地域住民の生活・生業により継がれてきた奈良公園の脈々たる歴史に十分に配慮し、それら奈良公園に係る地域の諸活動との連携のもと、相互の協力により後世に続く名勝の保存管理・活用を進める。
6. 名勝奈良公園の保存管理・活用を推進するため、関係部局等における体制づくりを進める。

3.3.2 元興寺周辺

元興寺周辺は、景観法に基づくなら・まほろば景観まちづくり条例により都市景観形成地区及び景観形成重点地区に指定されている。

1) なら・まほろば景観まちづくり条例（景観法） 景観形成重点地区 —奈良町歴史的景観形成重点地区

「奈良市景観計画」に示された奈良町歴史的景観形成重点地区の景観形成方針は下記のとおりである。

奈良町は、江戸時代の終わりから戦前までの伝統的な町並みの面影を今に伝えており、住み続けるまちとして接する人々に安らぎを与え、さらに心の豊かさをもたらしています。

奈良町の町並みを特徴付ける地形や町割や伝統的な工法による社寺や町家などの建築物、地域住民に大切に管理されている地藏尊などの歴史的資産を大切に保全するとともに、伝統産業や伝統行事などの伝統的活動や新たなイベント、各町に伝わる説話や伝承などの文化的資産を将来世代に受け継いでいくことにより、豊かな歴史的風致を感じられる景観形成を推進します。

奈良町の歴史的な町並みと春日山などの周囲の山々とが一体となった歴史的風土を感じられる景観形成や、興福寺五重塔への眺望の確保などの周辺の歴史的資産との一体的な景観形成を推進することにより、国際文化観光都市における観光拠点に相応しい景観を形成していきます。

人々が住み続け、生活を感じられる人間味豊かなまちとしての魅力を生かした住環境の整備や景観づくりを推進します。

3.3.3 西の京周辺

西の京周辺は、古都保存法により歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区、都市計画法に基づく奈良市風致地区条例により風致地区、景観法に基づくなら・まほろば景観まちづくり条例により景観形成重点地区に指定されている。

1) 古都保存法 歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区 ー西の京地区

「奈良市歴史的風土保存計画」に示された西の京地区における行為の規制の大綱は下記のとおりである。

本地区の歴史的風土保存の主体は、薬師寺、唐招提寺等と一体となる自然的環境の保存にあり、両寺の間および県道奈良大和郡山斑鳩線からの展望域については、建築物その他の工作物の規制に重点をおくものとする。

2) 奈良市風致地区条例（都市計画法） 風致地区 ー西の京風致地区

「奈良市風致保全方針」に示された西の京風致地区の保全方針は下記のとおりである。

西の京丘陵の東端に位置し、西側の丘陵部分、川に沿った低地部分から構成される自然景観と丘陵麓にある垂仁天皇陵、秋篠川に沿って位置する唐招提寺、薬師寺の歴史的な社寺や史跡が近景においても、遠景においても特徴となっていることを踏まえる。

特に、唐招提寺、薬師寺及びその寺社林と門前集落の街並みを含む歴史的景観を保全することを基本とする。また、西の京丘陵よりの眺望を保全するとともに、盆地より見渡せる丘陵や寺社の緑地、寺社を背景とした周辺集落の家並み、薬師寺の塔より構成される田園風景と調和した景観の保全に努める。

3) なら・まほろば景観まちづくり条例（景観法） 景観形成重点地区 ー西の京歴史的景観形成重点地区

「奈良市景観計画」に示された西の京歴史的景観形成重点地区の景観形成方針は下記のとおりである。

世界遺産である薬師寺や唐招提寺の東側にあたり、世界遺産のハーモニーゾーンとして、世界遺産との関係を十分に考慮した景観形成が求められる地区です。特に、大池からの世界遺産及び春日山への眺望景観など、市域東部の山並みへの眺望景観を確保するためには、当該地区の拡がりのある農地の保全や建築物等の景観誘導、景観阻害要素の排除を積極的に進めていくことが求められます。

当該地区を北部区域と南部区域に区分し、以下の方針のもと、「西の京・文化観光地区～水と緑と藁が織り成すまちづくり～」を進めていくこととします。

北部区域においては、山並みへのビスタの形成や連続性のある街路景観の形成、親水空間の形成を図るとともに、点在する農地をオープンスペースとして積極的に活用し、水と緑の豊かな住環境の形成を推進します。

南部区域においては、農業基盤整備等により拡がりのある農地の保全に努め、春日山等の山並みへの眺望景観の確保及び歴史的風土を感じられる場としての整備を推進します。

3.3.4 平城宮跡周辺

平城宮跡周辺は、古都保存法により歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区、都市計画法に基づく奈良市風致地区条例により風致地区に指定されている。

1) 古都保存法 歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区 ー平城宮跡地区

「奈良市歴史的風土保存計画」に示された平城宮跡地区における行為の規制の大綱は下記のとおりである。

本地区の歴史的風土保存の主体は、平城宮跡ならびに大型古墳群と一体となる自然環境の保存にあり、平城宮跡及び北部丘陵周辺においては特に建築物その他の工作物の規制、土地形質の変更および木竹伐採の規制にあわせて水上池等水辺景観の保存に重点をおくものとする。

2) 奈良市風致地区条例（都市計画法） 風致地区 ー平城山風致地区

「奈良市風致保全方針」に示された平城山風致地区の保全方針は下記のとおりである。

地区内の大きなランドマークとなっている平城宮跡及びその背後の佐紀丘陵のスカイラインの保全に配慮するとともに、丘陵中腹に点在する古墳群とその樹林地を背後にして建ち並ぶ住宅地との調和を図ることを基本とする。

歴史的風土特別保存地区に指定されている古墳群や平城宮跡などの史跡と周辺住宅地の景観の調和を図るとともに、良好な住環境の形成に配慮する。

3.3.5 管理体制

周辺環境の管理体制として、自治体内では、下記のとおり関係部局の連携協力体制が確立されており、登録以降適切に機能している。

- ・奈良県では土地利用調整会議（議長：地域振興部長、地域政策課）を設置し、大規模開発について関係部局（庁内 30 課・室）間の調整を図っている。奈良市では都市問題調整会議及び開発事前協議会が同様の機能を担う。
これらにより、都市計画法、古都保存法、風致地区条例等の土地利用規制法令による許認可にあたり、奈良県教育委員会（文化財保存課）・奈良市教育委員会（文化財課）への協議の仕組みが機能している。
- ・1 ha を超える大規模開発については、事前に遺跡有無踏査を実施するシステムをとっており、大規模開発事業（公共事業・民間事業とも）については、文化財担当部局においても比較的早期の情報把握が可能である。
- ・公共事業については、奈良県教育委員会（文化財保存課）・奈良市教育委員会（文化財課）がともに、前年度に担当事業課からヒアリングを行っている。

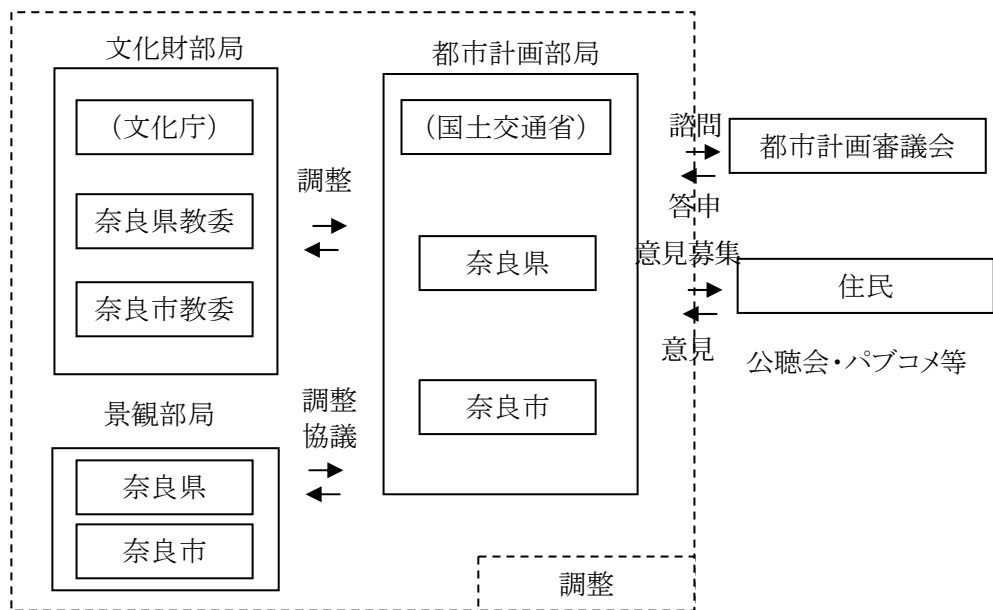


図 3-18 周辺環境の管理体制 都市計画決定（県・市）、事業認可・承認（国・県）

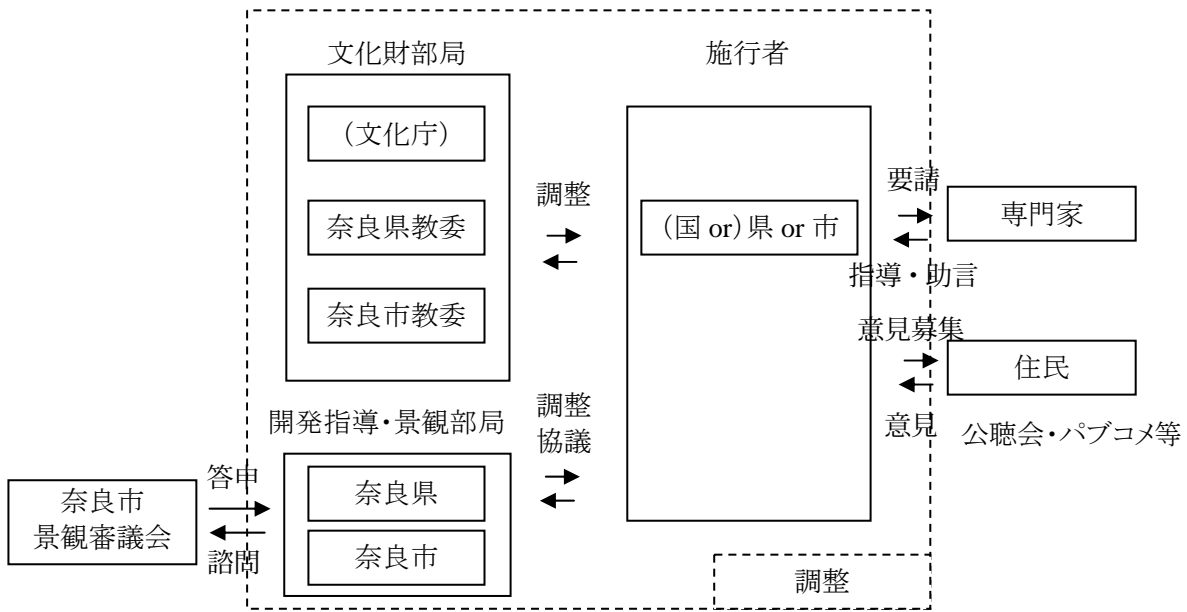


図 3-19 周辺環境の管理体制 公共事業施行(史跡等指定地外)

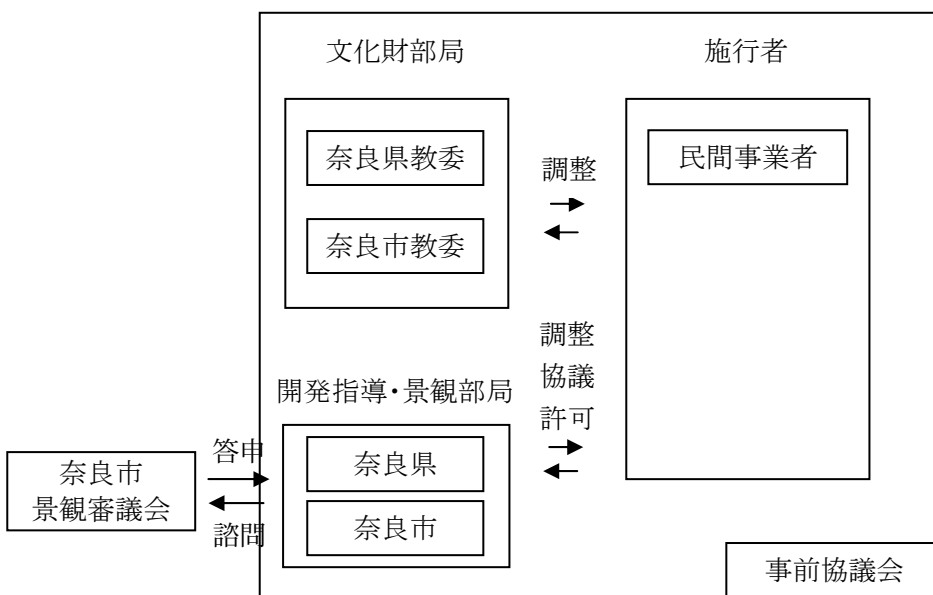


図 3-20 周辺環境の管理体制 民間開発事業(史跡等指定地外)

表 3-11 各制度の概要

制度名／根拠法令	原則	許可・届出	建築行為等への制限	罰則規定																																												
歴史的風土特別保存地区／古都保存法	歴史的風土の凍結保存のため現状変更行為は禁止、最小限度の行為のみ許可。条件により損失補償請求、買い取り請求が可能。	許可	高さ 5m以下、床面積の合計 30 m ² 以下（農業用倉庫等）、形態・意匠が歴史的風土と著しく不調和でないこと等、最小限度の行為のみ可。	懲役または罰金																																												
歴史的風土保存区域／同上	現状変更行為を制限。	届出	歴史的風土保存のため必要のある場合、助言・勧告	罰金																																												
風致地区／奈良市風致地区条例（都市計画法）	建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為を規制。	許可	<p>1. 建築物の新築、改築、増築又は移転</p> <ul style="list-style-type: none"> 位置、形態、意匠がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。 当該建築物の敷地が造成地等である場合は、風致の維持に必要な植栽を行うこと。 建築物の高さ、建蔽率、壁面後退距離、緑地率が次の基準を満たすこと。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">高さ(m)</th> <th rowspan="2">建蔽率(%)</th> <th colspan="2">壁面後退距離(m)</th> <th rowspan="2">緑地率(%)</th> <th rowspan="2">切土又は盛土の法面の高さ(m)</th> </tr> <tr> <th>道路側</th> <th>隣地側</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種</td> <td>8</td> <td>20</td> <td>3</td> <td>1.5</td> <td>40</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>第二種</td> <td>10</td> <td>30</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>30</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>第三種</td> <td>10</td> <td>40</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>20</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>第四種</td> <td>12</td> <td>40</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>20</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>第五種</td> <td>15</td> <td>40</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>20</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 工作物（建築物を除く）の新築、改築、増築又は移転</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺の風致と著しく不調和でないこと。 <p>3. 建築物その他の工作物の色彩の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺の風致と著しく不調和でないこと。 <p>4. 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓</p> <ul style="list-style-type: none"> 植栽等を行うことにより、周辺の風致と著しく不調和にならず、周辺の木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 <p>5. 木竹の伐採</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺の風致を損なうおそれが少なく、かつ、次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> - 建築物その他の工作物の新築、宅地の造成などを行うための必要最小限の伐採 - 森林の択伐 - 伐採後の成林が確実な森林の皆伐（1ヘクタール以下に限る） <p>6. 土石の類の採取</p> <ul style="list-style-type: none"> 採取の方法が露天掘りでなく、かつ、周辺の風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 <p>7. 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺の風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 	種別	高さ(m)	建蔽率(%)	壁面後退距離(m)		緑地率(%)	切土又は盛土の法面の高さ(m)	道路側	隣地側	第一種	8	20	3	1.5	40	2	第二種	10	30	2	1	30	3	第三種	10	40	2	1	20	4	第四種	12	40	2	1	20	4	第五種	15	40	2	1	20	4	罰金
種別	高さ(m)	建蔽率(%)	壁面後退距離(m)				緑地率(%)	切土又は盛土の法面の高さ(m)																																								
			道路側	隣地側																																												
第一種	8	20	3	1.5	40	2																																										
第二種	10	30	2	1	30	3																																										
第三種	10	40	2	1	20	4																																										
第四種	12	40	2	1	20	4																																										
第五種	15	40	2	1	20	4																																										

			項目		景観形成基準	修景基準（補助対象）	修理基準（補助対象）	
					位置	敷地	現在の町並みの壁面線をそろえる。やむをえず後退させる場合は、伝統的な塀等を設置して、町並みの連続性を維持する。	
都市景観形成地区／なら・まほろば景観まちづくり条例	建築物等の規制誘導を行うため景観形成基準を定めている。基準にもとづく建築物等の修理、修景に対して補助金を交付する。	届出	構造物	構造	原則として木造在来工法とする。やむをえずその他の工法とする場合は、規模・形態を周囲の景観に調和したものとする。		伝統的建築物については、主としてその外観を維持する為、原則として現状維持又は復元修理とする。	罰金
				高さ	建築物の高さは前面道路境界より奥行10mまでは高さ8m以下、10m以遠においては高さ15m以下とする。			
				幅	前面道路に面する建造物は、おおむね敷地の間口いっぱいに建てるものとする。	前面道路に面する建築物は、おおむね敷地の間口いっぱいに建てるものとし、前面道路に面した空地は設けないものとする。		
				屋根・庇	原則として日本瓦葺（棧瓦・本瓦）とし、屋根の勾配は4～5寸勾配を標準とする。	切妻造平入り日本瓦葺（棧瓦・本瓦）とし、屋根の勾配は4～5寸勾配を標準とする。一階部分には通庇を設ける。		
			外観の意匠	外壁	漆喰塗壁で腰板張りを基準とする。	漆喰塗壁で腰板張りとする。		
				玄関・窓等	建具は、木製あるいはアルミサッシ（木目調・黒・茶色等）とする。	建具は、木製あるいはアルミサッシ（木目調・黒・茶色等）とし、玄関建具は格子戸とする。その他の開口部の前面には木製の格子を設ける。		
				色彩	白・黒・茶・薄茶・灰色を基準とする。			
			塀	土塀・真壁塀・生垣とし、町並みの連続性に配慮する。	土塀・真壁塀等伝統的な形式のもの、又はそれらにならったデザインのものとする。			
			門	塀やその外の建物と一体感を持たせ、周囲の景観との調和及び、町並みの連続性に配慮する。	棟門・薬医門等伝統的な形式のもの、又はそれらにならったデザインのものとする。			
			駐車場（営業用）	道路に面した駐車場は、原則として設置しない。やむをえず設ける場合は、塀・門・生垣等で周囲の景観に調和したものとする。	道路に面した駐車場は、原則として設置しない。やむを得ず設ける場合は、塀・門・生垣等で周囲の景観に調和したものとする。なお、塀・門は他の基準を満たすものとする。	—		
屋外広告物	自己用以外の広告物は、設けない。自己用についても位置・大きさ・デザイン等は周囲の景観に調和したものとする。	—	—					

			土地形質等の変更	敷地の形質の変更を行う場合は、変更後の状態が周囲の景観を著しく損なわないものとする。	—	—					
景観形成重点地区／なら・まほろば景観まちづくり条例（景観法）	一体的に景観形成に取り組むべき区域として、建築物等の規制誘導を行うためのデザインガイドラインを定めている。	届出	奈良町歴史的景観形成重点地区					罰金			
			項目		デザインガイドライン						
			建築物・工作物	配置	現在の町並みの壁面線をそろえる。やむをえず後退させる場合は、伝統的な塀等を設置し、町並みの連続性を維持すること。						
				敷地	原則として、現在の町並みを形成している歴史的な敷地の形状を維持すること。						
				構造	原則として、木造在来工法とする。やむをえずその他の工法とする場合は、規模・形態を周囲の景観に調和したものとする。						
				規模	高さ	建築物の高さは前面道路境界より奥行10mまでは高さ8m以下、10m以遠においては高さ15m以下とすること。					
					幅	前面道路に面する建造物は、おおむね敷地の間口いっぱいにて建てるものとする。					
				形態・意匠	屋根・庇	原則として日本瓦葺（棧瓦・本瓦）とし、屋根の勾配は4～5寸勾配を標準とすること。					
					外壁	漆喰塗壁で腰板張りを基準とすること。					
					玄関・窓等	建具は、木製あるいはアルミサッシ（木目調・黒・茶色等）とすること。					
					色彩	白・黒・茶・薄茶・灰色を基準とすること。					
				その他	建築設備については、道路からできるだけ見えない位置に設置するように努めること。他						
			塀	土塀・真壁塀・生垣とし、町並みの連続性に配慮すること。							
			門	塀やその外の建物と一体感を持たせ、周囲の景観との調和及び、町並みの連続性に配慮すること。							
			駐車場		道路に面した駐車場は、原則として設置しない。やむをえず設ける場合は、壁・門・生垣等を設け町並みの連続性に配慮し、周囲の景観に調和したものとする。						
			屋外広告物	共通	自家用以外の広告物は、設けないこと。位置・大きさ・意匠等は周囲の景観に調和したものとする。他						
				建築物等に設置する屋外広告物	屋上広告物は、設置しないこと。他						
				独立型屋外広告物	交差点周辺では設置しないよう努めること。他						
			土地の形質の変更等		敷地の形質の変更等を行う場合は、変更後の状態が周囲の景観を著しく損なわないものとする。						
			自動販売機		景観配慮型を設置すること。もしくは木格子で囲むこと。						
西の京歴史的景観形成重点地区											
項目		デザインガイドライン									
共通		景観上重要な春日山と生駒山への眺望景観や周辺の街路景観に配慮すること。他									

			建築物・工作物		配置	植栽が可能な空地をできるだけ設け、ゆとりとうるおいのある空間を確保すること。他							
			建築物・工作物		規模	周囲の建造物や自然環境と調和した規模・高さとする。他							
			建築物・工作物		形態意匠	良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。他							
			建築物・工作物		形態意匠(色彩・素材)	屋根の色彩は、黒、濃灰、濃茶又は濃緑とする。他							
			建築物・工作物		緑化	駐車場、駐輪場は適切な位置に設け、オープンスペースは可能な限り緑化に努めること。他							
			開発行為		できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大な擁壁又はのり面が生じないように配慮すること。他								
			土地の形質の変更		歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、保全活用に配慮すること。他								
			物件の堆積		道路等の公共空間から見え難い位置及び規模とするよう配慮すること。他								
			屋外広告物		共通	自家用以外の広告物は、設けないこと。他							
		建築物に設置する屋外広告物			屋上広告は設置しないこと。他								
		独立型屋外広告物			交差点周辺では設置しないよう努めること。他								
			自動販売機		景観配慮型を設置すること。								
国定公園／自然公園法	優れた自然の風景地を保護する。	許可	第1種特別地域		既存建築物の改築、建て替え等以外は許可しない。							懲役又は罰金	
			第2種特別地域		高さ制限13m以下、建築面積2,000㎡以下、建蔽率は敷地面積に応じて10%、15%、20%、その他公法上の諸制約がある。								
			第3種特別地域										
保安林／森林法	良好な自然環境の保全・形成、森林の有する公益的な機能の維持・増進を図るため、必要な規制を行う。	許可	立木の伐採、土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地形質の変更等については、保安林指定の目的達成に支障を及ぼさない行為のみ可能。										懲役又は罰金
市街化調整区域／都市計画法	自然環境保全等のため市街化を抑制すべく、開発行為、建築行為に規制を行う。	許可	特定工作物、農林漁業の用に供する建築物、又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物等のみ可能。										懲役又は罰金
高度地区／都市計画法	街並み景観の保全と日照確保のため、建築物の高さの最高限度を定めている。	確認(許可により限度を超えることも可能)	種別	10m 高度地区	15m 斜線 高度地区 隣地斜線 制限 9m+ (1:1.25)	15m 高度地区	15m 高度地 区(勾配屋 根緩和型) 軒高10m以 下・最高限 度18m	20m 高度地区	25m 高度地区	31m 高度地区	40m 高度地区	懲役又は罰金	
第一種低層住居専用地域／都市計画法	低層住宅に係る良好な住居の環境を保護する。	確認(許可により限度を超えることも可能)	建蔽率(%)		容積率(%)		高さ(m)		壁面後退(m)			懲役又は罰金	
			30~60		50~100		10		1.0~1.5				

3.4 計画策定の視点と方針

寺院及び神社の境内・宗教建造物群

現況の保存管理の評価	本計画策定にあたっての視点/方針
<p>【顕著な普遍的価値の保護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法に基づき、現状変更の厳しい制限、適切な保存管理等が実施されている。 ・各建造物の保存修理等にあたっては、明文化されていないものの、専門家の監修の下、伝統的技術を忠実に採用している。 ・上記により、「形状・意匠」、「材料・材質」、「伝統・技能」、「位置」についての真実性が担保されている。 	<p>【視点】 建造物群の保存管理方法の明確化</p> <p>【方針】 現行の取り組みの継続を基本とし、保存修理等の考え方や手法について明示する。</p>
<p>【顕著な普遍的価値の伝達】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各寺院境内において、宗教施設としての「用途・機能」、「精神性・感性」の真実性を尊重した整備が実施されている。 ・寺院境内の環境整備にあたっては、顕著な普遍的価値を構成する要素ではないものも含め、文化財保護法に基づく検討過程が適用されており、周囲に調和しない現代的な要素の導入は指導・勧告の対象となっている。 	<p>【視点】 寺院境内の整備の在り方に関する基本的方針の設定</p> <p>各構成資産において、各々の目標をもった整備が実施されているが、8世紀の宗教の在り方を示す世界遺産としての基本方針が共有されていない。</p> <p>【方針】 社寺境内の整備の在り方について、基本方針を設定する。 ※既存の整備計画との調整を図るとともに、新たに整備計画が策定される際の指針とする。</p>
<p>【保存管理体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各社寺の所有者・管理者が、文化庁、専門家と密接な連携をとりつつ、保存管理、整備を実施している。 	<p>【視点】 建造物群、社寺境内の保存管理体制の明確化</p> <p>現行の保存管理体制は適切であるが、特に境内の整備についての検討過程には、世界遺産としての視点を組み込む必要がある。</p> <p>【方針】 現行の体制の継続を基本とし、対外的（世界遺産委員会等）に理解が得られるよう明示する。加えて、資産全体の包括的な保存管理の充実を図る。</p>

春日大社及び春日山原始林の神道思想に関連する文化的景観

現況の保存管理の評価	本計画策定にあたっての視点/方針
<p>【顕著な普遍的価値の保護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法に基づき、現状変更の厳しい制限、適切な保存管理等が実施され、顕著な普遍的価値は確実に保護されている。 ・春日大社境内と春日山原始林は、聖域としての「精神性・感性」の真実性が担保されている。 	<p>【視点】 文化的景観の保存管理方法の明確化</p> <p>【方針】 現行の取り組みの継続を基本とし、保存修理等の考え方や手法について明示する。</p>
<p>【顕著な普遍的価値の伝達】</p>	<p>【視点】 春日山原始林を望む景観の維持</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・将来的に景観に影響が出る恐れがある原始林の衰退について、対策のための調査研究が実施されている。 	<p>【方針】 天然記念物としての保存管理により景観の維持を図ることを示す。</p>
<p>【保存管理体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各構成資産の所有者・管理者が、文化庁、専門家と密接な連携をとりつつ、保存管理、整備を実施している。 	<p>【視点】 文化的景観の保存管理体制の明確化</p> <p>【方針】 現行の体制の継続を基本とし、対外的（世界遺産委員会等）に理解が得られるよう明示する。加えて、資産全体の包括的保存管理の充実を図る。</p>

平城宮跡の考古学的遺跡

現況の保存管理の評価	本計画策定にあたっての視点/方針
<p>【顕著な普遍的価値の保護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法に基づき、現状変更の厳しい制限、適切な保存管理等が実施され、顕著な普遍的価値は確実に保護されている。 ・土と木で構成される脆弱な考古遺跡は、適当な厚さの保護盛土を行い、地下水位及び水質のモニタリングを実施することにより、木簡等の埋蔵遺物を含め確実に保護されている。 	<p>【視点】 平城宮跡の保存管理方法の明確化</p> <p>【方針】 現行の取り組みの継続を基本とし、保存修理等の考え方や手法について明示する。</p>
<p>【顕著な普遍的価値の伝達】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上部においては、地下遺構の保存を前提に、その価値を伝えるため、復原を含む整備を行っている。 	<p>【視点】 復原整備の信頼性の確保と向上に向けた、検討の進め方の明確化</p> <p>【方針】 平城宮跡における建造物の復原については、世界遺産委員会から復原の妥当性の包括的な説明が求められたこともあり、今後、復原整備の信頼性の確保と向上のために、検討過程（進め方）や整備の原則を含めて、対外的に理解が得られるよう明確化する。また、国内外の議論や研究成果、技術の進歩を踏まえた是正の仕組みについて検討の必要性を示す。</p>
<p>【保存管理体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国営公園化に伴い、複数の主体が保存管理に関わるようになったため、関係機関で構成する連絡協議会で調整を図りながら、資産（地下遺構）の保存管理については文化庁、整備については国土交通省が主体となり、専門家と密接な連携をとりつつ、保存管理、整備を実施している。 	<p>【視点】 平城宮跡の保存管理体制の明確化</p> <p>【方針】 国営公園化を受けて整備された現行の体制の継続を基本とし、対外的（世界遺産委員会等）に理解が得られるよう明示する。加えて、資産全体の包括的保存管理の充実を図る。</p>

周辺環境

現況の保存管理の評価	本計画策定にあたっての視点/方針
<p>【資産の保全と開発（観光・商業）の調和】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緩衝地帯」及び「歴史的環境調整区域」により、おおむね良好な環境を維持している。 ・京奈和自動車道（大和北道路）建設計画等の開発計画については、世界遺産委員会に状況を報告している。 	<p>【視点】 保全と開発の調和に配慮した周辺環境の保全に関わる考え方の明確化</p> <p>【方針】</p> <p>周辺環境の保全に関して、都市計画や観光・商業の動向や今後の開発計画等を見据え、保全と開発の調和に配慮した周辺環境の保全の考え方を明確にする。</p> <p>京奈和自動車道（大和北道路）建設計画等の開発計画については、今後も世界遺産委員会に状況を報告する。</p>
<p>【保存管理体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良県では、土地利用調整会議を設置し、大規模開発について関係部局（庁内 30 課・室）間の調整を図っている。 ・奈良市では、都市問題調整会議及び開発事前協議会が同様の機能を担う。 ・これらにより、都市計画法、古都保存法、風致地区条例等の土地利用規制法令による許認可にあたり、奈良県教育委員会(文化財保存課)、奈良市教育委員会（文化財課）への協議の仕組みが機能している。 	<p>【視点】 保存管理体制の明確化</p> <p>【方針】</p> <p>現行の体制の継続を基本とし、対外的（世界遺産委員会等）に理解が得られるよう明示する。加えて、資産全体の包括的保存管理の充実を図る。</p>

資産総体

現況の保存管理の評価	本計画策定にあたっての視点/方針
<p>【保存管理体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産総体としての保存管理のしくみが不明確である。 ・国、県、市、宗教法人等様々な管理者が関わっている。 	<p>【視点】 保存管理計画の策定</p> <p>【方針】</p> <p>資産総体としての保存管理の方針を定め、個別の保存管理計画を策定する際に世界遺産としての価値を保存する上での指針を示す。</p> <p>【視点】 保存管理計画の徹底</p> <p>【方針】</p> <p>保存管理計画の確実な実施のため、その徹底を図る。</p>

第4章 保存管理のビジョンと基本方針

世界遺産「古都奈良の文化財」の「顕著な普遍的価値の言明」(p.10)を踏まえ、その保存と活用を図る観点から、「顕著な普遍的価値の保存管理」、「周辺環境との一体的な保全」、「公開・活用の推進」の3つの柱からなる保存管理のビジョンと基本方針を以下のとおり設定する。

「古都奈良の文化財」の包括的保存管理のビジョン

1. 顕著な普遍的価値の保存管理

「古都奈良の文化財」は、5つの仏教寺院（東大寺・興福寺・薬師寺・元興寺・唐招提寺）、神社（春日大社）、関連する文化的景観（春日大社・春日山原始林）、考古学的遺跡からなり、その顕著な普遍的価値は、ii) iii) iv) vi) の4つの評価基準の下、「日本の歴史に政治的・文化的変化をもたらした8世紀の日本の都における宗教や生活の在り方を鮮明に、包括的に示している」と評価されている。この価値の確実な保存を図る。

2. 周辺環境との一体的な保全

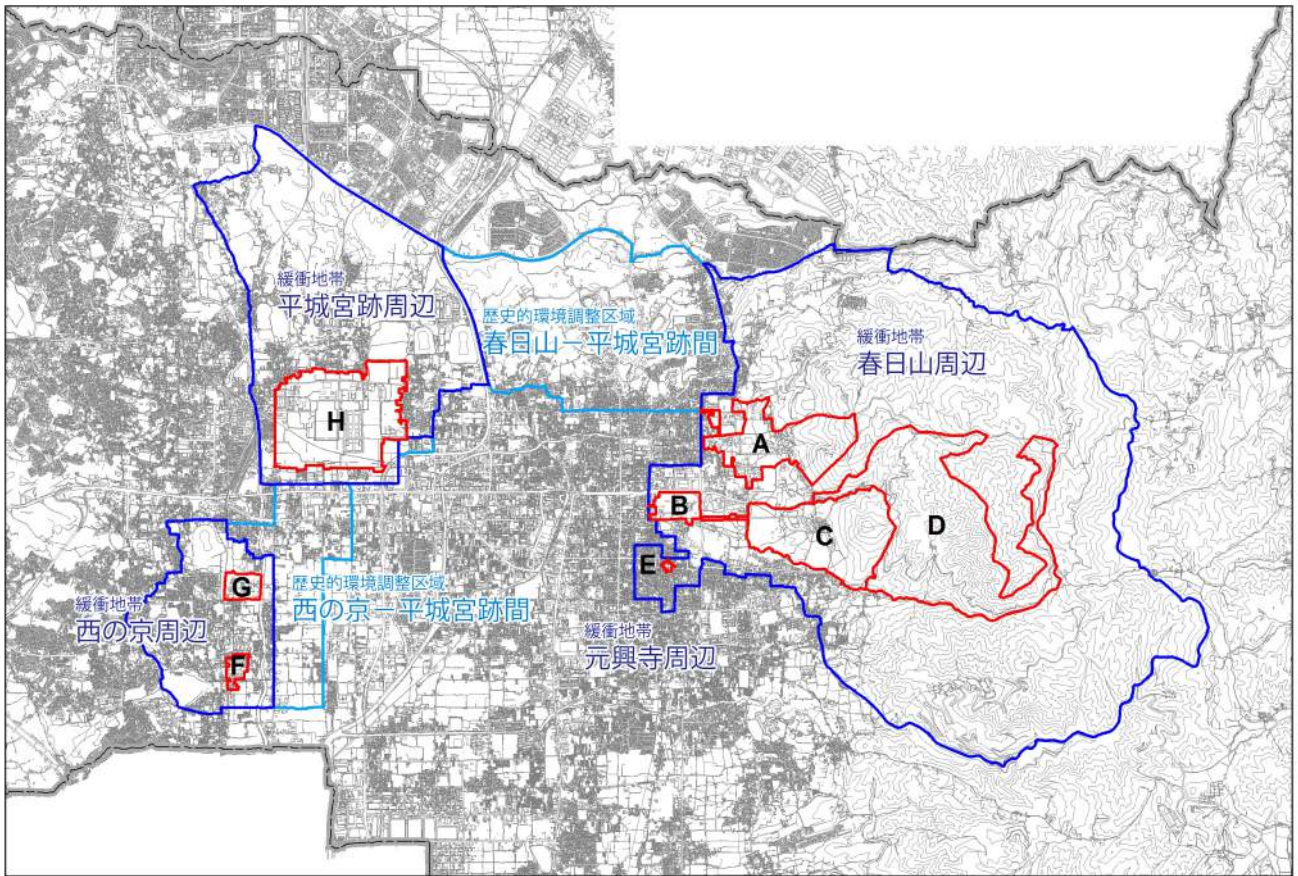
「古都奈良の文化財」の周辺には、奈良盆地を囲む「大和青垣」と呼ばれる山並みの緑豊かな自然環境や、寺院周辺の歴史的な町並み、田園風景といった歴史的風致が保全されている。これら周辺環境との一体的な保全を図るとともに、そこに暮らす地域住民の生活との共存を持続する。

3. 公開・活用の促進

地域住民及び国内外からの来訪者が本資産の価値を深く理解できるよう、公開・活用を促進する。これにより本資産の価値を一層高め、持続可能な保存管理を図る。

基本方針

1. 顕著な普遍的価値の保存管理	基本方針1 顕著な普遍的価値を表す要素の明確化 基本方針2 要素の種別に応じた保存管理 基本方針3 文化財保護法、古都保存法、都市計画法、景観法等による資産に影響を与える要因への対応 基本方針4 顕著な普遍的価値を守る人材の育成と確保
2. 周辺環境との一体的な保全	基本方針5 構成資産との関係を踏まえた地域ごとの方向性の設定 基本方針6 地域住民の生活との共存
3. 公開・活用の促進	基本方針7 各構成資産の特質に基づいた公開・活用 基本方針8 調査・研究の継続と成果の公表



凡例

■ 資産範囲

■ 緩衝地帯

■ 歴史的環境調整区域

A : 東大寺

B : 興福寺

C : 春日大社

D : 春日山原始林

E : 元興寺

F : 薬師寺

G : 唐招提寺

H : 平城宮跡

1:75,000

0 0.5 1 2 3 4 km



図 4-1 本計画の対象



図 4-2 8 世紀の奈良の姿 (平城京復原模型)



A 東大寺



B 興福寺



C 春日大社



D 春日山原始林



E 元興寺



F 薬師寺



G 唐招提寺



H 平城宮跡

写真は全て矢野建彦氏撮影